

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
85

2020.12

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 平成13年(2001年)と令和2年(いま)

法務総合研究所長 上富 敏伸

外国法制・実務

5 [ラオス] ラオスにおける民事上の問題「請求権を生じさせる基礎原則」とは何か

JICA長期派遣専門家 鈴木 一子

16 [カンボジア] カンボジアにおける法学教育の問題

カンボジア王立法経大学非常勤 チア・シュウマイ

23 [中国] 中国民法典の制定について(1)

JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【国際研修・共同研究】

85 [ミャンマー] ミャンマー：商標法に関するオンラインセミナーについて

国際協力部教官 村田 邦行
同 下道 良太

91 [ウズベキスタン] ウズベキスタンにおける法整備支援(行政法, 民事訴訟, 犯罪白書)
～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～

国際協力部教官 黒木 宏太

【講義・講演】

103

国際専門官 嵐 文子

【活動予定】

105

国際専門官 嵐 文子

業務調整専門家の眼

107 ラオス法整備支援の10年間

JICA業務調整専門家 川村 仁

専門官の眼

117

主任国際専門官 今村 佳織

各国プロジェクトオフィスから

121

ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵
ラオス長期派遣専門家 入江 克典
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂

お知らせ

124 法整備支援連絡会に関するお知らせ

編集後記

125

国際専門官 嵐 文子

巻頭言

平成13年（2001年）と令和2年（いま）

法務総合研究所長

上 富 敏 伸

令和2年3月30日付けで、法務総合研究所長を命ぜられました上富敏伸です。よろしくお願ひ申し上げます。昭和63年任官の検事です。任官33年目になりますが、この間、検察庁以外では、法務省刑事局、在ドイツ日本国大使館、司法制度改革推進本部事務局などに勤務した経験があります。法務総合研究所との関係は、研修生としてお世話になったり、講師として何度か呼んでいただいたりしたことがあるだけで、勤務は初めてです。また、大使館勤務時代を除くと、国際関係業務に就いた経験はなく、法制度整備支援についても、法務総合研究所国際協力部の業務として一応の知識があるだけでした。最近では4年以上検察庁勤務が続いていましたので、法務省の仕事も久しぶりということになります。というわけで、なにぶん経験不足、この分野では新参者ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

着任直後から東京都をはじめとする各地では新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、1週間後の4月7日には緊急事態宣言が公布され、法務総合研究所が行っている国内外の各種研修は軒並み中止ないし延期に追い込まれました。法整備支援についても、対象国現地のプロジェクトは継続されているものの、法務総合研究所から派遣されていた長期専門家はいずれも帰国する事態となり、通常とは全く異なった中での業務になりました。

早いもので着任して既に半年以上が過ぎ、本来であれば、海外出張の機会があったり、海外からのお客様をお迎えするなど、法整備支援分野についてある程度の知見を得ているはずで、せっかく執筆する機会をいただいたこの巻頭言にも多少は書くことができるはずだったのですが、今申し上げたような次第で、法整備支援分野における最近の自らの経験をネタにこの原稿を書くことはできなくなってしまいました。とはいえ、以上、終わりというわけにはいきませんので、思い付くままに、もう少し筆を進めてみることにします。既刊の巻頭言のような有益な内容は含まれておりませんので、お時間のある方だけお付き合いください。

国際協力部は、平成13年（2001年）4月に誕生し（本誌は、翌年1月から刊行）、来春には設置から満20年を迎えることとなります。京都コンGRESは1年延期になりましたが、その結果、国際協力部としては、満20歳を迎える記念すべき春にこの大きなイベントに参加することとなったわけです。この平成13年という年は、法整備支援にとっては国際協力部の新設という大きな一歩が記された年になりますが、国内的には、2年間にわたり調査・審議を続けてきた司法制度改革審議会の意見書が内閣に提出されたのが同年6月のことで、同意見書を受ける形で、翌7月に内閣官房に司法制度改革推進準備室が

設けられ、司法制度改革推進法の制定に伴って、同室が司法制度改革推進本部事務局となった年であり、その後の司法制度改革の大きな動きにとっても画期となる年でした（私のほぼ唯一の国際分野における仕事の経験である在ドイツ日本国大使館勤務は、ミレニアムを挟んだ平成10年から13年までの3年間であり、この年の7月帰国するとそのまま、法務・検察に復帰することなく、上記の司法制度改革推進準備室勤務となりましたので、国際協力部の発足とほぼ時を同じくして、私の国際関係分野での経験は終了したということになります。）。

ところで、同審議会の意見書では、司法制度改革の3本柱の一つとされた「国民の期待に応える司法制度」中の「国際化への対応」における4つの項目の一つとして、「法整備支援の推進」が掲げられており、その後閣議決定された「司法制度改革推進計画」においても、「国際化への対応」として、「グローバル化が進む世界の中で、司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが一層重要となっているとの認識の下に、民事司法の国際化、刑事司法の国際化、法整備支援の推進及び弁護士の国際化を図るための措置を講ずる。」とされ、司法制度改革推進本部とともに、法務省、外務省及び文部科学省が法整備支援の推進を担うこととされています。つまり、法整備支援は司法制度改革の中にも位置付けられた取組であり、法務省におけるその実施主体がまさに国際協力部だったわけですが、当時の私は、同じ本部事務局で仕事をしていながら、自分の担当職務で手一杯で、申し訳ないことに、法整備支援のことはあまり意識していなかったというのが正直なところでした。司法制度改革における法整備支援に関する議論についてもう少し申し上げると、本部事務局内に設けられた分野別の検討会の一つに、国際化検討会があり、法整備支援はそこでの検討テーマとされていました。首相官邸のホームページで今でも閲覧できる当時の記録を見ると、国際化検討会第14回会議（平成15年5月14日開催）には、日本弁護士連合会から矢吹公敏先生（本誌第69号の巻頭言を御執筆されています。）が御出席になっているほか、法務総合研究所からは当時の山下輝年国際協力部教官（その後国際協力部長）、赤根智子国際連合研修協力部次長（その後法務総合研究所長を経て現在国際刑事裁判所判事）が出席し、法整備支援の意義や実情、懸案事項等を説明しています。また、竹下守夫先生（駿河台大学長（当時））が、「法整備支援の現状と課題」と題して、カンボジア民訴法起草支援の経験を踏まえたプレゼンをなさっておられます。竹下先生は、この場では法整備支援に関してお話しされていますが、御案内のとおり、司法制度改革審議会の会長代理もお務めになっており、上記審議会意見書の取りまとめに御尽力された方ですから、いわば、司法制度改革と法整備支援の両分野にわたる御活躍の証というべき場面だったのかもしれませんが。個人的な思い出を付け加えさせていただくと、平成12年5月に司法制度改革審議会が海外実情調査を行った際、ドイツ訪問グループに竹下先生がいらっしゃり、当時、在ドイツ日本国大使館に勤務していた私は、ケルン及びミュンヘンにおける視察に同行させていただき、夜はビアホールでの楽しい時間を過ごさせていただきました。その後、特別顧問室や法制審議会の場でお目にかかった際には、ドイツでのことを楽しそうにお話になっておられたのを覚えています。さらに私ごとを付け加えると、その後は司法制度改革の系

譜を引く仕事に携わることが多かったのですが、20年を経て、今度は法整備支援の分野で仕事をする機会をいただいたのはいかなる縁だろうかと思う次第です。

自らの経験とのわずかな接点を材料に昔の話をしてしまいましたが、ここからは視点を現時点の方向に転じてみることにします。

現在、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、人の動きが大きく制約された中で、帰国中の長期専門家や国際協力部教官等の職員は、テレワーク態勢を確立した上で、オンラインを活用し、各人、上司や同僚との間はもちろんですが、対象国の関係者との間でも、累次 Web 会議を開催するなどしながら、日常の業務を滞りなく遂行しています。もちろん、直接顔を合わせて行う場合とは勝手が異なる面はあることとは思いますが、それでも、業務がきちんと進んでいる様子を見ると、自分が海外に赴任していた20年前の様子と比べてまさに隔世の感があります。既にインターネットや携帯電話はあったものの、ドイツ赴任前の日本では、個人で携帯電話を利用している人はまだそれほど多くはないという状態（総務省の統計によると、平成11年（1998年）のインターネット世帯普及率11.0パーセント、携帯電話とPHS端末を合わせた人口普及率は37.4パーセントだったそうです。）で、インターネットは通常の電話回線を利用したダイヤルアップ方式による通信が普通でした。赴任先のドイツでも同じで、自宅のあったボン市内には契約していたインターネットプロバイダーのアクセスポイントがなかったため、ケルン市内のアクセスポイントに電話をかける方法でEメールを送受信したり、ホームページを見たりしていました。回線を接続したままでは、自宅の電話は話し中が続きますし、電話料金がどんどん加算されますから、最小限の接続時間で必要な情報を得なければならず、Eメールを含め、必要なデータをダウンロードしたら回線を切ってその後内容に目を通すのが通常でした。通信速度も信じられないほど遅く、静止画像でも、少し大きなデータ量のものだと少しずつ画面上に画像が描かれていくのをジリジリしながら待つのが普通でしたから、動画や音声などは論外でした。当時はそのような通信事情でも、日本国内と何とかやりとりをしながら日常の業務をこなしていたわけですが、同じような状態で今般の事態に直面したら一体どうやって仕事をしたのだろうか、国際的な仕事に限らず、国内での仕事についても、ちょっと想像が付きません。日常の中にいると、技術の進歩は自然なこととして慣れてしまうものですが、こうしてある特定の時点を振り返ってみると、その変化の大きさに驚くばかりです。もっとも、そうした変化にはメリットがあるだけではなく、人の移動が比べものにならないくらい大規模、頻繁になっている今とは異なり、当時であれば、もしかすると、国境を越えての感染症の広がりには逆に今回のようなスピードではなかったのかもしれませんが。

さて、現在の状況は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により強いられたものではありませんが、新たな業務遂行のスタイルを確立するきっかけにできないだろうかと考え始めています。今後、人の行き来が復活した後であっても、例えば、外国での打ち合わせ、会議に我が方のスタッフが現地に出張して参加するのと併せて、日本にいるスタッフも同時に Web を通じて参加するようなハイブリッド型の開催方法も考えられるでしょう。そうなれ

ば、経費もそうですが、特に時間的な制約からかなり自由になりそうです。現地にいる長期専門家と本邦にいるスタッフの双方が同じ会議に参加し、本邦にいるスタッフは、今日はA国での会議に、明日はB国での会議に、それぞれWebで参加することが可能になり、そのことに抵抗がなくなるとすれば、国際協力部や法務総合研究所の持つ資源は従来と同じであっても、その効率的な活用という面からは大幅なレベルアップが可能になるように思います。また、こうした業務遂行方式が普及すると、様々な事情で実際に海外に赴くことには困難のある人であっても国際的な業務に携わる機会を得ることができるかも知れない、海外からの研修生についても、来日しての研修と全く同じではないとしても、来日できない事情がある人であっても、国際協力部や国際連合研修協力部が提供する種々の機会を享受する可能性が広がるのではないかと考えています（法務総合研究所における国内研修でも同じで、長期間入寮して行っている現在の研修システムの下では参加に困難がある職員の参加へのハードルを下げる仕組みを構築できないだろうかと考えています。）。

一般の事態に直面して、私たちの身の回りのIT環境が実は遅れていたり、貧弱であったりするということが指摘されるようになっていきます。我々、法務総合研究所も同様であることを痛感させられています。日常が平穏に過ぎている中では、それでも、以前よりは色々なことがずいぶん便利になっていて、特に不満や不都合も感じていませんでしたから、一般の事態は、そうした言わばぬるま湯の中で自覚できなかったことを発見するきっかけにはなり得たように思います。感染症で亡くなられた方、健康を害された方、経済面を含めて様々なつらい状況に置かれている方々が大勢いらっしゃる状況下ですので、このような事態は生じない方がよかったことはいまでもありませんが、実際にこのような状況が発生している以上、その経験を少しでも生かして新しい何かを生み出せたらと思っています。法整備支援や法務総合研究所の業務遂行の在り方も積極的に見直す機会にしたいと考えておりますので、法整備支援の新しい在り方について、読者の皆様からも様々な御意見、アイデアをいただくことができれば幸いです。

案の定、思いつくままのまとまりのない内容になってしまいました。役に立つ情報は、本誌の次ページ以下を御覧いただければと思います。

最後に、改めまして、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

ラオスにおける民事上の問題 「請求権を生じさせる基礎原則」とは何か

JICA長期派遣予定専門家¹

弁護士 鈴木 一子

1 本稿の目的

ラオス法の支配発展促進プロジェクト（以下「現行プロジェクト」という。）における民事系の活動として、現在、①民法典²の普及活動、②民事判決書を改善する活動、③法学部教育や研修を改善する活動の3つがある〔③を担当するグループを教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）という。〕。私は②と③の活動を担当している。3つの活動はそれぞれ独立しているが、民事法理論の構築を目指して連携を重視している。

これらの活動を通じて、ラオスにおける様々な民事上の論点があると分かった。今回は、ラオス側が「請求権を生じさせる基礎原則」と呼ぶ概念について紹介する。これは、現在も直面している課題である。助言や感想はぜひ筆者まで。

2 請求権を生じさせる基礎原則（3要件説）

発言者によって主張する要件が微妙に異なるが、ラオス側は、民事上の請求をするためには、次の3要件を満たす必要があると主張している（以下「請求権を生じさせる基礎原則」、あるいは「3要件説」という。）。

- 1 法律関係があること
- 2 違反行為（契約違反）があること
- 3 損害が発生していること

この3要件に「4 因果関係」を加えた4要件を主張する場合もある。これらの要件の意義は論者によって微妙に異なり、又は論者も理解しきれていない節があり、明確ではない。しかし、1「法律関係があること」は、どうも契約関係があることを指しているようだ。つまり3要件説は契約関係に当てはまる原則だ、というのが多数説のようである（ただし、不法行為等についても当てはまると考える者もいるようである。）。

そうすると、この3要件は債務不履行に基づく損害賠償請求の要件の大枠を摘示したに過ぎないように見える。しかし、ラオス側は、例えば貸金返還請求をする場合であっても、建物賃貸借契約を解除して建物明渡請求する場合であっても、この3要件は必要だし、

¹ 肩書の説明：私はラオスにJICA長期専門家として派遣される予定であるが、2020年10月現在、コロナウイルスの影響により渡航待機の状態である。そのため、JICAから派遣予定専門家として業務の委嘱を受け、日本国内からオンラインで活動を行っている。

² 2018年12月6日成立、2020年5月27日施行。

特に「損害の発生」が必要だという³。当然ながらその場合の損害とは何かという疑問が生じるが、説明を聞いてもいまいよく分からないのである。分かっているのは、多数説によれば3要件説は、売買や消費貸借という契約ごとの類型は捨象して、およそ契約に基づく請求は3要件による、という考えだということである。

以下、3要件説が登場した経緯について説明した上で、3要件説の適否について検討する。

3 3要件説が登場した経緯～事実認定問題集

現行プロジェクトでは前記の法学部教育や研修を改善する活動として、事実認定問題集を作成しており、3要件説は当該問題集を作成する過程で現れた。問題集は次のようなものである。

<貸金返還請求権>

Xの主張

私は、2016年1月1日に、Yにお願いされて、3000万キープを貸しました。返済期限は、2017年1月1日との約束でした。しかし、Yは、返済期限を過ぎても、私にお金を返してくれません。そこで、私は、Yに対して、3000万キープの返還を求めます。

Yの言い分 パターン1

そもそも私はXからお金を受け取ったことはありません。確かに当時、私はお金に困っていたのでXにお金を貸してもらうように頼んだことがありますが、結局、金額と返済期限について合意ができませんでした。

Yの言い分 パターン2

確かに私はXから3000万キープを受け取りましたが、あれは贈与されたものであり返す必要はないものです。

Yの言い分 パターン3

確かに私はXから3000万キープを受け取りました。そして、お金の返還について書面で契約を締結しましたが、私にはお金が無いので返済できません。

※パターン1からパターン3はそれぞれ独立している。

問題1：貸金を返還してもらうため、XのYに対する請求権の発生要件はどのようなものがあるか。関連する民法典の条文をあげて答えよ。

問題2：Yの言い分パターン1からパターン3において、この事件の争点は何か。

問題3：上記に記載した争点について審理するためにはどのような証拠が必要か。

日本の法律家にはおなじみの問題である。現在、この問題のほか、売買契約、賃貸借契約及び不法行為の合計4問を作成中である。

³ 論者によっては損害ではなく「不利益」という言い方をする。

ラオスでは従前、実体法上の要件に沿った事実認定はされず、司法の役割は徹底的に証拠を探して当事者の言い分が客観的真実と合致するかを確かめることであった。そのためか、実体法上の要件及び効果の整理は十分にされてこなかったし、事実認定理論も発展してこなかった。しかし、ラオスにおける司法の役割も変容し始めているようであり、国民に分かりやすく迅速な司法を目指しつつある。

このような経緯を背景にして、現行プロジェクトでは、ラオスにおいて実体法上の理論が構築されて適切な事実認定がされることを目指している（判決上の事実認定を改善するのが前記②民事判決書を改善する活動である。）。しかし、事実認定は一朝一夕に習得できるものではない。そこで、学部教育や実務家教育において使える問題集を作成することになった。それが事実認定問題集である。

事実認定問題集は事実認定の技術に関する教科書ではなく、前提となる実体法上の要件及び効果の整理を目指すものである。解答として要件事実を考えてはいない。なぜなら要件事実論の紹介をした際にラオスでは時期尚早あるいは適切でないという感触を得たからである。要件事実論は普遍的な考えというわけでもないし、実体法理論が熟していないうちに要件事実を導入することで枝葉末節な議論に入り込む危険もあるから、将来的に要件事実論が必要になる可能性はあるが、現時点では様子を見ることになった。ただし、抗弁的な話題が自然発生的に出ることがあり（例えば弁済の事実は誰が立証するのかなど）、その際には要件事実の考え方を基に説明している。

4 3 要件説が登場した経緯～従前の解答

2019年12月の本邦研修等を通じて検討した結果、前記問題1の解答案は、次のようになった。

XのYに対する貸金返還請求権の発生要件は次のとおりである：

- 1 金銭の返還合意があること
- 2 金銭の交付があること
- 3 金銭の返還時期について合意があること
- 4 金銭の返還合意と金銭の返還時期の合意が書面でなされたこと
- 5 金銭の返還時期が到来したこと
- 6 YがXに対して金銭を返還しないこと

要件1, 2, 3, 5は、日本民法とほぼ同様なので説明を省略する（私はラオス民法430条1項の文言上、消費貸借契約は諾成契約ではないかと思うのだが、2020年10月現在、ラオス側は要物契約であると理解している。）。

要件4について、ラオス民法430条5項では消費貸借契約は書面による要式契約とされた（口頭による消費貸借契約は日常的に締結されているものの、現時点でラオス側は書面によらない消費貸借契約は全て無効になると理解している。）。

要件6は日本の伝統的通説と大きく異なるところであり、興味深い。ラオス民法392条は次のとおり規定している。

第392条 契約不履行の効果

契約当事者の一方が不履行をしたときは、違反をされた側は契約履行を要求する権利を有し、損害を賠償させ又は契約を解除することができる。

そして、393条に履行請求、394条に損害賠償、395条に解除がそれぞれ規定されている。

これらの条文から、ラオスでは債務不履行の効果として①履行請求権、②損害賠償請求権、③解除権が発生すると解することができる。したがって、多数説は、契約の履行を請求するために「被告が債務を履行しないこと」が必要と考えている。一方、日本の伝統的通説は履行請求権を契約の効果として捉え、填補賠償請求権（履行に代わる損害の賠償請求権）を債務不履行の効果として捉えてきた。「履行請求権とは何か」という契約法の根幹部分がラオスの多数説と日本の伝統的通説において大きく異なるのである⁴。

ラオスにおいて履行請求権、損害賠償請求権及び解除権の関係については不明であり、日本の伝統的通説のように履行請求権が尽きたときに填補賠償請求ができると考えるのか、これらは並列なのかは分からない。

5 3 要件説が登場した経過～民事合同セミナー

事実認定問題集の解答を他の民事系グループに共有して議論を深めるため、2020年2月5日から同月7日にかけて民事系3グループ合同のセミナーを行った（以下「民事合同セミナー」という。）。民事合同セミナーの後半、一部の有力者が従前の解答案に異議を唱えて3要件説を紹介した。その場で事実認定問題集の解答について確定的な答えは出ず、引き続き検討することになった。

その結果、民事合同セミナー後の2月から5月にかけて、3要件説を前提とする解答案に修正された。

例えば、賃貸借契約の解除の問題について次のように修正された。

Xの言い分

2016年9月8日に私はYとの間で、Yが居住するため、自分が所有する建物を引き渡し、月間500万キープの賃料で、賃貸借期間はその日から2018年9月8日までだとする契約を合意した。

⁴ 日本民法でもラオスと同じ解釈を採ることはできる。潮見佳男教授がラオスと同じく履行請求権を債務不履行の効果として捉える立場である（プラクティス民法第3版65頁～、新版注釈民法（10）2の486頁）。

しかし、建物を引き渡した後、Yは早速に建物の一部を修理し、飲食及び軽食サービスの小さな喫茶店を始めた。本来、私はYの居住のために建物を貸した。Yは私との契約に違反したのである。よって、速やかにその建物から出て行って欲しい。

Yの言い分

私は正にXとの間で賃貸借契約を締結し、この建物を居住のために借りたと認める。居住してしばらくした後、私は一部内装工事をはじめ、小さな喫茶店にした。多くの材料は元々に建物内にある物を利用した。テーブルや椅子などは自分で買ったし、すぐ持って移動できるので、居住の利用目的とそれほど変わらない。

この間、Xの姪は独立して1人暮らしする予定となり住まいを探しているのですが、私はXがただ私を追い出すために、このようなことを言い出したにすぎないと思う。

問題 1 XのYに対する不動産を出てもらう請求権の発生要件はどのようなものがあるか。関連する民法典などの条文をあげて答えよ。

解答案は次のとおり、3要件説に依拠している。

Yに対するXの不動産を出てもらう請求権を発生させる要件は以下のようになる。

1. XとYに法律関係がある。それは、不動産の賃貸借（建物）があるということ（民法典 第434条）；
2. Yが契約に違反した。それは、居住のための賃貸借という契約の合意の内容だが、Xに承諾するための通知もなく、Yが飲み物・軽食サービスの小さな喫茶店をしたことにより、建物の一部を修理したということ（民法典 第18条、370条）；
3. 契約違反による損害が生じた。それは、その一部を改善又は修理したことにより、元々の建物に損害が生じた又は喫茶店を取り壊すことによる損害が生じたということ（民法典 第394条）

この解答案は作成途中であり最終案ではない。しかし、一番よく分からないのは、やはり要件3「損害」である。本問の場合、賃貸人は明渡しを求めているのであって、建物の修補を求めているわけではないのに、損害の意味としては3のような説明になるという。また、何度も確認したが、賃貸借契約の解除は不要だという。

6 3要件説はラオス側の総意か

教育研修改善SWGの定期会合における発言を見る限り、全ての事例に3要件が当てはまるわけではないと気付いている者もいる。しかし、発言力の強い複数人が3要件説を主張していることにより、「問題集の解答としては3要件説にまとめよう」という雰囲気になっている。

7 3 要件説のルーツ

教育研修改善 SWG メンバーに3要件説の起源について尋ねた。具体的には「誰が発案したのか」、「他国の誰かに聞いたのか」と質問したところ、ルーツは不明だという⁵。しかし、3要件説はラオス国立大学法政治学部（以下「FLP」という。）で教えられてきた、今も教えられているという。また、裁判官や書記官が使うべき原則だとされており、実務では書記官が3要件説に基づいて訴状審査を行い、裁判官が3要件説に沿って事件を検討しているという。

8 FLP 教科書

FLPで使用されているラオス語の教科書「fundamentals of civil law」（以下「FLP教科書」という。）に関連する記載があると聞いた。そこで、FLP教科書2019年版を2020年5月21日に入手し、内容を確認した⁶。当該教科書には、次のような記載がある。

契約内の責任とは、契約当事者の合意により発生する義務に関する債務者の債権者に対する責任であり、債務不履行または不完全履行または履行遅滞に関するものである。
契約内の責任を負うには、下記の二つがその基礎要件である。 <ul style="list-style-type: none">- 債務者が違反行為をしたとして、その債務を履行しなかったこと。- 当該違反行為が債権者に損害を与えたこと。
契約外の責任は、他人の物、生命、健康または精神に損害を与える法律違反行為から発生するものである。
契約外の責任の発生要件は下記のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">- 加害者の法律違反行為があること。例えば、Aは飲酒運転をし、交通法を守って運転していたBにぶつめたため、Bが負傷し、Bの車も故障した。AはBの治療費及び車の修理費を支払うことで、自身の不法行為に責任を取らなければならない。- 加害者と被害者との間に、何等かの合意関係がないこと、つまり、不法行為があり、損害が発生して初めて債務関係が発生すること。

これらは、日本の法律家が読めば、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求に関する記載であり、全ての請求権の発生要件について述べたものではないように見える。

⁵ あるSWGメンバーは、当初、過去のプロジェクトで作成した「民法教科書」（2007年。日本語訳なし）に3要件説が記載されていると述べた。そこで、翻訳して内容を確認めると言ったところ、「改めて確認してみたが、3要件説は載っていなかった」と言って発言を撤回した。当該教科書は日本の民法典AG監修の下で作成されたため、3要件説の記載はないと思われるが、確認するため、現在、関連する箇所を日本語に翻訳中である。

⁶ 2000年頃に執筆され、その後、改訂されたものである。プロジェクトでは2012年版及び2019年版を把握している。2012年版は利用されているが2019年版は印刷できておらず大学で利用されていないようだ。さらに現在、民法典に合わせて改訂中だという。

もっとも、2020年5月の定期会合においてSWGメンバーからFLP教科書の記載の説明として「民事の責任の基礎は契約内違反と契約外違反の2つに分けられる。契約内違反は、契約に基づいて違反があるか、ということであり、損害が発生すれば請求権が発生するとされている。契約外違反は、契約がなく、違反といえればよい。どういうときに違反といえるかには、①法律に違反した、②損害が発生した、③民事関係があった、という3つの要素が必要で、これを満たすと請求権が発生する。」との発言があった。この発言のうち、「民事関係があった」という要件は、FLP教科書の記載と異なるように思う。ちなみに「民事関係があった」という言い回しは民事関連法SWGでもしばしばみるものであるが、何を意味しているのか不明である。FLP教科書第3章「民事関係」の冒頭に次の記載がある。

社会において発生する法律関係は、その内容が相互に関係するものであり、民事関係の発生、変更、及び消滅の原因となる。民事関係の発生、変更及び消滅の基礎となるのは要件事実と法律行為である。

この記載の意味は分からない。なお、この記載に続き「要件事実」の説明がされているが、私の知っている要件事実を指すのであれば、その内容は誤っている（引用は省略。）。

結局、FLP教科書は3要件説について明快に説明したものではなく、読んでも溜飲が下がらなかった。

9 現時点における3要件説に対する私見

(1) 結論

3要件説は、契約に基づく請求をするためには「契約」と「債務不履行」が必要だと言っているだけのようであり、どのような要件があれば契約が成立し、どのような要件があれば債務不履行になるかの考察はされていない。非常に大雑把な議論である。また、「損害の発生」を請求権発生の要件として常に要求するのは誤りだと思う。結論として、全ての請求権の発生原因を3要件にまとめるのは難しいと思う。今後は、3要件説に捉われることなく、契約類型ごとに要件を分析して、議論を精緻化した方がよい（結局、従前の事実認定問題集の作成と同じように進めるのがよい。）。

(2) 実体法からの検討

前記のとおり、ラオス民法典では債務不履行の効果として①履行請求、②損害賠償請求、③解除を選択できる⁷。

また、第VI編「契約外債務」471条には次の規定がある。

⁷ 解除（395条）については「契約が解除されたときは、既にお互いに履行したものについては終わったものとする。一方が自分の義務を先に履行している場合、まだ履行していない側は補償をしなければならない。お互いにまだ履行していない義務については、お互いに無しにする。」とされ、解除した者は原状回復請求権を有するのではなく、補償請求権を有するよう見える。これが損害賠償請求権と同質なものかは不明である。

第471条 契約外債務の種類

契約外債務は以下の種類がある：

1. 不法行為；
2. 委任なく他人に代わってする仕事（事務管理）；
3. 権利ない物又は利益の受領（不当利得）。

不当利得（501条）は、次のとおり規定され、損害賠償とは別の規定である。

第501条 権利のない物又は利益の受領（不当利得）

権利のない物又は利益の受領（不当利得）とは、法律上の原因なく他人の物又は利益を受領し、他人の物又は利益を失わせることであり、受領者はその物又は利益を権利者に返還しなければならない。

以上をみると、ラオスにおいても類型化した個別の債権が予定されており、損害賠償請求権と履行請求権は区別されている。そうすると、損害賠償請求権とその他の請求権を発生させるための要件は、「債務不履行」という共通部分だけでなく、それぞれ検討するべきではないか。

この点に関し、ラオス実務では金銭賠償の原則（日本の民法417条参照）が採られていないようであり⁸、金銭賠償の原則が採られるフランスや日本ではなくドイツと近いようである⁹。私は、ここが請求権発生基礎原則の要件として「損害の発生」が挙げられた原因ではないかと思っている。つまり、損害賠償請求として金銭請求ではなく代替物の給付請求ができるラオスでは、損害賠償請求として目的物の引渡請求と同じ効果が得られるため、要件を混同してしまったのではないか。

損害賠償請求としての代替物の給付請求が可能であっても、前記のとおり、ラオス民法は損害賠償請求と債務不履行に基づく履行請求を区別しているのであり、損害の発生を常に要件とするのはやはり誤りだと考えられる。

なお、3要件は、表現に工夫の余地はあるものの、債務不履行に基づく損害賠償請求のための要件と考えるのは正しいと思う。

(3) 訴訟法からの検討

ア 債権と請求権の観点から

ご存じのとおり、例えば1つの社会的事実が債務不履行及び不法行為の要件を満たす場合に債務不履行に基づく損害賠償請求権及び不法行為に基づく損害賠償請求権の2つの債権が発生し、この2つを訴訟上、別個の請求権とみるか1つのものとみるか（既

⁸ 教育研修改善 SWG メンバーの発言。

⁹ 日本でも明文のある民法723条等のほかに例外的な原状回復は認められ得る。例えば賃貸借の目的不動産が毀損されたとして金銭賠償を求める請求に対し、債務者が損害回復措置として自ら修理することを抗弁として主張できる場合があると解することができる（大阪高裁昭和38年7月17日判決、新版注釈民法（10）2の522頁）。

判力で遮断されるべきものとみるか)は議論の余地がある。

訴訟物の議論を突き詰めれば、ラオス民法において債務不履行の要件を満たした場合、「債務不履行をされた地位」に基づいて①履行請求、②損害賠償請求、③解除による補償を求める請求を併せた1つの無色透明な請求権(紛争解決事項)として考えることは理論的に可能かもしれない¹⁰。

これは、債権、請求権及び訴訟物をどのように考えるかと関わる問題であり、ラオスにおいて整理されているか疑問である。FLP教科書第3章「民事関係」5.3に次の記載がある。

請求権は、契約の不履行また不法行為をし、損害を発生させた者に対してその損害を賠償するよう請求する、損害を受けた者の権利である。損害を受けた者は、違反行為をした者に対して、その違反行為に対する責任を追及する権利がある。

ここでも損害を問題にしているようであり、履行請求や原状回復請求、あるいは物権的請求権(ラオスでは物権と債権が明確に分化しておらず物権的請求権があるのか不明)と実体法の関係はどうなっているのかよく分からない。

なお、訴訟物論争は既判力との関係が大きいものだが、ラオス民訴法には判決の効力に関する詳細な規定や既判力に関する規定はなく、国家機関や国民等が確定判決を尊重しなければならない旨の規定(民訴法309条)及び確定判決が存在する訴えが提起された場合には裁判所は事件を不受理にする旨の規定(民訴法185条2号)があるのみである。185条が既判力を定めた規定かは不明である。

以上は、実体法上の権利の発生と裁判上の請求の問題であるが、請求権が広く1つにまとめられるとしても、実体法上の権利が発生するための要件は1つではないと思う。債務不履行という大枠の要件は同じでも、何が債務不履行に当たるかは契約類型ごとに異なる。

以上からすれば、訴訟において何を審理すべきかという問題は別途あるが、審理する対象を発生させる要件については、やはり分析的に考えるべきであって、3要件にまとめることはできない。

イ 実務の観点から

従前、ラオスでは、理論的に整理されているかは別として、裁判所は後見的役割を持ち、当事者が請求していなくても関連した紛争を一括して審理してきた。例えば貸金返還請求訴訟(元本請求)において当事者は主張していなくても「契約内容は相当か」「保証人はついているか」「利息も返還すべきか」などを審理していた。ラオスにお

¹⁰ 参考：ドイツの Josef Esser は所有者兼賃貸人が賃借人に対し、期間満了したのに目的物を返還しないとして物の返還請求ないし損害賠償請求をする場合に、請求権の基礎が同一だから、賃貸人は①契約上の返還請求権②不当利得返還請求権③所有権に基づく返還請求権④不法行為に基づく返還請求権(※ドイツでは金銭賠償の原則は採られていない。)の4つの請求権を有するのではなく契約、不当利得、所有権によって正当化される1つの請求権を有するとする。これは訴訟物をかなり広く捉えている説である(奥田昌道「請求権と訴訟物」判タ213号、214号参照。)

このような訴訟実務を維持すべきかどうかは民訴法改正の議論でされると思う¹¹。仮に今後も紛争一般を広く審理する方法が明示的に選択されたとしても、裁判所は実体法上の要件及び効果が何かは理解する必要がある（審理や判決書の分かりやすさに関係してくる）。ラオスの訴訟実務を踏まえても、やはり3要件説のように粗い議論をすべきではない。

(4) 小括

実体法及び訴訟法の観点から見て、3要件説は理論的に説明しきれない。

10 議論の状況

以上、紹介してきたように2020年2月の民事合同セミナーで3要件説が登場して以来、契約に基づく請求は全て3要件が必要であるという主張がされてきた。そこで、毎月の会合において、本当に問題集の解答が全て3要件にまとめられるのかラオス側と議論してきた。私が「3要件説は請求権発生の要件なのか、それとも裁判実務のto do リストではないか」「損害が不要な場合があるのではないか」などと質問しても、「3要件説は請求権発生のための基礎原則である」「損害は常に必要である」といった回答が多く、理論明快な発言がされたことはなかった。このような中、2020年8月、3要件説を唱えていた者が「3要件説は再考した方がよい」と言い出すに至ったようである。

2020年10月現在、3要件説は再考した方がよいと考えだすに至った者、3要件説を維持する者、よく分からないという姿勢をとる者の3つに分かれている。再考すると考え始めた者は「3要件説は、『原則』とまでいえないのではないか」という言い方をしている。また、「3要件説は『基礎原則』ではなく『一般原則』と整理すればよい」と言う者もいる。最近、理解が難しいと感じているのは、ラオス側が「一般原則」と「基礎原則」という言葉を区別して使っているようであることだ。一般原則と基礎原則の何が違うのかは分からない。ここはもう少しラオスの考え方を知る必要がある。

11 3要件説が生じてしまった原因（推測）

ラオスにおいては、債務不履行の効果として履行請求が認められているため契約違反を中心に審理してきたことや、損害賠償として原状回復が可能なこと、訴訟物概念が広がったことが原因となり、損害賠償請求と履行請求を明確に区別せずに議論してきたのではないかと推測される。このような慣習を背景に、権利についての理解が浅い段階で¹²債務不履行に基づく損害賠償請求に関する要件について日本又は外国から聞いた結果、話を誤解して「契約に基づく請求権一般を発生させる要件」として考えてしまい、単純化してしまったのではないだろうか。そして、3要件がどこかで「原則」として紹介され、社会主義体

¹¹ ラオスから要請があり、プロジェクトは民訴法改正に関わる予定であるが、改正には数年かかる見込みのようであり、活動の具体的な内容は決まっていない。

¹² ラオスでは法律家の間でも権利の概念が広まっておらず、要件を満たすと自動的に権利が発生することがあまり理解されていないように感じる。権利は書面にくっついていると思う者が多いようである。

制のラオスでは「原則」という言葉が重々しく1人歩きしてしまうため、金科玉条のように扱われてきたのではないか。

1.2 今後について

2020年11月3日と4日に第2回民事合同セミナーを開催し、3要件説についてさらに議論する予定である。今までの議論を通じて3要件説の存在意義が怪しくなってきたようだが、今後、3要件説が無かったことにされたり議論が有耶無耶になることは避けたい。3要件説は実際に大学で教えられ、裁判官や書記官が使うべき原則だとされてきたのだから、きちんと検証する必要がある。そして、今後は、3要件に捉われることなく契約類型を検討していく方向になるといいと思う。契約類型に応じて要件と効果が整理されるようになった場合には、将来的には3要件説は必要なく忘れられてもよい。

カンボジアにおける法学教育の問題

カンボジア王立法経大学 非常勤

チア・シュウマイ

問題の背景

カンボジアでは、ポル・ポト時代から国内の法学人材が不足し、かつ、現在の法学教育制度も十分に整備されていない。そのため、法制度に関して以下の二つの問題点を生じさせている。

第一に、成立した法令が矛盾していることである。内戦終結後20年以上が経過したが、未だ、様々な国や国際機関からの法整備支援を受けており、その成果として、刑事法（フランス）、土地法（アジア開発銀行）、商事法（アメリカ、カナダ）、民事法（日本）等が成立した。しかし、議論を調整できる人材がほとんどいなかったため、援助機関間の調整において相互理解とコミュニケーションがうまくいかず、議論がかみ合わなかったことがある¹。また、カンボジア国内においても関係省間の調整の難しさという課題を突きつけられる時もある。

条文が矛盾している法令もある。例えば、2019年8月の労働職業訓練省省令第360号は、外国人が10の業種で働くことを禁止することとしたが、およそ二ヶ月後の同年10月、別の通知第35号によってこの省令は撤回された。このように、法の安定性を欠いていることもしばしば指摘される。

第二に、今日になっても結局、成立した法令を運用できるカンボジア人の人材に限られていることである。カンボジアは、2019年まで7%以上の経済成長率を継続しているものの、国内労働者のスキルが高くないため、健全な成長とは言えない²。なお、世界銀行の予測によれば、コロナの影響で、カンボジアの経済成長率はマイナス1%から2.9%まで下がるということである³。発展する分野の中でも、とりわけ、建設、不動産投資などの法整備が間に合わなかったり、急いで法律を制定したにもかかわらず運用メカニズムができていないため、結局法律を通じた管理ができないままの状態に置かれている。例えば、2019年に制定された建設法はまだ運用できていない。

上記の問題の大きな原因は、法学人材の育成と配置にあるのではないかとと思われる。また、

¹ 独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」—途上国とともに歩む法整備支援』（2018年）112頁。例えば、アジア開発銀行が起草支援した土地法と日本が起草支援した民法案の対立の件である。民法案は、不動産の物権変動は双方の合意によって効力を生じるとしていたのに対して、土地法は登記によって効力が生じるとしていた。土地法は、カンボジアにはまだ存在しない登記制度を不動産取引の要件とする規定をおいたのである。最終的には、既に土地法に規定されていることから、合意による所有権の移転については、登記を効力発生要件にするという規定を民法草案に入れるということで、決着せざるを得なかった。

² Marc Baudinet, CAMBODIA IN THE TWENTY FIRST CENTURY: A Short social study, International Printing House Phnom Penh, 2018, p.51.

³ Cambodia Economic Update, Cambodia in the Time of Covid-19, World Bank Group, May 2020, P.5. <http://documents1.worldbank.org/curated/en/165091590723843418/pdf/Cambodia-Economic-Update-Cambodia-in-the-Time-of-COVID-19-Special-Focus-Teacher-Accountability-and-Student-Learning-Outcomes.pdf>（最終アクセス日：2020年10月1日）

カンボジアにおける法整備支援の効果を阻害する要因は、法曹による法律の運用能力が十分でないという点である。これらについては、喫緊の課題として、法学教育の制度改革を通じて改善する道を探っていくべきである。

なお、本件に関連する先行文献として、コン・ティリ氏「カンボジアにおける法律家養成制度現状と改革課題」がある⁴。

同論文は、丁寧にカンボジアの法律家養成制度について、フランス植民地時代から2007年までの法学教育を取り上げている。そこで本稿は、特に2007年以降2020年現在までの法学人材の育成における問題を述べる。

大学レベル

カンボジアには、法学部を有する国立大学と私立大学がある。国立大学は二つあり、王立法経大学(Royal University of Law and Economics, 以下「RULE」と略する。), 国立経営大学 National University of Management(NUM) である。私立大学の Pannasastra University of Cambodia(PUC), University of Cambodia(UC), Cambodia University of Specialties(CUS), Mekong University(MK), Build Bright University(BBU) にも法学部がある。

教育の法的枠組みの検討に関しては、名門大学である RULE を例として取り上げる。RULE を代表して選ぶ理由は、1957年に設置され、カンボジアで最初の法学部を有する大学として長い歴史があり、数多くの公務員や法曹が RULE を卒業したからである。同大学には、クメール語コース、フランス語コース(リヨン大学後援)⁵、英語コース、日本語コース(名古屋大学後援)⁶の法学学習プログラムがあり、各コースはそれぞれカリキュラムに基づき授業を進めている。

大学レベルにおける法学教育の改革について検討するに当たって、次の三つの問題を取

⁴ コン・ティリ「カンボジアにおける法律家養成制度現状と改革課題」 杉浦一孝編『法整備支援：体制移行国に対する法整備支援と司法改革(科研費「アジア法整備支援：体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」研究成果報告書第7巻)』名古屋大学法政国際教育協力研究センター、2007年、221-244頁。ここでコン・ティリ氏の論文の内容を要約する。「歴史的に言えば、カンボジアの法律家の養成は、様々な国から援助を受けた。まず、フランスによって行政官の養成校(1886年)、州レベルの公務員養成校(1914年)から始まって、裁判官養成校(1962年)が設立された。その後、1970年のクーデター、1975年のポル・ポト政権によって一時全面的に法学教育制度が破壊され、法律家が殺された。生き残った法律家は7人だと言われており、これまでに行われてきたことは崩壊した。そこから、1980年以降、法・政治学の短期研修コース(大臣級を含む)がベトナム、東ドイツに派遣され、カンボジア語通訳による講義が実施された。つまり、共産党と社会主義の政治思想が強い。1993年にUNTACの援助の下、新しい政治体制と民主主義的な総選挙が実施された。総選挙が終わっても、まだ内戦の名残や武力衝突が発生し、1999年に法整備支援が開始され、落ち着いて本格的に法曹の研修が行えるのは、弁護士の場合、2004年である。再びフランスの援助により、大学で法学教育(1990年代前半から教員短期養成、教材作成、図書室状況改善、1997年からフランス語特別コースを法学部に導入、リヨン第二大学留学生枠供給、2006年から司法試験準備講座設立、カンボジアからの留学生が学位を取得できる国際取引法の修士課程をリヨン第3大学に設立)が行われた。一方、カンボジアの大学は、財産の確保に苦しんでおり、人材確保も難しい。王立法経大学の学生は、質の良い教育を得るために海外の大学への留学プログラムを通じて留学するしかなかった。」

⁵ 王立法経大学フランス語コースリヨン大学後援 ホームページ <https://ddprule.org/bachelor-in-law-from-lyon-2-university-and-from-rule/> を参照。

⁶ 日本法教育研究センターホームページ <http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/cb/> を参照。

り上げる。それは、(1) 教育の法的枠組みの問題、(2) 教員の問題と (3) 学習教材に関する問題である。

1. 教育の法的枠組み

まず、教育の法的枠組みの現状と問題を取り上げ、分析する。

1.1. 教育の法的枠組みの現状

2007年のRULEの設立に関する政令⁷によれば、RULEは、行政法人として、教育省と経済・財務省の下に置かれ（同政令第1条）、以下のような任務がある（同政令第3条）。

- 高等教育機構として専門家を養成し、カンボジア社会のニーズに応じてセミナーやコンファレンスを通じて知識を普及すること。
- RULEの教員の専門スキル・能力を向上させること。
- 国際基準および市場のニーズに沿ってカリキュラムを準備すること。
- 市場のニーズに応じて国語及び外国語による教育の技術を適切に研究し、収集すること。
- 公平性及び原則に基づき、入学生の選抜、卒業試験と学習の評価を実施すること。
- RULEの専門技術を研究すること。
- RULEの開発計画を立てること。
- RULEの国家公務員、教員、職員、学生と財産を管理すること。
- より良好な学習、教育と研究のために、国内・国際機構、NGO及び他の学習機構と協力すること。

以上のように、①授業政策を向上させること、②研究を支援すること、③大学の良いガバナンスを確保することがRULEの重要な任務としてあげられている。

また、2017年に教育省は、教育研究委員会(Education Research Council)を設置した。「教育研究委員会設置に関する省令」第658号⁸によれば、同委員会は教育分野の創意工夫を促すために設置され、次の五つの任務がある。①教育改革の政策に関する議論及び分析を行うこと、②教育省に対し分析の技術及び学問の意見を提供すること、③教育省、協力パートナーと研究を実施すること、④教育省の政策報告書、計画、中間・最終の評価をサポートすること、⑤教育分野のために良い実務(グッドプラクティス)と創意工夫を探求することである。

⁷ 「王立法経大学が行政法人への変更に関する政令」2007年第86号を参照。

⁸ 「教育研究委員会設置に関する省令」2017年第658号を参照。

1.2. 教育の法的枠組みの問題点

一方、現状において、同委員会のこれまでの報告書⁹によれば、高校までの教育体制の改革だけを手厚く検討しており、大学レベルの高等教育改革に注目せず、段階的な改善も依然として見られていない。

また、現場の大学の内部においても、教員の能力や人材の配置に問題があるのではないかと考える。例えば、教育省のデータによれば、1980年から2019年、32ヶ国に19,125人が留学したものの¹⁰、その人材を適切に活用するための方針がこれまでに存在していない。このままでは、今後の人材の質が非常に危ない状況になる。結果的に人材が育てられないため、法令の起草の質にも影響を及ぼし、社会の悪循環に陥っていると考えられる。なお、カンボジアにおける現状の法令の起草に関する問題については、別の機会で述べたい。

以上をまとめると、現在のカンボジアの教育の法的枠組みと研究委員会のメカニズムは土台として整ってはいるが、実際の大学レベルにおいて今日に至るまで、まだ改革が行われていないことが分かる。

2. 教員の問題

続いて、教員の能力、教員の給料、教員の研究コミュニティに関する問題を取り上げ、分析する。

2.1. 教員の能力

まず、教員の能力について理解するため、教員制度から検討する。教員には、正規の公務員とパートタイムの教員とが存在している（同政令第13条）。

公務員の教員は、一般的に質に問題があるのではないかと考える。理由は、大学付属の研究センターが存在していないためである。個々の教員が研究をしても国内レベルで報告できるフォーラムがなく、教員が各々に自己の成長を模索しなければならない。また、先進国に留学経験がある教員が研究を目指す場合、国際的なフォーラムと連携する必要がある。

パートタイムの教員の場合も様々な問題を抱えている。多くのパートタイムの教員は机もなく、大学側からの評価制度が存在しない。また、本業は、弁護士、裁判官、官僚の仕事であり、研究や学会等に参加する時間がないため、法学教育における新しい図書もなかなか出版されず、出版されても深い研究がなされていない。

他方、パートタイムの教員は法曹等であるため、公務員の教員よりも法律の授業の内容を広く深く話すことができる。そのため、他の先進国と違って、カンボジアのパート

⁹ ERC の報告書を参照。 <https://www.moeys.gov.kh/index.php/en/dge/3200.html>（最終アクセス日2020年10月15日）

¹⁰ Scholarship Office, Cultural Relations and Scholarship Department, Ministry of Education, Youth and Sport, Number of Students sent abroad from 1980-2019 By Year and By Country, 2019.

タイムの教員は、公務員の教員よりも優秀な教員が多いと思われる。

公務員の教員とパートタイムの教員の両方に対して、研究を奨励する制度がないことも問題である。その結果、法学部の学生向けの教材が更新されない。これは、学生にとってあまりいい刺激を与えず、法学教育の発展が遅れることにも繋がる。

2.2. 教員の給料

次に、教員の給料に関する問題がある。公務員の教員の場合には、国家公務員の基本給と、授業を担当すれば追加の給料が支払われる。すなわち、たくさん授業を担当すれば、給料も増える。一方、パートタイムの教員の場合は、国家公務員の基本給がなく、授業を担当する時間分だけ報酬が支払われる。そのため、授業をたくさん担当するために、競争する教員もいる。なお、授業担当時間分の報酬は、教員の資格と経験に基づき評価され、現在は、15ドルから30ドルの間までの報酬が与えられている。

また、教員という職業は、民間の分野に比べると、給料が低いため、経済的にあまり憧れの職業ではない。法学資格を持つと、さまざまな職業に就くことができ、例えば、銀行の法律部門、弁護士などの収入が、場合によっては、国家公務員の10倍となる時もある。優秀な者は大学機構で正規の教員として貢献したくても、給料の側面が一つの要因で選択しないと考えられる。

2.3. 教員の研究コミュニティ

2020年現在に至るまで、全ての大学に法学研究センターのようなところがまだ存在していないため、教員の研究コミュニティもまだ存在しない。

しかし、小さい規模の勉強会がここ数年で複数開催されている。(1) Sala Traju Association¹¹は、フランスから留学してきた元留学生が創設した会で、定期的にオンライン雑誌を発信している。雑誌の内容は、様々な新しい法令に関する情報、法律に関する小論文や動画等である。これらは、とりわけ、法学部生にとって非常に役に立つ。(2) Contribution of Lawは、JICAプロジェクトの弁護士ワーキンググループの弁護士が、民事法整備支援プロジェクトを通じて得られた知識を共有するために、法学部生の塾を設けたり、法曹に向けて継続した勉強会を開いている。一回のセミナーの参加者は100名程度である。しかし、同会は民事法に関することのみを取り扱っており、それ以外の分野の取扱いがない。その他の勉強会としては、(3) Research and Promotion Khmer Law Associationがある。一回のセミナーの参加者は40名程度である。創設者は法学部生であり、その後法曹からの応援があり、法曹による民事法の勉強会を実施しているが、定期的ではない。

上記のような勉強会は、現在の法学部生の勉強の意欲を表し、司法試験の勉強のためと法曹の再教育としての役割を果たしているが、継続性が懸念される。また、このよう

¹¹ Sala Traju ホームページ <https://salatraju.com> を参照。

な勉強会は研究会の形とはなっていないため、法の発展のための研究としては非常に乏しいと言える。研究の手法がわかる先進国への留学経験がある大学の教員と法曹をもっと集めて、実務と理論を語る場を設けることが今後期待される。

3. 学習教材の問題

最後に、大学の授業で使用する教材と教員による図書の執筆に関する問題を取り上げ、分析する。

3.1. 授業で使用する教材

大学からは授業で使用する基本教材の指示がなく、それぞれ、教員が使用する教材を自由に指示する。教員が指示した教材が適切なのか大学はチェックしない。用意したパワーポイントや指示した教材だけを使用したり、昔から行ってきた授業の内容に基づき長年経っても教材を変更しなかったりする教員もいるため、時代にそぐわないものが多く見られる。また、全体としてクメール語の資料に乏しいため、フランス語、英語、日本語のプログラムに入学しないと、法学の能力が低く、法学書が読めず、広く深く考えることができない。カンボジアにとって、教材開発はもっとも喫緊の課題だと考える。

3.2. 教員による図書の執筆

図書の執筆経験を有する RULE の公務員の教員(以下「A 教員」と称する。)にインタビューをした情報をここでまとめる。

A 教員が図書を執筆した際、自分の貯金で出版したとのことである。RULE には、研究支援の基準がないが、1,500ドル(当時の出版代金のおよそ5%)が補助され、図書のカバーに大学のロゴの使用許可を受けた。

他方、A 教員からは、実際様々な問題があることが語られた。それは、①大学の図書審査委員会のような制度が存在していないため、図書の質が懸念されるままであること、②大学側は A 教員の図書を積極的に法学部の全体に勧める態度を見せないこと、③ A 教員自身も図書が売れるまで損を感じるため、今後も執筆をするモチベーションがなくなることである。

全体として、カンボジアの大学生が不適切な学習教材を使用して勉強していると評価できる。

結び

本稿は、大学レベルで法学教育が直面している問題を検討した。全体の評価として、カンボジアにおける大学レベルの法学教育は、ほぼ全面的に問題を抱えている。具体的な問題は以下のようにまとめる。

第一に、教育の法的枠組みと現状に関しては、現在のカンボジアの教育の法的枠組みと

研究委員会のメカニズムは土台として整っているが、実際の大学レベルにおいて、今日に至るまで、まだ政策の側面もメカニズムの側面も全く改革が見られない。

第二に、教員の能力、給料、研究コミュニティに関しては、まず、教員の能力について、公務員の教員とパートタイムの教員の両方に対して、研究を奨励する制度がないため、常に向上が図られているとはいえない。また、教員の給料は、民間分野に比べると低いため、あまり憧れの職業ではないと思われる。そして、研究コミュニティは、2020年現在に至るまで、全ての大学に法学研究センターのようなところがまだ存在していない。

第三に、学習教材に関する問題については、大学からは授業で使用する基本教材の指示がないこと、それぞれ教員が使用する教材を自由に指示し、当該教材が適切か否か大学がチェックしないこと、大学の図書審査委員会のような制度も存在していないため図書の質が懸念されること、大学の明確な研究奨励制度の基準もまだ存在していないことがあげられる。

カンボジアにとって、今一番重要なのは、大学の法学部のあり方を再検討することだと思われる。また、今後、法整備支援を進める上で、法令の起草以外にも法学教育支援も検討されることを期待する。

本稿が、カンボジアにおける法学制度のより一層の改善に向け、関係者間で議論を深めるための一助になれば幸いである。次回以降、カンボジアにおける法曹レベルの法学人材育成を巡る問題（パート2）とカンボジアにおける法令の起草を巡る問題（パート3）を執筆する。



【王立法経大学 (RULE)】

中国民法典の制定について（1）

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第1 はじめに
 - 1 中国民法典制定までの経過
 - 2 中国民法典の全体像
- 第2 中国民法典の全条文について
 - 第一編 総則
 - 第二編 物権 ～以上まで本号
 - 第三編 契約
 - 第四編 人格権
 - 第五編 婚姻家庭
 - 第六編 相続
 - 第七編 権利侵害責任
- 第3 中国法整備支援の実施状況等

[本 文]

第1 はじめに

1 中国民法典制定までの経過

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回全体会議において「中華人民共和国民法典」が可決・公布され¹、2021年1月1日から施行されることとなった。

これまで中国には統一的な民法典は存在せず、実質的意義の民法は、主に民法通則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、権利侵害責任法等の民事単行法から構成されていた。そして民法典編纂の作業は、完全に新たな民事法の立法・制定ではなく、単純な法律の合体・編集でもなく、現行の民事法規範に対して編集・補修を実施し、既に現実の状況に適応していない規定について修正・整備・廃止を行い、経済・社会生活において出現した新たな状況や新たな問題に対して的を絞った新たな規定を制定することである。

民法典編纂の起草研究作業は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全国人大」「法工委」と略称）の主導により、最高人民法院、最高人民検察院、司法部、中国社会科学院、中国法学会を参加組織とした民法典編纂ワーキンググループ、及び

¹ 2020年5月28日付中華人民共和國主席令第45号。「中華人民共和国民法典」の全条文及び編纂過程については全国人大の下記ウェブサイト参照。
<http://www.npc.gov.cn/npc/c35174/mfdgfbcashtml>

民法典編纂業務専門班等を組織して実施されてきた。民法典編纂作業は「二段階アプローチ」、すなわち、まず、第一段階として民法総則を制定して民法典総則編とし、次に、第二段階として民法典各分編を編纂し、全国人大常務委員会審議による修正・整備を経た後、民法総則と合体させた完全な民法典草案とする方針とされた。

2014年10月、党の第18期四中全会「法に基づく国家統治の全面的な推進」決定で民法典編纂が提起され、2015年3月、全国人大法工委は、第一段階である民法総則の制定業務に着手し、1986年制定の民法通則を基礎として、関連民事法の実務経験を体系的に整理総括し、民事法制度において普遍的な適用性・指導性を有する規則を抽出して草案を作成し、全国人大常務委員会による審議を経て、2017年3月15日に「中華人民共和国民法総則」が成立した。

民法総則成立後、第二段階となる各分編編纂作業が急ピッチで進められ、現行諸法を基礎として、中国の経済・社会の発展が民事法に対して提示した新たなニーズを踏まえ、物権、契約、人格権、婚姻家族、相続、権利侵害責任等の6つの分編を含む民法典各分編草案が作成された。2018年8月、12月、2019年4月、6月、8月、10月実施の第13期全国人大常務委員会会議において草案に関する分割審議を行い、6つの分編草案の全てについて第二次審議を実施し、特に社会的注目された人格権、婚姻家族、権利侵害責任の3つの分編草案については第三次審議を実施した。こうして民法総則と全国人大常務委員会の審議・修正を経た民法典各分編草案を合体した「中華人民共和国民法典（草案）」が作成され、2019年12月の第13期全国人大常務委員会第15回会議の審議を経て、2020年3月の全国人民代表大会に同草案を上程することが決定された。

もっとも、新型肺炎問題の発生によって大会の開催自体が延期され、特に2020年4月末開催の全国人大常務委員会会議では、新型肺炎対策に必要な一連の関連立法（公共衛生法治保障立法）の整備を優先事項とする年次立法計画が決定され、同計画にも民法典が積極的に位置づけられていた。こうして民法典草案の最終審議・表決は、冒頭で記載したように2020年5月に実現したという経過である。

2 中国民法典の全体像

「中華人民共和国民法典」は、全7編、合計1260条からなり、各編は総則、物権、契約〔合同〕、人格権、婚姻家族、相続〔継承〕、権利侵害責任〔侵权责任〕、及び附則である。

第一編	総則	(1条～204条)
第二編	物権	(205条～462条)
第三編	契約	(463条～988条)
第四編	人格権	(989条～1039条)
第五編	婚姻家庭	(1040条～1118条)
第五編	相続	(1119条～1163条)
第六編	権利侵害責任	(1164条～1258条)
第七編	附則	(1259条, 1260条)

なお、新法の要点及び注目すべき新制度等については、現行の法整備支援プロジェクトで実施予定である成果発表ウェビナーにおける全国人大法工委民法室担当による発表内容を、本稿「第3 中国法整備支援の実施状況等」において紹介する。

第2 中国民法典の全条文について²

第一編 総則

第一章 基本規定

第1条【立法目的と根拠】

民事主体の合法的權益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を守り、中国的特色のある社会主義の発展要求に適応し、社会主義核心的価値観を発揚するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条【本法の調整範囲】

民法は、平等な主体たる自然人、法人及び非法人組織との間における人身関係と財産関係を調整する。

第3条【合法的民事權益の法律保護】

民事主体の人身権、財産権及びその他の合法的權益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならない。

第4条【平等原則】

民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。

第5条【自由意思原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、自由意思原則に従わなければならない、自己の意

² 2017年3月15日成立「中華人民共和国民法総則」の要点は、本誌第78号～第83号所収の拙稿「中国民法総則の制定について(1)～(6・小括)」で紹介したところ、新法第一編では、「民法総則」の構造及び内容が基本的に維持されているが(全10章、合計204条)、自然災害、社会安全事件、感染症流行等の公共衛生事件といった緊急対応が必要な状況下に対応するために新たな規定が追加されており(第34条4項)、さらに法典編纂の体系化要求に基づいて個別条項に対する字句修正が随所に行われたほか、「附則」関連内容が民法典の最後に移動されている。

また本文中の条文見出しは、主として全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和国民法典総則編解読』(中国法制出版社・2020年7月)、同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条対比』(中国檢察出版社・2020年6月)を参照したものである。

思により民事法律関係を設定し、変更し、終了させる。

第6条【公平原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、公平原則に従わなければならない、各当事者の権利と義務を合理的に確定する。

第7条【誠実信用原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、誠実信用原則に従わなければならない、誠実を旨とし、約束を遵守する。

第8条【法律・公序良俗の遵守原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。

第9条【環境配慮原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、資源を節約し、生態環境の保護に有益でなければならぬ。

第10条【民事紛争処理の根拠】

民事紛争を処理するに当たり、法律に依拠しなければならない。法律に規定がない場合、慣習を適用することができる。但し、公序良俗に反してはならない。

第11条【特別法の優先】

その他の法律に民事関係について特別規定がある場合、その規定による。

第12条【民法の効力範囲】

中華人民共和国の領域内の民事活動について、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第二章 自然人

第一節 民事権利能力と民事行為能力

第13条【自然人の民事権利能力】

自然人は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法に基づき民事権利を享有し、民事義務を負担する。

第14条【自然人の民事権利能力平等】

自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第15条【自然人の出生・死亡時間の認定】

自然人の出生時間と死亡時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とする。出生証明、死亡証明がない場合、戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載された時間を基準とする。以上の記載時間を覆すに足るその他の証拠がある場合、当該証拠によって証明された時間を基準とする。

第16条【胎児の利益保護】

遺産相続、贈与の受領等胎児の利益保護に関わる場合、胎児は民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が娩出時に死体である場合、その民事権利能力は始めから存

在しない。

第17条【成年者・未成年者の年齢基準】

18歳以上の自然人を成年者とする。18歳未満の自然人を未成年者とする。

第18条【完全民事行為能力者】

成年者を完全民事行為能力者とし、単独で民事法律行為を行うことができる。

- 2 16歳以上の未成年者が自己の労働収入を主な生活の収入源としている場合、完全民事行為能力者とみなす。

第19条【制限民事行為能力の未成年者】

8歳以上の未成年者を制限民事行為能力者とし、その法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

第20条【民事行為無能力の未成年者】

8歳未満の未成年者を民事行為無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

第21条【民事行為無能力の成年者】

自己の行為を弁識できない成年者を民事行為無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

- 2 8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識できない場合、前項の規定を適用する。

第22条【制限民事行為能力の成年者】

自己の行為を完全には弁識できない成年者を制限民事行為能力者とし、法定代理人が代理し又はその法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその知力、精神健康状況に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

第23条【後見人】

民事行為無能力者、制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。

第24条【民事行為能力の認定・回復】

自己の行為を弁識できない、又は完全には弁識できない成年者、その利害関係人又は関係組織は、人民法院に対して、当該成年者が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であることの認定を申請することができる。

- 2 人民法院により民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認定された場合、本人、利害関係人又は関係組織の申請を経て、人民法院はその知力、精神健康の回復状況に基づき当該成年者の制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者への回復を認定することができる。
- 3 本条の規定する関係組織は次のものを含む。居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法に基づき設立された高齢者組織、民政部門等。

第25条【自然人の住所】

自然人は、戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載した居所を住所とする。常居所

と住所が一致しない場合、常居所を住所とみなす。

第二節 後見

第26条【父母と子の間の法的義務】

父母は、未成年の子に対して扶養、教育及び保護の義務を負う。

2 成年者である子は、父母に対して扶養〔贍養〕、扶助及び保護の義務を負う。

第27条【未成年者の後見人】

父母は、未成年者の後見人である。

2 未成年者の父母が既に死亡し又は後見能力を有しない場合、次に掲げる順序に従って後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 父方の祖父母、母方の祖父母

(二) 兄、姉

(三) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、未成年者住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

第28条【完全な民事行為能力を有しない成年者の後見人】

民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者については、次に掲げる順序に従って後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 配偶者

(二) 父母、子

(三) その他の近親族

(四) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

第29条【遺言による後見人指定】

被後見人の父母が後見人となった場合、遺言により後見人を指定することができる。

第30条【協議による後見人確定】

法に基づき後見資格を有する者の間では、協議によって後見人を確定することができる。後見人を協議で確定する場合、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第31条【後見人確定紛争の解決手続】

後見人の確定について争いがある場合、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門が後見人を指定し、関係当事者が指定に対して不服のある場合は、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。関係当事者も、直接、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。

2 居民委員会、村民委員会、民政部門又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人にとって最も有利とする原則に従って法に基づき後見資格を具える者から後見人を指定しなければならない。

3 本条1項の規定により後見人を指定する前、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的權益を保護する者がいない状態にある場合、被後見人住所地の居民委員会、村民

委員会、法律の規定する関係組織又は民政部门が臨時後見人となる。

- 4 後見人が指定された後、無断でこれを変更してはならない。無断で変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

第32条【後見資格者がいない場合の公職後見人】

法に基づき後見資格を具える者がいない場合、民政部门が後見人を担当し、後見職責の履行条件を具えた被後見人住所地の居民委員会、村民委員会も担当することができる。

第33条【任意後見】

完全な民事行為能力を有する成年者は、近親族、その他後見人を担当する意思のある個人又は組織と事前に協議し、書面形式で自己の後見人を確定し、自己が民事行為能力を喪失又は一部喪失したときは、当該後見人が後見職責を履行する。

第34条【後見人の職責内容・臨時生活支援】

後見人の職責は、被後見人を代理して民事法律行為を行うこと、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的權益等の保護である。

- 2 後見人が法に基づき後見職責を履行し発生する権利は、法律の保護を受ける。
- 3 後見人が後見職責を履行せず、又は被後見人の合法的權益を侵害した場合、法的責任を負わなければならない。
- 4 突発事件等の緊急状況により、後見人が暫時後見職責を履行できず、被後見人の生活をケアする者がいない状態になった場合、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部门は被後見人のために必要な臨時の生活支援措置を講じなければならない。

第35条【後見職責の履行上遵守すべき原則】

後見人は、被後見人にとって最も有利とする原則に従って後見職責を履行しなければならない。後見人は、被後見人の利益を維持保護する場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

- 2 未成年者の後見人が後見職責の履行において被後見人の利益に関する決定を行う場合、被後見人の年齢及び知力の状況を根拠とし、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。
- 3 成年者の後見人が後見職責を履行する場合、被後見人の真実の意思を最大限尊重し、被後見人がその知力、精神の健康状況に相応する民事法律行為を行うことを保障し、かつ協力しなければならない。被後見人が単独で処理する能力を有する事務について、後見人は干渉してはならない。

第36条【後見人資格の取消】

後見人が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、関係する個人又は組織の申請に基づき、その後見人の資格を取り消し、必要な臨時後見措置を講じ、かつ被後見人にとって最も有利とする原則に従って法に基づき後見人を指定する。

(一) 被後見人の心身の健康を著しく害する行為を行ったとき

(二) 後見職責の履行を怠り、又は後見職責を履行できず、かつ後見職責の一部又は全部を他人に委任することを拒絶し、被後見人を危機困窮状態に陥らせたとき

(三) 被後見人の合法的權益を著しく害するその他の行為を行ったとき

2 本条の規定する関係の個人、組織には、その他法に基づき後見資格を有する者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法に基づき設立された高齢者組織、民政部門等を含む。

3 前項の規定する個人及び民政部門以外の組織が速やかに人民法院に対して後見人資格取消の申請を行わない場合、民政部門は人民法院に対して申請しなければならない。

第37条【後見人資格取消後の義務】

法に基づき被後見人の養育費〔抚养费〕、扶養費〔贍養費〕、扶養費〔扶養費〕を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院から後見人資格を取り消された後、負担義務の履行を継続しなければならない。

第38条【後見人資格の回復】

被後見人の父母又は子が人民法院から後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意の犯罪を行った場合を除き、改悛の態度が確かに認められる場合には、その申請を経て、人民法院は被後見人の真実の意思を尊重することを前提とし、状況に鑑みてその後見人の資格を回復することができ、同時に人民法院が指定した後見人と被後見人との後見関係は終了する。

第39条【後見関係の終了】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、後見関係は終了する。

(一) 被後見人が完全な民事行為能力を取得又は回復したとき

(二) 後見人が後見能力を喪失したとき

(三) 被後見人又は後見人が死亡したとき

(四) 人民法院が後見関係の終了するその他の状況を認定したとき

2 後見関係の終了後、被後見人が依然として後見を必要とする場合は、法に基づき後見人を別途確定しなければならない。

第三節 失踪宣告と死亡宣告

第40条【失踪宣告の条件】

自然人が行方不明になり満2年を経過した場合、利害関係人は、人民法院に対して当該自然人を失踪者として宣告するよう申請することができる。

第41条【行方不明の起算時間】

自然人の行方不明の時間は、その者の音信が絶えた日から起算する。戦争期間に行方不明となった場合、行方不明の時間は戦争終結の日又は関係機関が確定した行方不明となった日から起算する。

第42条【失踪者の財産管理】

失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母又はその他財産管理人〔财产代管人〕を担当する意思のある者が代理管理〔代管〕する。

2 財産の代理管理に争いがあり、前項の規定する者がいない、又は前項の規定する者が

代理管理能力を有しない場合、人民法院の指定する者が代理管理する。

第43条【財産管理人の職責】

財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を維持保護しなければならない。

- 2 失踪者が滞納している税金、債務及び支払うべきその他費用は、財産管理人が失踪者の財産から支払う。
- 3 財産管理人が故意又は重大な過失によって失踪者の財産に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第44条【財産管理人の変更】

財産管理人が代理管理職責を履行しない、失踪者の財産権益を侵害し、又は代理管理能力を喪失した場合、失踪者の利害関係人は人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。

- 2 財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。
- 3 人民法院が財産管理人を変更した場合、変更後の財産管理人は、原財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産代理管理状況の報告を求める権限を有する。

第45条【失踪宣告の取消】

失踪者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は失踪宣告を取り消さなければならない。

- 2 失踪者が再び現れた場合、財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産代理管理状況の報告を求める権利を有する。

第46条【死亡宣告の条件】

自然人に次に掲げる状況のいずれかがある場合、利害関係人は人民法院に対して当該自然人の死亡宣告を申請することができる。

- (一) 行方不明になり満4年が経過したとき
- (二) 突発事件によって行方不明になり満2年が経過したとき

- 2 突発事件によって行方不明になり、当該自然人が生存不可能であることを関係機関が証明した場合、死亡宣告の申請は2年間の制限を受けない。

第47条【死亡宣告と失踪宣告の申請競合】

同一の自然人に対して、死亡宣告を申請する利害関係人と失踪宣告を申請する利害関係人があり、本法の規定する死亡宣告条件に適合している場合、人民法院は死亡宣告をしなければならない。

第48条【死亡宣告を受けた者の死亡日確定】

死亡宣告を受けた者については、人民法院の死亡宣告の判決日をその死亡日とみなす。突発事件により行方不明となり死亡宣告がなされた場合は、事件発生日をその死亡日とみなす。

第49条【死亡宣告期間中に行った民事法律行為の効力】

自然人が死亡宣告を受けたものの死亡していない場合、当該自然人が死亡宣告期間中に行った民事法律行為の効力には影響しない。

第50条【死亡宣告の取消】

死亡宣告を受けた者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は死亡宣告を取り消さなければならない。

第51条【死亡宣告を受けた者の婚姻関係】

死亡宣告を受けた者の婚姻関係は、死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告の取消日から自然回復する。但し、その配偶者が再婚し、又は婚姻登記機関に対して婚姻関係回復を望まない旨を書面で明らかにした場合を除く。

第52条【死亡宣告期間の養子関係】

死亡宣告を受けた者は、死亡宣告期間中にその子が法に基づき他人の養子となった場合、死亡宣告の取消後に本人の同意を得ていないことを理由として養子関係の無効を主張することはできない。

第53条【死亡宣告取消後の財産返還】

死亡宣告を取り消された者は、本法第六編によってその財産を取得した民事主体に財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合、適当な補償をしなければならない。

- 2 利害関係人が真実の状況を隠し、他人に死亡宣告を受けさせてその財産を取得した場合、財産を返還するほか、これにより生じた損害の賠償責任も負わなければならない。

第四節 個人商工業世帯と農村請負経営世帯

第54条【個人商工業世帯の定義】

自然人が商工業の経営に従事し、法に基づき登記する場合、個人商工業世帯とする。個人商工業世帯は、屋号を付することができる。

第55条【農村請負経営世帯の定義】

農村集団経済組織の構成員は、法に基づき農村土地請負経営権を取得し、家庭請負経営に従事する場合、農村請負経営世帯とする。

第56条【個人商工業世帯及び農村請負経営世帯の債務負担】

個人商工業世帯の債務は、個人経営の場合、個人財産により負担する。家庭経営の場合、家庭財産により負担する。区別できない場合は、家庭財産により負担する。

- 2 農村請負経営世帯の債務は、農村土地請負経営に従事する農家の財産により負担する。事実上農家の一部構成員が経営する場合は、当該一部構成員の財産により負担する。

第三章 法人

第一節 一般規定

第57条【法人の定義】

法人は民事権利能力及び民事行為能力を有し，法に基づき独立して民事権利を享有し，民事義務を負担する組織である。

第58条【法人の成立】

法人は法に基づき成立しなければならない。

2 法人は自己の名称，組織機構，住所，財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的条件及び手続は，法律，行政法規の規定による。

3 法人の設立につき，法律，行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合，その規定による。

第59条【法人の民事権利能力・民事行為能力】

法人の民事権利能力及び民事行為能力は，法人成立時から発生し，法人終了時に消滅する。

第60条【法人の民事責任負担】

法人はその全財産をもって民事責任を独立して負担する。

第61条【法人の法定代表者】

法律又は法人定款の規定により，法人を代表して民事活動を行う責任者を法人の法定代表者とする。

2 法定代表者が法人名義で行った民事活動につき，その法律効果は法人が受け入れる。

3 法人定款又は法人の権力機構による法定代表者の代表権に対する制限は，善意の相手方に対抗することができない。

第62条【法定代表者職務行為の民事責任】

法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合，法人が民事責任を負担する。

2 法人は民事責任を負担した後，法律又は法人定款の規定により，過失のあった法定代表者に対して求償することができる。

第63条【法人の住所】

法人は，その主たる事務機構の所在地をもって住所とする。法に基づく法人登記手続を要する場合，主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条【法人の登記変更】

法人の存続期間において登記事項に変化が生じた場合，法に基づき登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第65条【法人に関する不実登記の効果】

法人の実際の状況と登記事項が一致しない場合，善意の相手方に対抗することができない。

第66条【法人登記公示制度】

登記機関は，法に基づき速やかに法人登記の関係情報を公示しなければならない。

第67条【法人の合併、分割の効果】

法人が合併する場合、その権利及び義務は合併後の法人が享有し、負担する。

- 2 法人が分割する場合、その権利及び義務は分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。但し、債権者と債務者に別段の約定がある場合を除く。

第68条【法人の終了】

次のいずれかの原因があり、かつ法に基づき清算を完了し、抹消登記を経た場合、法人は終了する。

- (一) 法人が解散したとき
- (二) 法人が破産宣告を受けたとき
- (三) 法律が規定するその他の原因

- 2 法人の終了につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、その規定による。

第69条【法人の解散】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法人は解散する。

- (一) 法人定款の規定する存続期間が満了し、又は法人定款の規定するその他の解散事由が発生したとき
- (二) 法人の権力機関が解散を決議したとき
- (三) 法人の合併又は分割により解散が必要なとき
- (四) 法人が法に基づき営業許可証、登記証書を取り上げられ、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (五) 法律が規定するその他の状況

第70条【法人解散後の清算】

法人が解散する場合、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は速やかに清算組織を組成して清算を行わなければならない。

- 2 法人の董事、理事等の執行機関又は意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定による。
- 3 清算義務者が速やかに清算義務を履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、人民法院に対して、関係者を指定して清算組織を設けて清算を行うよう申請することができる。

第71条【法人清算の法律適用】

法人の清算手続と清算組織の職権については、関係の法律規定による。規定がない場合は、会社法の関係規定を参照適用する。

第72条【清算の法的効果等】

清算期間において法人は存続する。但し、清算に関係のない活動を行ってはならない。

- 2 法人清算後の残余財産は、法人定款の規定又は法人権力機関の決議に従って処理する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。
- 3 清算が終了し、かつ法人の抹消登記が完了したとき、法人は終了する。法に基づく法

人登記手続を要しない場合は、清算終了時に法人は終了する。

第73条【法人破産清算による終了】

法人が破産宣告を受けた場合、法に基づき破産清算を行い、かつ法人の抹消登記が完了したときに、法人は終了する。

第74条【法人の分支機構】

法人は法に基づき分支機構を設けることができる。法律、行政法規が分支機構について登記手続を要する旨を規定する場合、その規定による。

- 2 分支機構が自己の名義で民事活動を行う場合、発生した民事責任は法人が負担する。まず当該分支機構の管理する財産をもって負担することもできるが、不足する場合は法人が負担する。

第75条【法人設立行為の法的効果】

設立者が法人設立のために行う民事活動につき、その法律効果は法人が受け入れる。法人が成立していない場合、その法律効果は設立者が受け入れ、設立者が二人以上の場合は、連帯債権を享有し、連帯責任を負担する。

- 2 設立者が法人設立のために自己名義で行った民事活動により発生した民事責任につき、第三者は法人又は設立者の負担を選択請求する権利を有する。

第二節 営利法人

第76条【営利法人の定義・類型】

利益を取得し、それを株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人を、営利法人とする。

- 2 営利法人には有限責任会社、株式有限会社及びその他の企業法人等を含む。

第77条【営利法人の成立】

営利法人は、法に基づく登記を経て成立する。

第78条【営業許可証】

法に基づき設立された営利法人には、登記機関が営利法人の営業許可証を交付する。営業許可証の発行日を、営利法人の成立日とする。

第79条【営利法人の定款】

営利法人を設立するには法に基づき法人定款を制定しなければならない。

第80条【営利法人の権力機関】

営利法人は権力機関を設置しなければならない。

- 2 権力機関は法人定款を変更し、執行機関、監督機関の構成員を選任又は変更し、法人定款の規定するその他の職権を行使する。

第81条【営利法人の執行機関】

営利法人は執行機関を設置しなければならない。

- 2 執行機関が権力機関の会議を招集し、法人の経営計画、投資案について決定し、法人の内部管理機構の設置について決定し、かつ法人定款の規定するその他の職権を行使す

る。

- 3 執行機関を董事会（役員会）又は執行董事（執行役員）とする場合、董事長、執行董事又は経理が法人定款の規定に従って法定代表者となる。董事会又は執行董事がない場合、法人定款の規定する主な責任者がその執行機関及び法定代表者となる。

第82条【営利法人の監督機関】

営利法人が監事会又は監事等の監督機関を設置する場合、監督機関は法に基づき法人の財務を検査し、執行機関構成員や高級管理者の法人職務の執行行為について監督し、かつ法人定款の規定するその他の職権を行使する。

第83条【出資者の権利濫用と責任負担】

営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して、法人又は他の出資者の利益を害してはならない。出資者の権利を濫用して法人又は他の出資者に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。

- 2 営利法人の出資者は、法人の独立的地位及び出資者の有限責任を濫用して法人債権者の利益を害してはならない。法人の独立的地位及び出資者の有限責任を濫用し、債務を逃れ、法人債権者の利益に重大な損害を与えた場合、法人債務について連帯責任を負わなければならない。

第84条【関連関係の不当利用取引】

営利法人の支配的出資者、実質的支配者、董事、監事、高級管理者は、その関連関係を利用して法人の利益を害してはならない。関連関係を利用して法人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第85条【営利法人の決議の瑕疵】

営利法人の権力機関、執行機関の行った決議の会議招集手続、表決方式が法律、行政法規、法人定款に違反し、又は決議内容が法人定款に違反する場合は、営利法人の出資者は、人民法院に対して当該決議の取消を請求することができる。但し、営利法人が当該決議に基づいて善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。

第86条【営利法人の社会的責任】

営利法人が経営活動を行う場合、商業道徳を遵守し、取引安全を維持保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

第三節 非営利法人

第87条【非営利法人の定義・類型】

公益目的又はその他非営利目的で成立し、出資者、設立者又は会員に対して取得した利益を分配しない法人を非営利法人とする。

- 2 非営利法人は、事業単位、社会团体、基金会、社会サービス機関等を含む。

第88条【事業単位法人資格の取得】

法人の条件を具備し、経済社会発展の需要に適應し、公益サービスを提供するために設立した事業単位は、法に基づく登記を経て成立し、事業単位法人資格を取得する。法

に基づく法人登記手続を要しない場合、成立日から事業単位法人資格を取得する。

第 8 9 条【事業単位法人の組織機構】

事業単位法人が理事会を設置する場合、法律に別段の規定がある場合を除き、理事会をその意思決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規又は法人定款の規定に従って選出する。

第 9 0 条【社会団体法人資格の取得】

法人の条件を具備し、会員の共同の意思に基づき、公益目的又は会員の共同利益等の非営利目的実現のために設立した社会団体は、法に基づく登記を経て成立し、社会団体法人資格を取得する。法に基づく法人登記手続を要しない場合、成立日から社会団体法人資格を有する。

第 9 1 条【社会団体法人の定款と組織機構】

社会団体法人の設立には、法に基づき法人定款を制定しなければならない。

- 2 社会団体法人は、会員総会又は会員代表総会等の権力機関を設置しなければならない。
- 3 社会団体法人は、理事会等の執行機関を設置しなければならない。理事長又は会長等の責任者は、法人の定款規定に従って法定代表者を担当する。

第 9 2 条【寄付法人資格の取得】

法人の条件を具備し、公益目的実現のため、寄付財産で設立した基金会、社会サービス機関等は、法に基づく登記を経て成立し、寄付法人資格を取得する。

- 2 法に基づき設立した宗教活動場所が、法人の条件を具備する場合、法人登記を申請して寄付法人資格を取得することができる。法律、行政法規が宗教活動場所について規定する場合、その規定による。

第 9 3 条【寄付法人の定款と組織機構】

寄付法人の設立には、法に基づき定款を制定しなければならない。

- 2 寄付法人は、理事会、民主管理組織等の意思決定機関、及び執行機関を設置しなければならない。理事長等の責任者は、法人定款の規定に従って法定代表者を担当する。
- 3 寄付法人は、監事会等の監督機関を設置しなければならない。

第 9 4 条【寄付者の法人に対する権利】

寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理の状況を問い合わせ、意見の提出及び提案を行う権利を有し、寄付法人は、速やかに事実のとおり回答しなければならない。

- 2 寄付法人の意思決定機関、執行機関又はその法定代表者の行った決定の手続が、法律、行政法規、法人定款に違反する場合、又は決定の内容が法人定款に違反する場合、寄付者等の利害関係人又は主管機関は、人民法院に対して当該決定の取消を請求することができる。但し、寄付法人が当該決定に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。

第 9 5 条【公益非営利法人終了時の残余財産処理】

公益目的で成立した非営利法人が終了する場合、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は法人の定款規定又は権力機関の決議に従って公益目

的に用いなければならない。法人の定款規定又は権力機関の決議に従って処理することができない場合、主管機関が主宰して、趣旨が同じ又は類似する法人に移管するとともに、社会に公告する。

第四節 特別法人

第96条【特別法人の種類】

本節に規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市農村合作経済組織法人、基層大衆性自治組織法人を特別法人とする。

第97条【機関法人】

独立の経費を有する機関、行政職能を担う法定機関は、成立日から、機関法人資格を有し、その職能履行のために必要な民事活動を行うことができる。

第98条【機関法人の終了】

機関法人が取り消された場合、法人は終了し、その民事権利と義務は、後任の機関法人が享有し、負担する。後任の機関法人がない場合は、その機関法人を取り消した機関法人が享有し、負担する。

第99条【農村集団経済組織法人】

農村集団経済組織は、法に基づき法人資格を取得する。

2 法律、行政法規に農村集団経済組織について規定がある場合、その規定による。

第100条【都市農村の合作経済組織法人】

都市、農村の合作経済組織は、法に基づき法人資格を取得する。

2 法律、行政法規に都市、農村の合作経済組織について規定がある場合、その規定による。

第101条【基層大衆性自治組織法人】

居民委員会、村民委員会は、基層大衆性自治組織法人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動を行うことができる。

2 村の集団経済組織が設立されていない場合、村民委員会は法に基づき村の集団経済組織の職能を代行することができる。

第四章 非法人組織

第102条【非法人組織の定義・範囲】

非法人組織は法人資格を有しないが、法に基づき自己名義で民事活動を行うことができる組織である。

2 非法人組織は、個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格を有しない専門サービス機構等を含む。

第103条【非法人組織の設立手続】

非法人組織は、法律の規定に従って登記しなければならない。

2 非法人組織の設立について法律、行政法規の規定が関係機関の許認可を必要とする場合、その規定による。

第104条【非法人組織の債務負担と民事責任】

非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合、その出資者又は設立者は無限責任を負う。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第105条【非法人組織の代表者】

非法人組織は、当該組織を代表して民事活動を行う者を一人又は数人確定することができる。

第106条【非法人組織の解散事由】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、非法人組織は解散する。

- (一) 定款の規定する存続期間が満了し、又は定款の規定するその他の解散事由が発生したとき
- (二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき
- (三) 法律が規定するその他の状況

第107条【非法人組織の清算】

非法人組織が解散する場合、法に基づき清算を行わなければならない。

第108条【法人規定の参照適用】

非法人組織には、本章の規定を適用するほか、本編第三章第一節の関係規定を参照適用する。

第五章 民事権利

第109条【一般的人格権】

自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。

第110条【民事主体の具体的人格権】

自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

- 2 法人、非法人組織は、名称権、名誉権及び栄誉権を享有する。

第111条【個人情報の法的保護】

自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合、法律に基づき取得し、かつ情報の安全を確保しなければならない。不法に他人の個人情報を収集、使用、加工、伝達してはならず、不法に他人の個人情報を売買、提供又は公開してはならない。

第112条【婚姻、家族関係から生じる人身権】

自然人の婚姻家庭関係等により生じる人身権は、法律の保護を受ける。

第113条【財産権の平等保護】

民事主体の財産権は、法律による平等な保護を受ける。

第114条【物権の定義・類型】

民事主体は法に基づき物権を享有する。

- 2 物権は、権利者が法に基づき特定の物に対して有する直接的に支配する、排他的な権

利であり、所有権、用益物権及び担保物権を含む。

第115条【物権の客体】

物は、不動産及び動産を含む。法律が物権の客体として権利を規定する場合、その規定による。

第116条【物権法定原則】

物権の種類及び内容は、法律により規定する。

第117条【収用・徴用】

公共利益の必要のため、法律の規定する権限及び手続に従って不動産又は動産を収用、徴用する場合、公平で合理的な補償をしなければならない。

第118条【債権の定義】

民事主体は、法に基づき債権を享有する。

2 債権は、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対して一定の作為又は不作為を請求する権利である。

第119条【契約の拘束力】

法に基づき成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

第120条【権利侵害責任の負担】

民事権益が侵害を受けた場合、被侵害者は権利侵害者に対して権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。

第121条【事務管理】

法定又は約定の義務がなく、他人の利益が損害を受けることを避けるために管理を行った者は、受益者に対してこれにより支払った必要費用の償還を請求する権利を有する。

第122条【不当利得】

他人が法律の根拠なく不当に利益を取得した場合、損害を受けた者は、その不当な利益の返還を請求する権利を有する。

第123条【知的財産権】

民事主体は、法に基づき知的財産権を享有する。

2 知的財産権は、権利者が法に基づき次の各号に掲げる客体に対して享有する専有的権利である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 営業秘密
- (六) 集積電子回路配置図設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律が規定するその他の客体

第124条【相続権】

自然人は、法に基づき相続権を享有する。

2 自然人の合法的私有財産は、法に基づき相続することができる。

第125条【投資性権利】

民事主体は、法に基づき株主権〔股权〕及びその他投資性の権利を享有する。

第126条【法律の規定するその他の民事権利・利益】

民事主体は、法律の規定するその他の民事権利と利益を享有する。

第127条【データ、仮想財産の保護】

法律が、データ、インターネット上の仮想財産に対して保護規定を規定する場合、その規定による。

第128条【民事権利保護の特別規定】

法律が未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利について特別な保護規定を置く場合、その規定による。

第129条【民事権利の取得方式】

民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件又は法律の規定するその他の方式によって取得することができる。

第130条【民事権利の行使】

民事主体は、自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使し、干渉を受けない。

第131条【権利行使と義務履行の一致】

民事主体が権利を行使するとき、法律が規定し、当事者が約定した義務を履行しなければならない。

第132条【民事権利の濫用禁止】

民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益又は他人の合法的權益を害してはならない。

第六章 民事法律行為

第一節 一般規定

第133条【民事法律行為の定義】

民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事法律関係を設定、変更、終了する行為である。

第134条【民事法律行為の成立】

民事法律行為は、双方又は多方の意思表示の一致に基づいて成立することができるが、一方の意思表示によって成立することもできる。

2 法人、非法人組織が法律又は定款の規定する議事方式及び表決手続に基づいて決議を行う場合、当該決議行為は成立する。

第135条【民事法律行為の形式】

民事法律行為は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。法律、

行政法規の規定又は当事者の約定で特定形式を採用する場合は、その特定形式を採用しなければならない。

第136条【民事法律行為の発効】

民事法律行為は、その成立時に効力を生ずる。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

- 2 行為者は、法律の規定に基づかず、又は相手方の同意を得ずに、民事法律行為を無断で変更又は解除してはならない。

第二節 意思表示

第137条【相手方ある意思表示の発効】

対話方式で行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。

- 2 非対話方式で行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式で行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方が特定システムによるデータ電文の受信を指定している場合、当該データ電文が当該特定システムに入った時に効力を生ずる。特定システムを指定していない場合は、当該データ電文がそのシステムに入ったことを相手方が知り又は知り得べき時に効力を生ずる。当事者がデータ電文形式の意思表示の効力を生ずる時間につき別途約定している場合には、その約定に従う。

第138条【相手方なき意思表示の発効】

相手方なき意思表示は、表示が完成した時に効力を生ずる。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第139条【公告方式の意思表示】

公告方式で行う意思表示は、公告を公表した時に効力を生ずる。

第140条【意思表示の方式】

行為者は明示又は黙示により意思表示を行うことができる。

- 2 沈黙は、法律の規定、当事者の約定又は当事者間の取引慣習に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる。

第141条【意思表示の撤回】

行為者は意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第142条【意思表示の解釈】

相手方のある意思表示の解釈は、使用されている語句に従い、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び誠実信用原則を結合して意思表示の意味を確定しなければならない。

- 2 相手方なき意思表示の解釈は、使用されている語句に完全に拘泥してはならず、かつ関連条項、行為の性質と目的、慣習及び誠実信用原則を結合して行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第三節 民事法律行為の効力

第143条【民事法律行為の有効要件】

次の各号に掲げる条件を具備した民事法律行為は有効である。

- (一) 行為者が相応する民事行為能力を有すること
- (二) 意思表示が真実であること
- (三) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと

第144条【民事行為無能力者の民事法律行為・無効】

民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。

第145条【制限民事行為能力者の民事法律行為】

制限民事行為能力者が行った単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力、精神の健康状況に相応する民事法律行為は有効である。その他の民事法律行為を行った場合は、法定代理人の同意又は追認を経た後有効となる。

- 2 相手方は、法定代理人に対して通知を受け取った日から30日以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が意思表示を行わない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前、善意の相手方は、取消権を有する。取消は通知の方式で行わなければならない。

第146条【虚偽表示と隠匿行為の処理】

行為者が相手方と虚偽の意思表示により行った民事法律行為は無効とする。

- 2 虚偽の意思表示により隠匿した民事法律行為の効力は、関係の法律規定に従って処理する。

第147条【重大な誤解】

重大な誤解に基づいて行った民事法律行為につき、行為者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第148条【詐欺】

一方の詐欺的手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第149条【第三者の詐欺】

第三者が詐欺行為を行い、一方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知り又は知り得べき場合、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第150条【強迫】

一方又は第三者の強迫〔脅迫〕手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、強迫〔脅迫〕を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第151条【明らかに不公平】

一方が、相手方の危機困窮状態又は判断能力の欠如等の状況にあることを利用して民事法律行為を成立させた時、明らかに公平を欠く場合は、損害を受けた者は、人民法院

又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

第152条【取消権の消滅】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、取消権は消滅する。

- (一) 当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に、重大な誤解のあった当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から90日以内に取消権を行使しなかったとき
- (二) 当事者が強迫を受け、強迫行為の終了した日から1年以内に取消権を行使しなかったとき
- (三) 当事者が取消事由を知った後、取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき

2 当事者が民事法律行為の効力発生日から5年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

第153条【法律、行政法規の強行法規等の違反】

法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合を除く。

2 公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。

第154条【悪意通謀による行為】

行為者と相手方が悪意をもって通謀し、他人の合法的權益を害する民事法律行為は無効とする。

第155条【無効、取消の効果】

無効の、又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力を有しない。

第156条【民事法律行為の一部無効】

民事法律行為の一部が無効で、その他の部分の効力に影響を与えない場合、その他の部分は依然として有効である。

第157条【無効、取消の法律効果】

民事法律行為が無効、取り消され、又は効力の不発生が確定した後、行為者が当該行為によって取得した財産は返還しなければならない。返還不能又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償しなければならない。過失のあった一方は、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。各当事者に過失があった場合、各自が相応する責任を負担しなければならない。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。

第四節 条件付、期限付の民事法律行為

第158条【条件付民事法律行為】

民事法律行為には条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することができない場合を除く。停止条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力が消滅する。

第159条【条件成就又は不成就の擬制】

条件付民事法律行為は、当事者が自己の利益のために条件成就を不当に阻止した場合、条件は既に成就したものとみなす。条件成就を不当に促した場合、条件は成就していないものとみなす。

第160条【期限付民事法律行為】

民事法律行為には期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することができない場合を除く。始期付民事法律行為は期限が到来した時に効力を生ずる。終期付民事法律行為は期限が満了した時に効力を失う。

第七章 代理

第一節 一般規定

第161条【代理の適用範囲】

民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

- 2 法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら行うべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条【代理の効力】

代理人が代理の権限内において、被代理人名義で行った民事法律行為は、被代理人に対して効力を生ずる。

第163条【代理の種類】

代理には、委任代理〔委托代理〕と法定代理を含む。

- 2 委任代理人は、被代理人の委任に基づき代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使する。

第164条【不当な代理行為の民事責任】

代理人が職責を履行せず、又は不完全な履行により被代理人に損害を与えた場合、民事責任を負担しなければならない。

- 2 代理人と相手方が悪意をもって通謀して本人の合法的權益を害した場合、代理人と相手方は連帯責任を負担しなければならない。

第二節 委任代理

第165条【授權委任状】

委任代理の授權において書面形式を採用した場合、授權委任状には代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期限を明記し、かつ本人が署名又は押印しなければならない。

第166条【共同代理】

数人が同一の代理事項についての代理人となる場合、代理権を共同して行使しなければならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第167条【違法な代理と民事責任】

代理事項が違法であることを代理人が知り又は知り得べきでありながら代理行為を

行った場合、又は代理人の代理行為が違法であることを被代理人が知り又は知り得べきでありながら未だ反対の表示を行わなかった場合には、被代理人及び代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第168条【自己契約、双方代理の禁止】

代理人は、被代理人名義で自己と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人が同意又は追認した場合を除く。

- 2 代理人は、被代理人名義で自己が同時に代理しているその他の者と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人の双方が同意又は追認した場合を除く。

第169条【委任代理の復代理】

代理人は、第三者に復任する必要がある場合、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

- 2 復代理について被代理人の同意又は追認を経ている場合、被代理人は代理事務について復代理人たる第三者に直接指示することができ、代理人は第三者の選任及びその第三者への指示についてのみ責任を負う。
- 3 復代理について被代理人の同意又は追認を経していない場合、代理人は復任した第三者の行為に対して責任を負う。但し、緊急の状況下において代理人が被代理人の利益を保護するために第三者に代理を復任する必要がある場合を除く。

第170条【職務代理】

法人又は非法人組織の業務を執行する者が、その職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行うとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

- 2 法人又は非法人組織が、その業務を執行する者の職権範囲に対して加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第171条【無権代理】

行為者に代理権がなく、代理権を越え、又は代理権が終了した後、依然として代理行為を行い、被代理人の追認を経ない場合、被代理人に対して効力を生じない。

- 2 相手方は、被代理人に対して通知受領日から30日以内に追認するよう催告することができる。被代理人が意思表示を行わない場合、追認を拒絶したものとみなす。行為者の行った行為が追認される前、善意の相手方は取消の権利を有する。取消は通知の方式により行わなければならない。
- 3 行為者の行った行為が未だ追認されない場合、善意の相手方は、行為者に対して債務の履行を請求し、又はそれにより被った損害について行為者に対して賠償を請求する権利を有する。但し、賠償範囲は被代理人が追認した場合に獲得できる利益を超過してはならない。
- 4 行為者が無権代理であることを相手方が知り又は知り得べき場合、相手方及び行為者は、各自の過失に従って責任を負担する。

第172条【表見代理】

行為者に代理権がなく、代理権を越え、又は代理権終了後に、依然として代理行為を行い、相手方において行為者に代理権ありと信じる理由がある場合、代理行為は有効とする。

第三節 代理の終了

第173条【委任代理の終了事由】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期限が到来し、又は代理事務が完成したとき
- (二) 被代理人が委任を取り消し、又は代理人が辞任したとき
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (四) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (五) 代理人又は被代理人としての法人、非法人組織が終了したとき

第174条【被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合】

被代理人が死亡した後、次に掲げる状況のいずれかがある場合、委任代理人が行った代理行為は有効とする。

- (一) 代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ知り得べきでないとき
- (二) 本人の相続人が承認するとき
- (三) 授權において代理権が代理事項の完成時に終了する旨が明確にされていたとき
- (四) 本人が死亡する前に既に行い、本人の相続人の利益のために代理を継続したとき

2 被代理人としての法人、非法人組織が終了した場合、前項の規定を参照適用する。

第175条【法定代理の終了事由】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法定代理は終了する。

- (一) 被代理人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (三) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (四) 法律が規定するその他の状況

第八章 民事責任

第176条【民事義務と責任】

民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従って民事義務を履行し、民事責任を負担する。

第177条【責任比率による負担】

二人以上が法に基づき分割責任〔按份責任〕を負い、その責任の大小が確定できる場合、各自は相応する責任を負う。責任の大小を確定できない場合は、均等に責任を負う。

第178条【連帯責任】

二人以上が法に基づき連帯責任を負う場合、権利者はその一部又は全部の責任負担を

連帯責任者に対して請求する権利を有する。

- 2 連帯責任者の責任負担額は、各自の責任の大小に基づき確定する。責任の大小を確定することが難しい場合、均等に責任を負う。実際に負担した責任が自己の責任負担額を超過した連帯責任者は、他の連帯責任者に対して求償権を有する。
- 3 連帯責任は、法律の規定又は当事者の約定による。

第179条【民事責任の負担方式】

民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
 - (二) 妨害の排除
 - (三) 危険の除去
 - (四) 財産の返還
 - (五) 原状回復
 - (六) 修理、再製作、交換
 - (七) 履行の継続
 - (八) 損害の賠償
 - (九) 違約金の支払い
 - (十) 影響の除去、名誉の回復
 - (十一) 謝罪
- 2 法律が懲罰的賠償を規定する場合、その規定による。
 - 3 本条の規定する民事責任の負担方式は、単独で適用することができ、組み合わせて適用することもできる。

第180条【不可抗力による不履行】

不可抗力により民事上の義務を履行することができない場合、民事責任を負担しない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

- 2 不可抗力とは、予見不可能、回避不可能で、かつ克服不可能な客観的状況をいう。

第181条【正当防衛】

正当防衛により損害を与えた場合、民事責任を負担しない。

- 2 正当防衛が必要な限度を超え、生ずべきでない損害を与えた場合、正当防衛者は、適切な民事責任を負担しなければならない。

第182条【緊急避難】

緊急避難により損害を与えた場合、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負担する。

- 2 危険が自然原因によって生じた場合、緊急避難者は民事責任を負担せず、適切な補償をすることができる。
- 3 緊急避難により不当な又は必要な限度を超える措置を講じて生ずべきでない損害を与えた場合、緊急避難者は適切な民事責任を負担しなければならない。

第183条【他人の民事権益保護による損害】

他人の民事権益を保護するため自己が損害を受けた場合、権利侵害者が民事責任を負

担し、受益者は適切な補償をすることができる。権利侵害者が不存在、権利侵害者が逃亡し、又は権利侵害者が民事責任の負担能力がない場合、損害を受けた者が補償を請求するときは、受益者は適切な補償をしなければならない。

第184条【緊急救助行為】

自己の意思で緊急救助行為を行ったことにより被救助者に損害を与えた場合、救助者は民事責任を負担しない。

第185条【英雄烈士等の権利侵害】

英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、栄誉を侵害し、社会公共利益を害した場合、民事責任を負わなければならない。

第186条【違約責任と侵権責任の競合】

当事者の一方の違約行為により相手方の人身権益、財産権益に損害を与えた場合、損害を受けた者は、違約責任の負担又は権利侵害責任の負担を選択請求する権利を有する。

第187条【責任競合時の民事責任優先】

民事主体が同一行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負うべき場合、行政責任又は刑事責任を負うことは、民事責任を負うことに影響しない。民事主体の財産が支払に不足する場合、優先的に民事責任の負担に用いる。

第九章 訴訟時効

第188条【一般訴訟時効】

人民法院に対して民事権利の保護を請求する訴訟時効期間は3年とする。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

- 2 訴訟時効期間は権利者が権利について損害を受けたこと及び義務者を知り又は知り得べき日から起算する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。但し、権利が損害を受けた日から起算して20年を超えた場合、人民法院は保護しない。特殊な状況がある場合、人民法院は権利者の申請に基づき延長を決定できる。

第189条【分割履行債務の訴訟時効】

当事者が同一債務を分割履行する旨を約定している場合、訴訟時効期間は、最後の一期の履行期限が到来した日から起算する。

第190条【法定代理人に対する請求】

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者のその法定代理人に対する請求権の訴訟時効は、当該法定代理関係が終了した日から起算する。

第191条【未成年者の性的侵害による損賠請求】

未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権に関する訴訟時効期間は、被害者が満18歳になった日から起算する。

第192条【訴訟時効期間満了の法的効果】

訴訟時効期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁を提出することができる。

- 2 訴訟時効期間の満了後、義務者が履行に同意した場合、訴訟時効期間の満了を理由と

して抗弁することはできない。義務者が自由意思で履行した場合、返還請求をすることができない。

第193条【法院は訴訟時効の自発的適用不可】

人民法院は、訴訟時効の規定を自発的に適用してはならない。

第194条【訴訟時効の停止】

訴訟時効期間の最後の6か月内において、次に掲げる障害により、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。

(一) 不可抗力

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がない、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したこと

(三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないこと

(四) 権利者が義務者又はその他の者に支配されていること

(五) 権利者による請求権行使を不能にするその他の障害

2 時効停止の原因が除去された日から満6か月により、訴訟時効期間は満了する。

第195条【訴訟時効の中断】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、訴訟時効は中断し、中断又は関係手続が終結した時から訴訟時効期間を改めて計算する。

(一) 権利者が義務者に対して履行請求を提出したとき

(二) 義務者が義務履行に同意したとき

(三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき

(四) 訴訟提起又は仲裁申立てと同等の効力を有するその他の状況

第196条【訴訟時効の不適用】

次の各号に掲げる請求権には訴訟時効を適用しない。

(一) 侵害停止、妨害排除、危険除去の請求

(二) 不動産物権及び登記した動産の物権者による財産返還請求

(三) 養育費、扶養費〔贍養費〕又は扶養費の支払請求

(四) 法に基づき訴訟時効を適用しないその他の請求権

第197条【訴訟時効規定の強行性】

訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断事由は、法律によって規定し、当事者による約定は無効である。

2 当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は無効である。

第198条【仲裁時効】

法律が仲裁時効について規定する場合、その規定による。法律が仲裁時効について規定していない場合、訴訟時効の規定を適用する。

第199条【除斥期間】

法律の規定又は当事者が合意した取消権、解除権等の権利の存続期間については、法律に別段の規定がある場合を除き、権利者が権利の発生を知り又は知り得べき日から起

算し、訴訟時効の停止、中断及び延長の関係規定は適用しない。存続期間が満了したとき、取消権、解除権等の権利は消滅する。

第十章 期間の計算

第200条【期間の計算単位】

民法にいう期間は、西暦年、月、日、時間によって計算する。

第201条【期間の起算】

年、月又は日によって期間を計算する場合、開始の当日は不算入とし、翌日から計算を開始する。

- 2 時間によって期間を計算する場合、法律の規定する、又は当事者の約定した時間から計算を開始する。

第202条【期間の終了】

年、月によって期間を計算する場合、最終月の対応する日を期間の最終日とする。対応する日がない場合、月末の日を期間の最終日とする。

第203条【期間計算の特別規定】

期間の最終日が法定休日である場合、法定休日が終了した翌日を期間の最終日とする。

- 2 期間の最終日の終了時間は24時とする。業務時間がある場合は、業務活動の停止時間を終了時間とする。

第204条【期間の法定又は約定】

期間の計算方法は本法の規定による。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第二編 物権³

第一分編 通則

第一章 一般規定

第205条【物権編の調整範囲】

本編は物の帰属と利用によって生じる民事関係を調整する。

第206条【基本経済制度と社会主義市場経済原則】

国家は公有制を主体として、多様な所有制経済を共同发展させ、労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式が併存する、社会主義市場経済体制等の社会主義基本経済制度を堅持し整備する。

- 2 国家は公有制経済を強固にして発展させ、非公有制経済の発展を奨励し、支持し導く。
- 3 国家は社会主義市場経済を実行し、すべての市場主体の平等な法的地位と発展の権利

³ 新法第二編「物権」では、現行物権法（2007年成立、全247条）を基礎として、財産権保護制度を強化し、帰属が明らかで、権限・責任が明確で、厳格に保護され、円滑な流通が確保された現代の財産権制度を整備するという党中央から示された要求に従い、実務上のニーズを踏まえて、物権法制度の一層の充実が図られている。

を保障する。

第207条【平等保護原則】

国家、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は法律による平等な保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならない。

第208条【物権公示原則】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法律の規定に従って登記しなければならない。動産物権の設定及び譲渡は、法律の規定に従って引き渡さなければならない。

第二章 物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第一節 不動産登記

第209条【不動産物権の登記による発効】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法に基づく登記を経て効力を生じる。登記を経ていない場合、効力を生じない。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

2 法に基づき国家所有に属する自然資源は、所有権の登記を行わなくてもよい。

第210条【不動産登記機関と不動産統一登記】

不動産登記は、不動産所在地の登記機関が行う。

2 国家は不動産に対して統一登記制度を実行する。統一登記の範囲、登記機関及び登記方法は、法律、行政法規によって規定する。

第211条【不動産登記申請の必要資料】

当事者が登記を申請する場合、それぞれの登記事項に応じて権利帰属の証明及び不動産の境界、面積等の必要資料を提出しなければならない。

第212条【不動産登記機関の職責】

登記機関は次に掲げる職責を履行しなければならない。

- (一) 申請人が提出した権利帰属証明及びその他の必要資料を審査すること
- (二) 登記の関係事項について申請人に質問すること
- (三) 事実の通り、速やかに関係事項を登記すること
- (四) 法律、行政法規が規定するその他の職責

2 登記申請された不動産の関連状況についてさらに証明が必要である場合、登記機関は申請人に資料の補充を求めることができ、必要な場合は実地検査を行うことができる。

第213条【不動産登記機関の禁止行為】

登記機関は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (一) 不動産評価を求めること
- (二) 年度検査等の名目で重複して登記を行うこと
- (三) 登記の職責範囲を超えるその他の行為

第214条【不動産物権変動の発効時期】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅につき法律の規定に従って登記しなければならない場合、不動産登記簿に記載された時から効力を生じる。

第215条【債権的効力と物権的効力の区別】

当事者間で不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅に関する契約を締結する場合、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、契約が成立した時から効力を生じる。物権登記をしていない場合、契約の効力に影響しない。

第216条【不動産登記簿の効力と管理機関】

不動産登記簿は物権の帰属及び内容の根拠である。

2 不動産登記簿は登記機関が管理する。

第217条【不動産登記簿と不動産権利証書の関係】

不動産権利証書は権利者が当該不動産物権を享有することの証明である。不動産権利証書に記載された事項は、不動産登記簿と一致していなければならない。記載が一致していない場合、不動産登記簿に確かに誤りがあることを証する証拠がある場合を除き、不動産登記簿を基準とする。

第218条【不動産登記資料の閲覧・複製】

権利者、利害関係人は、不動産登記資料について閲覧、複製を申請することができ、登記機関は提供しなければならない。

第219条【不動産登記情報の保護】

利害関係人は権利者の不動産登記資料を公開し、違法に使用してはならない。

第220条【不動産の更正登記と異議登記】

権利者、利害関係人は不動産登記簿の記載事項に誤りがあると認める場合、更正登記を申請できる。不動産登記簿に記載された権利者が書面により更正に同意する、又は登記に確かに誤りがあることを証する証拠がある場合、登記機関は更正しなければならない。

2 不動産登記簿に記載された権利者が更正に同意しない場合、利害関係人は異議登記を申請できる。登記機関が異議登記を行った場合に、申請人が異議登記の日から15日以内に訴えを提起しないときは、異議登記は失効する。異議登記が不当であることに起因して権利者に損害を与えた場合には、権利者は申請人に損害賠償を請求できる。

第221条【予告登記】

当事者は家屋の売買合意を締結し又はその他の不動産物権の売買合意を締結する場合、将来の物権の実現を保障するために、約定に従って登記機関に予告登記を申請できる。予告登記の後、予告登記の権利者の同意を得ずに、当該不動産を処分した場合は、物権的効力を生じない。

2 予告登記の後、債権が消滅し又は不動産登記を行うことができる日から90日以内に登記を申請しない場合、予告登記は失効する。

第222条【不動産登記過誤による損害賠償責任】

当事者は虚偽の資料を提出して登記を申請し、他人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

2 登記の誤りにより、他人に損害を与えた場合、登記機関は賠償責任を負わなければな

らない。登記機関は賠償した後、登記の誤りを生じさせた者に求償することができる。

第223条【不動産登記費用】

不動産登記費用は1件ごとに徴収し、不動産の面積、体積又は価格の比率に従って徴収してはならない。

第二節 動産の引渡し

第224条【動産物権変動の発効】

動産物権の設定及び譲渡は、引渡しの時から効力を生じる。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第225条【船舶、航空機、自動車等の物権登記】

船舶、航空機及び自動車等の物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第226条【簡易の引渡し】

動産物権の設定及び譲渡の前に、権利者がすでに当該動産を占有している場合、物権は民事法律行為が発効した時から効力を生じる。

第227条【指図による引渡し】

動産物権の設定及び譲渡の前に、第三者が当該動産を占有している場合、引渡義務を負う者は第三者に対して原物の返還を請求する権利の譲渡によって引渡しに代えることができる。

第228条【占有改定による引渡し】

動産物権を譲渡するとき、当事者に譲渡人が当該財産の占有を継続する旨の約定がある場合、物権は当該約定が発効した時から効力を生じる。

第三節 その他の規定

第229条【法律文書・収用等による物権変動の発効時期】

人民法院、仲裁機構の法律文書又は人民政府の収用決定等によって物権を設定、変更、移転又は消滅させる場合、法律文書又は人民政府の収用決定等が発効した時から効力を生じる。

第230条【相続による物権取得】

相続により物権を取得する場合、相続開始の時から効力を生じる。

第231条【事実行為による物権の設定・消滅】

家屋の合法的建造、収去等の事実行為により物権を設定又は消滅させる場合、事実行為が完了した時から効力を生じる。

第232条【民事法律行為によらず享有した不動産の物権変動】

本節の規定に従って享有した不動産物権を処分する際、法律の規定に従って登記をする必要がある場合、登記を経なければ、物権的効力を生じない。

第三章 物権の保護

第233条【物権侵害の解決手続】

物権が侵害を受けた場合、権利者は、和解、調解、仲裁、訴訟等の手段により解決することができる。

第234条【物権確認請求権】

物権の帰属、内容に起因して紛争が発生した場合、利害関係人は権利の確認を請求することができる。

第235条【原物返還請求権】

権原なく不動産又は動産が占有された場合、権利者は原物の返還を請求することができる。

第236条【妨害排除、危険除去の請求】

物権が妨害され又は物権が妨害されるおそれがある場合、権利者は妨害排除又は危険除去を請求することができる。

第237条【修理、再製作、交換、原状回復の請求】

不動産又は動産が毀損された場合、権利者は法に基づき修理、再製作、交換又は原状回復を請求することができる。

第238条【物権侵害による損害賠償請求】

物権侵害により権利者が損害を受けた場合、権利者は法に基づき損害賠償を請求ことができ、法に基づきその他の民事責任負担を請求することもできる。

第239条【物権保護方式】

本章に規定する物権保護の方式は、単独で適用することができ、権利侵害の状況に基づき組み合わせて適用することもできる。

第二分編 所有権

第四章 一般規定

第240条【所有権の定義】

所有権者は、自己の不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用、収益及び処分する権利を享有する。

第241条【他物権の設定】

所有権者は、自己の不動産又は動産の上に用益物権及び担保物権を設定する権利を有する。用益物権者、担保物権者は権利を行使する場合、所有権者の権益を侵害してはならない。

第242条【国家の専属財産】

法律の規定により国家所有に専属する不動産及び動産は、いかなる組織又は個人も所有権を取得することができない。

第243条【収用】

公共利益の必要のために、法律の規定する権限及び手続に従って集団が所有する土地

と組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用することができる。

- 2 集団が所有する土地を収用する場合、法に基づき速やかに土地補償費、移転補助金、及び農村村民住宅、その他の地上付着物と青田等の補償費用の満額を支払い、かつ被収用地の農民の社会保障費用を手配し、被収用地の農民の生活を保障し、被収用地の農民の合法的權益を維持保護しなければならない。
- 3 収用組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用する場合、法に基づき収用補償を与え、被収用者の合法的權益を維持保護しなければならない。個人の住宅を収用する場合、さらに被収用者の居住条件を保障しなければならない。
- 4 いかなる組織又は個人も収用補償費等の費用の横領、流用、私的分配、留め置き、支払遅延をしてはならない。

第244条【耕地の収用制限】

国家は、耕地に対する特別保護を実行し、農用地の建設用地への転換を厳格に制限し、建設用地の総量を制御する。法律の規定する権限及び手続に違反して集団が所有する土地を収用してはならない。

第245条【緊急徴用】

応急措置、被災者救済、感染症予防抑制等の緊急の必要により、法律の規定する権限及び手続に従って組織、個人の不動産又は動産を徴用することができる。徴用された不動産又は動産は、使用後に被徴用者に返還しなければならない。組織、個人の不動産又は動産が徴用され又は徴用後に毀損、滅失した場合は、補償を与えなければならない。

第五章 国家所有権及び集団所有権、私人所有権

第246条【国家所有権の範囲、性質及び行使】

法律が国家所有と規定する財産は国家所有、すなわち全人民の所有に属する。

- 2 国有財産は、国務院が国家を代表して所有権を行使する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第247条【鉱物資源、河川、海域】

鉱物資源、河川、海域は国家所有に属する。

第248条【海洋無人島】

海洋無人島は国家所有に属し、国務院が国家を代表して海洋無人島の所有権を行使する。

第249条【国家所有の土地】

都市の土地は、国家所有に属する。法律が国家所有と規定する農村及び都市近郊の土地は、国家所有に属する。

第250条【国家所有の自然資源】

森林、山岳、草原、荒地、干潟等の自然資源は、国家所有に属する。但し、法律が集団所有と規定する場合を除く。

第251条【国家所有の野生動植物資源】

法律が国家所有と規定する野生動植物資源は、国家所有に属する。

第252条【無線周波数帯域資源】

無線周波数帯域資源は、国家所有に属する。

第253条【文化財】

法律が国家所有と規定する文化財は、国家所有に属する。

第254条【国防資産，インフラ施設】

国防資産は、国家所有に属する。

- 2 鉄道，道路，電力施設，電信施設及び石油・ガスパイプライン等のインフラ施設は、法律が国家所有と規定する場合，国家所有に属する。

第255条【国家機関の物権】

国家機関は、その直接支配する不動産及び動産に対して、占有，使用及び法律と国務院の関連規定に従って処分する権利を有する。

第256条【国家運営事業組織の物権】

国家が運営する事業組織は、その直接支配する不動産及び動産に対して、占有，使用及び法律と国務院の関係規定に従って収益，処分する権利を有する。

第257条【国有企業の出資者制度】

国家が出資する企業は、国務院，地方人民政府が法律，行政法規の規定に従って個別に国家を代表して出資者の職責を履行し，出資者としての権益を有する。

第258条【国有財産の保護】

国家が所有する財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有，略奪，私的分配，留め置き，破壊を禁止する。

第259条【国有財産管理上の法律責任】

国有財産の管理，監督の職責を履行する機関及びその職員は、法に基づき国有財産に対する管理，監督を強化し，国有財産の価値の維持増加を促進し，国有財産の損害を防止しなければならない。職権の濫用，職務上の怠慢により，国有財産に損害を与えた場合は，法に基づき法律責任を負わなければならない。

- 2 国有財産管理規定に違反して，企業体制の変更，合併・分割，関連取引等の過程において，低価格の譲渡，共謀による私的分配，無断の担保及びその他の方式により国有財産に損害を与えた場合は，法に基づき法律責任を負わなければならない。

第260条【集団所有財産の範囲】

集団所有の不動産及び動産は、次に掲げるものを含む。

- (一) 法律が集団所有と規定する土地及び森林，山岳，草原，荒地，干潟
- (二) 集団が所有する建物，生産施設，農業水利施設
- (三) 集団が所有する教育，科学，文化，衛生，体育等の施設
- (四) 集団が所有するその他の不動産及び動産

第261条【農民集団所有権】

農民集団所有の不動産及び動産は、当該集団の構成員の集団所有に属する。

2 次に掲げる事項は、法定手続に従って当該集団の構成員が決定しなければならない。

- (一) 土地請負計画及び当該集団以外の組織又は個人への土地請負の発注
- (二) 個別の土地請負経営権者間の請負地調整
- (三) 土地補償費等の費用の使用、分配方法
- (四) 集団で出資した企業の所有権変動等の事項
- (五) 法律が規定するその他の事項

第262条【農民集団所有権の行使】

集団が所有する土地及び森林、山岳、草原、荒地、干潟等に対しては、次に掲げる規定により所有権を行使する。

- (一) 村農民の集団所有に属する場合、村の集団経済組織又は村民委員会が法に基づき集団を代表して所有権を行使する。
- (二) 個別に村内の二つ以上の農民の集団所有に属する場合、村内の各集団経済組織又は村民グループが法に基づき集団を代表して所有権を行使する。
- (三) 郷鎮農民の集団所有に属する場合、郷鎮の集団経済組織が集団を代表して所有権を行使する。

第263条【都市部集団所有権】

都市部の集団が所有する不動産及び動産は、法律、行政法規の規定に従って当該集団が占有、使用、収益及び処分する権利を有する。

第264条【集団財産状況の公表】

農村集団経済組織又は村民委員会、村民グループは、法律、行政法規及び定款、村規民約に従って当該集団構成員に集団財産の状況を公表しなければならない。集団構成員は関連資料を閲覧、複製する権利を有する。

第265条【集団所有財産の保護】

集団が所有する財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有、略奪、私的分配、破壊も禁止する。

2 農村集団経済組織、村民委員会又はその責任者が下した決定が集団構成員の合法的權益を侵害する場合、侵害を受けた集団構成員は人民法院に取消を請求することができる。

第266条【私人所有権】

私人は、その合法的な収入、家屋、生活用品、生産手段、原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する。

第267条【私人の合法的財産の保護】

私人の合法的財産は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有、略奪、破壊も禁止する。

第268条【企業出資者の権利保護】

国家、集団及び私人は、法に基づいて出資し、有限責任会社、株式会社又はその他の

企業を設立することができる。国家、集団及び私人が所有する不動産又は動産を企業に出資した場合、出資者が約定又は出資比率に従って資産の収益、重大な意思決定及び経営管理者の選択等の権利を有し、かつ義務を履行する。

第269条【法人財産権】

営利法人は、その不動産及び動産に対して法律、行政法規及び定款に従って占有、使用、収益及び処分する権利を有する。

2 営利法人以外の法人は、その不動産及び動産に対する権利について、関係する法律、行政法規及び定款の規定を適用する。

第270条【社会团体法人、寄付法人の財産保護】

社会团体法人、寄付法人〔捐助法人〕が法に基づき所有する不動産及び動産は、法律の保護を受ける。

第六章 区分所有者の建物区分所有権

第271条【建物区分所有権】

区分所有者は、建物内の住宅、事業用物件等の専有部分に対して所有権を有し、専有部分以外の共有部分に対して共有及び共同管理の権利を有する。

第272条【区分所有者の専有部分に対する権利】

区分所有者は、その建物の専有部分に対して占有、使用、収益及び処分する権利を有する。区分所有者が権利を行使する場合、建物の安全に危害を与えてはならず、その他の区分所有者の合法的權益を侵害してはならない。

第273条【区分所有者の共有部分に対する権利義務】

区分所有者は、建物の専有部分以外の共有部分に対して、権利を有し、義務を負う。権利の放棄による義務の不履行は許されない。

2 区分所有者が建物内の住宅、事業用物件を譲渡する場合、共有部分に対して有する共有及び共同で管理する権利も併せて譲渡する。

第274条【建築区画内の道路、緑地等の共有】

建築区画内の道路は、区分所有者の共有に属する。但し、都市部の公道に属する場合を除く。建築区画内の緑地は、区分所有者の共有に属する。但し、都市部の公共緑地又は個人に属する旨が明示されている場合を除く。建築区画内のその他の公共場所、公共施設及び不動産管理サービス用建物は、区分所有者の共有に属する。

第275条【駐車用区画、車庫の帰属】

建築区画内において、自動車駐車用に計画されている駐車場、車庫の帰属は、当事者が売却、区分所有権取得付帯贈与又は賃貸等の方式により約定する。

2 区分所有者が共有する道路又はその他自動車の駐車に用いる区画は、区分所有者の共有に属する。

第276条【駐車用区画・車庫と区分所有者のニーズ】

建築区画内において自動車駐車用に計画されている駐車場、車庫は、先ず区分所有者

のニーズを満たさなければならない。

第277条【区分所有者総会，区分所有者委員会】

区分所有者は区分所有者総会を設立し，区分所有者委員会を選出することができる。区分所有者総会，区分所有者委員会の成立の具体的な条件及び手続は，法律，法規の規定による。

- 2 地方人民政府の関係部門，居民委員会は，区分所有者総会の設立及び区分所有者委員会の選出に対して指導及び協力しなければならない。

第278条【区分所有者の共同決定事項及び表決手続】

次に掲げる事項は区分所有者が共同で決定する。

- (一) 区分所有者総会議事規則の制定及び改正
- (二) 管理規約の制定及び改正
- (三) 区分所有者委員会の選出又は区分所有者委員会委員の改選
- (四) 不動産管理サービス企業又はその他管理者の選任及び解任
- (五) 建物及びその付属施設のメンテナンス資金の使用
- (六) 建物及びその付属施設のメンテナンス資金の調達
- (七) 建物及びその付属施設の改築及び建替え
- (八) 共有部分の用途変更又は共有部分を利用した事業活動を行うこと
- (九) 共有及び共同で管理する権利に関するその他の重要事項

- 2 区分所有者が共同で決定する事項は，専有部分面積の三分の二以上を占める区分所有者，かつ人数の三分の二以上を占める区分所有者が表決に参加しなければならない。前項第6号から第8号の規定する事項を決定する場合，表決に参加した専有部分面積の四分之三以上を占める区分所有者，かつ表決に参加した人数の四分之三以上を占める区分所有者が同意しなければならない。前項のその他事項を決定する場合は，専有部分面積の過半数の区分所有者が表決に参加し，かつ表決に参加した人数の過半数の区分所有者が同意しなければならない。

第279条【住宅を事業用物件に変更する場合】

区分所有者は，法律，法規及び管理規約に違反して，住宅を事業用物件に変更してはならない。区分所有者は住宅を事業用物件に変更する場合，法律，法規及び管理規約を遵守するほか，利害関係を有する区分所有者全員の同意を得なければならない。

第280条【区分所有者総会，区分所有者委員会の決定の効力】

区分所有者総会又は区分所有者委員会の決定は，区分所有者に対して法的拘束力を有する。

- 2 区分所有者総会又は区分所有者委員会の下した決定が区分所有者の合法的權益を侵害する場合，侵害を受けた区分所有者は人民法院に取消を請求することができる。

第281条【メンテナンス資金の帰属，用途，調達，使用】

建物及びその付属施設のメンテナンス資金は，区分所有者の共有に属する。区分所有者が共同で決定した場合は，エレベーター，屋上，外壁，バリアフリー施設等の共有部

分のメンテナンス、更新及び改造に用いることができる。建物及びその付属施設のメンテナンス資金の調達、使用状況は定期的に公表しなければならない。

- 2 緊急状況下で建物及び付属施設の補修を必要とする場合、区分所有者総会又は区分所有者委員会が法に基づき建物及びその付属施設のメンテナンス資金の使用を申請することができる。

第282条【共有部分利用による収益】

建設業者、不動産管理サービス企業又はその他管理者等が区分所有者の共有部分を利用することにより発生した収入は、合理的なコストを控除した後に、区分所有者の共有に属する。

第283条【建物及び付属施設の費用分担、収益分配】

建物及びその付属施設の費用分担、収益分配等の事項について約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、区分所有者の専有部分面積の占有比率に従って確定する。

第284条【建物及び付属施設の管理】

区分所有者は、建物及びその付属施設を自ら管理することができ、不動産管理サービス企業又はその他管理者に管理を委託することもできる。

- 2 建設業者が招聘した不動産管理サービス企業又はその他管理者に対して、区分所有者は法に基づき更迭変更する権利を有する。

第285条【不動産管理サービス企業等の管理義務】

不動産管理サービス企業又はその他管理者は、区分所有者の委託に基づいて、本法第三編の不動産管理サービス契約関係規定に従って建築区画内の建物及びその付属施設を管理し、区分所有者の監督を受け、かつ区分所有者が提出した不動産管理サービス状況に関する問合せに対して速やかに回答する。

- 2 不動産管理サービス企業又はその他管理者は、政府が法に基づき実施する緊急対応処理措置及びその他管理措置に対して、積極的に協力し関連業務を展開しなければならない。

第286条【区分所有者の義務、区分所有者総会の職責】

区分所有者は、法律、法規及び管理規約を遵守し、関連する行為は資源節約、生態環境保護の要求に適合しなければならない。不動産管理サービス企業又はその他管理者に対して、法に基づき政府が緊急対応処理措置及びその他管理措置を実施する場合、区分所有者は法に基づき協力しなければならない。

- 2 区分所有者総会又は区分所有者委員会は、ごみを無断で投棄し、汚染物又は騒音を排出し、規定に違反して動物を飼育し、違法に建築し、通路を違法に占有し、不動産管理費の支払いを拒絶する等の他人の合法的権益を侵害する行為に対して、法律、法規及び管理規約に従って、侵害停止、妨害排除、危険除去、原状回復、損害賠償を行為者に請求する権利を有する。
- 3 区分所有者又はその他の行為者が関連義務の履行を拒絶した場合、関係当事者は関係

行政主管部門に苦情を申立てることができ、関係行政主管部門は法に基づきこれを処理しなければならない。

第287条【合法的權益侵害と区分所有者の請求権】

区分所有者は、建設業者、不動産管理サービス企業又はその他管理者及びその他区分所有者が自己の合法的權益を侵害する行為に対して、民事責任の負担を請求する権利を有する。

第七章 相隣関係

第288条【相隣関係処理の原則】

不動産の相隣権利者は、生産に有益、生活の便宜、団結互助、公平合理の原則に従って、相隣関係を正しく処理しなければならない。

第289条【相隣関係処理の根拠】

法律、法規に相隣関係の処理に関する規定がある場合、その規定による。法律、法規に規定がない場合は、当地の慣習に従うことができる。

第290条【取水、排水の相隣関係】

不動産権利者は、相隣権利者の取水、排水のために必要な便宜を提供しなければならない。

2 自然流水の利用については、不動産の相隣権利者間で合理的に分配しなければならない。自然流水の排出については、自然に流れる方向を尊重しなければならない。

第291条【相隣関係中の通行権】

不動産権利者は、相隣権利者が通行等によりその土地を利用しなければならない場合、必要な便宜を提供しなければならない。

第292条【相隣土地の利用】

不動産権利者が建物の建造、修繕及び電線、ケーブル、水道管、暖房とガス管の敷設等により相隣する土地、建物を利用しなければならない場合、当該土地、建物の権利者は必要な便宜を提供しなければならない。

第293条【相隣建物の通風、採光、日照】

建物を建造する場合、国家の関係建設工事基準に違反してはならず、相隣する建物の通風、採光及び日照を妨害してはならない。

第294条【相隣不動産間の有害物質廃棄等禁止】

不動産権利者は、国家規定に違反して固体廃棄物を投棄し、大気汚染物質、水質汚染物質、土壤汚染物質、騒音、光、電磁波等の有害物質を排出してはならない。

第295条【相隣不動産の安全保護】

不動産権利者は土地の掘削、建物の建造、配管配線及び設備の設置等を行う場合、相隣不動産の安全に危害を及ぼしてはならない。

第296条【相隣権の限度】

不動産権利者が取水、排水、通行、配管配線等により相隣不動産を利用する場合、相

隣の不動産権利者に対する損害発生をできる限り回避しなければならない。

第八章 共有

第297条【共有概念とその形式】

不動産又は動産は、二つ以上の組織、個人により共有することができる。共有は持分共有（持分のある共有）及び共同共有（持分のない共有）を含む。

第298条【持分のある共有】

持分共有者は、共有の不動産又は動産に対してその持分に応じて所有権を有する。

第299条【持分のない共同】

共同共有者は、共有の不動産又は動産に対して共同で所有権を有する。

第300条【共有物の管理】

共有者は、約定に従って共有の不動産又は動産を管理する。約定がない又は約定が不明確である場合、各共有者はいずれも管理する権利を有し、義務を負う。

第301条【共有財産の重要事項に対する表決】

共有の不動産又は動産の処分及び共有の不動産又は動産に対する大修繕、性質又は用途の変更を行う場合、持分の三分の二以上を占める持分共有者又は全ての共同所有者の同意を得なければならない。但し、共有者間に別段の約定がある場合を除く。

第302条【共有物の管理費用】

共有者に共有物の管理費用及びその他の負担について約定がある場合、その約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、持分共有者はその持分に応じて負担し、共同所有者は共同で負担する。

第303条【共有物の分割規則】

共有者間に共有の不動産又は動産を分割してはならず、共有関係を維持する旨の約定がある場合、約定に従わなければならない。但し、共有者に重大な理由があり分割する必要がある場合、分割を請求することができる。約定がない又は約定が不明確である場合、持分共有者はいつでも分割を請求することができ、共同所有者は共有のための基礎が喪失し又は重大な理由により分割する必要がある場合、分割を請求することができる。分割によってその他共有者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。

第304条【共有物の分割方式】

共有者は協議を経て分割方式を確定することができる。協議が調わない場合、共有の不動産又は動産を分割することができ、かつ分割により価値が減損しない場合は、現物を分割しなければならない。分割が困難であり又は分割により価値が減損する場合には時価換算し、又は強制競売、強制換価により得た代金で分割しなければならない。

2 共有者が分割により取得した不動産又は動産に瑕疵が存在する場合、その他の共有者は損害を分担しなければならない。

第305条【持分譲渡と持分共有者の優先購入権】

持分共有者はその有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡することができる。その

他共有者は同等の条件で優先的に購入する権利を有する。

第306条【持分共有者の優先購入権行使】

持分共有者がその有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡する場合、譲渡条件をその他の共有者に速やかに通知しなければならない。その他の共有者は合理的期間内に優先購入権を行使しなければならない。

- 2 二名以上のその他の共有者が優先購入権の行使を主張する場合、協議を経て各自の購入比率を確定する。協議が調わない場合、譲渡時の各自の共有持分比率に従って優先購入権を行使する。

第307条【共有から発生した債権債務】

共有の不動産又は動産により生じた債権債務は、対外関係においては、共有者が連帯債権を有し、連帯債務を負う。但し、法律に別段の規定があり又は共有者に連帯債権・債務関係が存在しないことを第三者が知っている場合を除く。共有者の内部関係においては、共有者間に別段の約定がある場合を除き、持分共有者は持分に従って債権を有し、債務を負い、共同所有者は共同で債権を有し、債務を負う。弁済する債務が自己の負うべき持分を超えた持分共有者は、その他共有者に対して求償権を有する。

第308条【共有関係不明時における共有関係の性質推定】

共有者間に、共有の不動産、動産について持分共有もしくは共同所有とする旨の約定がない又は約定が不明確である場合、共有者間に家庭関係が存在する等の場合を除き、持分共有であるものとみなす。

第309条【持分不明時における共有持分額確定】

持分共有者間に、共有の不動産、動産に対して有する持分につき、約定がない又は約定が不明確である場合、出資額に応じて確定する。出資額を確定できない場合、同額とみなす。

第310条【用益物権、担保物権の準共有】

二つ以上の組織、個人が用益物権、担保物権を共同で有する場合、本章の関係規定を参照適用する。

第九章 所有権取得に関する特別規定

第311条【善意取得】

処分権を有しない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有権者は取り戻す権利を有する。法律に別段の規定がある場合を除き、次に掲げる事由に該当する場合は、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (一) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時に善意であったとき
- (二) 合理的価格で譲渡されたとき
- (三) 譲渡された不動産又は動産について、法律の規定に従って登記が必要な場合は既に登記されているとき、登記が不要な場合には既に譲受人に引き渡されているとき

- 2 譲受人が前項の規定に従って不動産又は動産の所有権を取得した場合、原所有権者は

処分権を有しない者に損害賠償を請求する権利を有する。

3 当事者がその他の物権を善意取得した場合、前2項の規定を参照適用する。

第312条【遺失物の善意取得】

所有権者又はその他権利者は、遺失物を取り戻す権利を有する。当該遺失物が譲渡により他人に占有されている場合、権利者は処分権を有しない者に損害賠償を請求し、又は譲受人を知りもしくは知り得べき日から2年以内に譲受人に原物の返還を請求する権利を有する。但し、譲受人が競売を通じて又は営業資格を有する事業者から当該遺失物を購入した場合には、権利者は原物の返還を請求するときに譲受人が負担した費用を支払わなければならない。権利者は譲受人に費用を支払った後、処分権を有しない者に対して求償権を有する。

第313条【善意取得の効果】

善意の譲受人が動産を取得した後、当該動産上にあった原権利は消滅する。但し、善意の譲受人が譲受時に当該権利を知り又は知り得べきであった場合を除く。

第314条【拾得遺失物の返還】

遺失物を拾得した場合、権利者に返還しなければならない。拾得者は権利者に受け取るよう速やかに通知し、又は公安等の関係部門に提出交付しなければならない。

第315条【遺失物の処理】

関係部門は遺失物を受け取り、権利者を知っている場合、権利者に受け取るよう速やかに通知しなければならない。知らない場合は、遺失物の公告を速やかに行わなければならない。

第316条【遺失物の保管】

拾得者は遺失物を関係部門に提出交付するまで、関係部門は遺失物が受け取られるまで、遺失物を適切に保管しなければならない。故意又は重過失により遺失物が毀損、滅失した場合、民事責任を負わなければならない。

第317条【遺失物の保管費用等】

権利者は遺失物を受け取る時、拾得者又は関係部門に対して遺失物の保管等により支出した必要費用を支払わなければならない。

2 権利者が懸賞付で遺失物を探す場合、遺失物を受け取る時に合意承諾に従って義務を履行しなければならない。

3 拾得者が遺失物を横領した場合、遺失物の保管等により支出した費用を請求する権利を有さず、合意承諾に従った義務の履行を権利者に請求する権利も有しない。

第318条【公告期間経過後の遺失物の国庫帰属】

遺失物は受取の公告日から1年以内に受領する者がいない場合、国家所有に帰属する。

第319条【漂流物、埋蔵物等の帰属】

漂流物を拾得し、埋蔵物又は隠匿物を発見した場合、遺失物拾得の関係規定を参照適用する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第320条【主物譲渡と従物】

主物を譲渡する場合、従物も主物に従って譲渡される。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第321条【果実の帰属】

天然果実は所有権者が取得する。所有権者のほか用益物権者が存在する場合、用益物権者が取得する。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

2 法定果実は当事者に約定がある場合、約定に従って取得する。約定がない又は約定が不明確である場合、取引慣習に従って取得する。

第322条【添附】

加工、付合、混合により生じた物の帰属について、約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合、法律の規定に従う。法律に規定がない場合は、物の効用の十分な発揮及び過失のない当事者保護の原則に従って確定する。一方当事者の過失又は物の帰属の確定により、他方当事者に損害を与えた場合には、賠償又は補償を与えなければならない。

第三分編 用益物権

第十章 一般規定

第323条【用益物権の定義】

用益物権者は他人が所有する不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用及び収益する権利を有する。

第324条【国家所有及び集団所有の自然資源】

国家所有又は集団が使用する国家所有及び法律の規定により集団所有に属する自然資源は、組織、個人が法に基づき占有、使用及び収益することができる。

第325条【自然資源の有償使用制度】

国家は自然資源の有償使用制度を実行する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第326条【用益物権者の権利行使】

用益物権者が権利を行使する場合、資源の保護と合理的開発利用、生態環境保護に関する法律規定を遵守しなければならない。所有権者は用益物権者による権利行使に干渉してはならない。

第327条【収用徴用時の用益物権者の補償請求権】

不動産又は動産が収用、徴用されたことにより、用益物権が消滅し又は用益物権の行使が影響を受けた場合、用益物権者は本法第243条、第245条の規定に従って相応の補償を受ける権利を有する。

第328条【海域使用权】

法に基づき取得した海域使用权は法律の保護を受ける。

第329条【その他の利用権の保護】

法に基づき取得した探鉱権、採鉱権、取水権及び水域、干潟を使用して養殖、漁労に

従事する権利は法律の保護を受ける。

第十一章 土地請負経営権

第330条【農村土地請負経営制度】

農村集団経済組織は家庭請負経営を基礎として、統一経営と分散経営を結合した二層経営体制を実行する。

- 2 農民の集団所有及び農民が集団で使用する国家所有の耕地、林地、草地及びその他の農業に用いられる土地は、法に基づき土地請負経営制度を実行する。

第331条【土地請負経営権の内容】

土地請負経営権者は法に基づきその請負経営を行う耕地、林地、草地等に対して占有、使用及び収益する権利を有し、栽培業、林業、牧畜業等の農業生産を行う権利を有する。

第332条【土地請負経営の期間】

耕地の請負期間は30年とする。草地の請負期間は30年から50年までとする。林地の請負期間は30年から70年までとする。

- 2 前項の規定する請負期間が満了した場合、土地請負経営権者は農村土地請負の法律規定に従って請負を継続する。

第333条【土地請負経営権の設定と登記】

土地請負経営権は土地請負経営権契約が発効した時から設定される。

- 2 登記機関は土地請負経営権者に土地請負経営権証、林権証等の証書を発行交付し、かつ登記に編綴して、土地請負経営権を確認しなければならない。

第334条【土地請負経営権の交換、譲渡】

土地請負経営権者は法律の規定に従って、土地請負経営権を交換、譲渡する権利を有する。法に基づく許可を得ていない場合、請負地を農業以外に用いてはならない。

第335条【土地請負経営権の交換・譲渡の登記】

土地請負経営権を交換、譲渡する場合、当事者は登記機関に登記を申請することができる。登記を経由しなければ、善意の第三者に対抗することができない。

第336条【請負地の調整】

請負期間内において発注者は請負地を調整してはならない。

- 2 自然災害により請負地が著しく毀損する等の特殊な事情により、請け負った耕地及び草地を適切に調整する必要がある場合、農村土地請負の法律規定に従って処理しなければならない。

第337条【請負地の回収禁止】

請負期間内において発注者は請負地を回収してはならない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第338条【請負地収用と補償】

請負地が収用された場合、土地請負経営権者は本法第243条の規定に従って相応の補償を受ける権利を有する。

第339条【土地経営権の流通】

土地請負経営権者は法に基づきリース貸出，資本参加又はその他の方式によって他者に土地経営権を流通することを自ら決定することができる。

第340条【土地請負経営権者の権利】

土地請負経営権者は契約の約定期間内に農村の土地を占有し，農業生産経営を自主的に行い，かつ収益を取得する権利を有する。

第341条【土地経営権の設定と登記】

流通期限が5年以上の土地経営権は，流通契約の発効時に成立する。当事者は登記機関に対して土地経営権登記を申請することができる。登記を経ていないとき，善意の第三者に対抗することができない。

第342条【特別方式で取得した土地経営権の流通】

入札，競売，公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負い，法に基づく登記を経て権利証書を取得した場合，法に基づきリース貸出，出資，抵当権設定又はその他の方式によって土地経営権を流通させることができる。

第343条【国有農用地の請負経営】

国家が所有する農用地で請負経営を実行する場合，本編の関係規定を参照適用する。

第十二章 建設用地使用权

第344条【建設用地使用权の定義】

建設用地使用权者は法に基づき国家が所有する土地に対して占有，使用及び収益する権利を有し，当該土地を利用して建物，構築物及びその付属施設を建造する権利を有する。

第345条【建設用地使用权の分層設定】

建設用地使用权は土地の地表，地上又は地下に各別に設定することができる。

第346条【建設用地使用权の設定】

建設用地使用权を設定する場合，資源の節約，生態環境保護の要求に適合しなければならない。法律，行政法規の土地用途に関する規定を遵守し，既に設定された用益物権を侵害してはならない。

第347条【建設用地使用权の設定方式】

建設用地使用权を設定する場合，払下げ又は割当等の方式を用いることができる。

- 2 工業，商業，旅行，娯楽及び商品住宅等の事業用地並びに同一の土地に複数の土地使用希望者が存在する場合，入札，競売等の公開競争方式を採用して払い下げなければならない。
- 3 割当方式による建設用地使用权の設定を厳格に制限する。

第348条【建設用地使用权払下契約】

入札，競売，協議等の払下げ方式を通じて建設用地使用权を設定する場合，当事者は書面形式を採用して建設用地使用权払下契約を締結しなければならない。

- 2 建設用地使用权払下契約は一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の名称及び住所
- (二) 土地の境界、面積等
- (三) 建物、構築物及びその付属施設が占用する空間
- (四) 土地の用途、計画条件
- (五) 建設用地使用権の期間
- (六) 払下金等の費用及びその支払方式
- (七) 紛争解決方法

第349条【建設用地使用権の登記】

建設用地使用権を設定する場合、登記機関に建設用地使用権設定登記を申請しなければならない。建設用地使用権は登記時に設定される。登記機関は建設用地使用権者に対して権利証書を発行交付しなければならない。

第350条【土地用途の限定】

建設用地使用権者は、土地を合理的に利用しなければならず、土地の用途を変更してはならない。土地の用途を変更する必要がある場合、法に基づき関係行政主管部門の許可を得なければならない。

第351条【建設用地使用権払下金等の支払い】

建設用地使用権者は、法律の規定及び契約の約定に従って払下金等の費用を支払わなければならない。

第352条【建物等の所有権帰属】

建設用地使用権者が建造した建造物、構築物及びその付属施設の所有権は、建設用地使用権者に属する。但し、反対証拠により証明された場合を除く。

第353条【建設用地使用権の流通方式】

建設用地使用権者は、建設用地使用権を譲渡、交換、出資、贈与又は抵当権を設定する権利を有する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第354条【建設用地使用権流通の契約形式等】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資、贈与又は抵当権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して相応する契約を締結しなければならない。使用期間は当事者の約定による。但し、建設用地使用権の残存期間を超えてはならない。

第355条【建設用地使用権流通の登記】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第356条【建設用地使用権流通と建物等の一括処分】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、当該土地上に付着する建物、構築物及びその付属施設も併せて処分する。

第357条【建物等流通と建設用地使用権の一括処分】

建物、構築物及びその付属施設を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、当該建物、構築物及びその付属施設の占用範囲内の建設用地使用権も併せて処分する。

第358条【建設用地使用权の期間満了前の回収】

建設用地使用权の期間満了前に、公共利益の必要により当該土地を繰り上げて回収する場合、本法第243条の規定に従って当該土地上の家屋及びその他の不動産に対して補償を与え、かつ相応する払下金を返還しなければならない。

第359条【建設用地使用权の期間延長】

住宅建設用地使用权の期間が満了した場合、自動的に期間を延長する。更新費用の納付及び減免は、法律、行政法規の規定に従って処理する。

2 非住宅建設用地使用权の期間満了後の延長は、法律の規定に従って処理する。当該土地上の家屋及びその他の不動産の帰属につき、約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、法律、行政法規の規定に従って処理する。

第360条【建設用地使用权の抹消登記】

建設用地使用权が消滅した場合、払下人は速やかに抹消登記手続をしなければならない。登記機関は権利証書を回収しなければならない。

第361条【集団所有土地を建設用地とする場合】

集団が所有する土地を建設用地とする場合、土地管理の法律規定に従って処理しなければならない。

第十三章 宅地使用权

第362条【宅地使用权の定義】

宅地使用权者は、法に基づき集団が所有する土地に対して占有及び使用する権利を有し、法に基づき当該土地を利用して住宅及びその付属施設を建造する権利を有する。

第363条【宅地使用权の法律適用】

宅地使用权の取得、行使及び譲渡は、土地管理の法律及び国家の関係規定を適用する。

第364条【宅地の滅失】

宅地が自然災害等の原因により滅失した場合、宅地使用权は消滅する。宅地を失った村民に対して、法に基づき宅地を再分配しなければならない。

第365条【宅地使用权の変動と登記】

既に登記された宅地使用权が譲渡され、又は消滅した場合、速やかに変更登記又は抹消登記をしなければならない。

第十四章 居住権

第366条【居住権の定義】

居住権者は、生活居住の必要を満たすために、契約の約定に従って、他人の住宅に対して占有、使用する用益物権を有する。

第367条【居住権設定契約】

居住権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して居住権設定契約を締結しなけれ

ばならない。

2 居住権設定契約は一般に次の条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 住宅の位置
- (三) 居住の条件及び要求事項
- (四) 居住権の期間
- (五) 紛争解決方法

第368条【居住権の設定】

居住権は無償で設定する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。居住権を設定する場合、登記機関に居住権登記を申請しなければならない。居住権は登記時から設定される。

第369条【居住権の制限規定と例外】

居住権は、譲渡、相続することができない。居住権を設定した住宅を賃貸してはならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第370条【居住権の消滅】

居住権の期間が満了し、又は居住権者が死亡した場合、居住権は消滅する。居住権が消滅した場合、速やかに抹消登記手続をしなければならない。

第371条【遺言方式による居住権設定と法律適用】

遺言方式により居住権を設定する場合、本章の関係規定を参照適用する。

第十五章 地役権

第372条【地役権の定義】

地役権者は、契約の約定に従って自己の不動産の便益を高めるために、他人の不動産を利用する権利を有する。

2 前項にいう他人の不動産を承役地、自己の不動産を要役地とする。

第373条【地役権設定契約】

地役権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して地役権設定契約を締結しなければならない。

2 地役権設定契約は一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 承役地及び要役地の位置
- (三) 利用目的及び方法
- (四) 地役権の期間
- (五) 費用及びその支払方式
- (六) 紛争解決方法

第374条【地役権の設定と登記】

地役権は、地役権設定契約の発効した時に設定される。当事者が登記を求める場合、

登記機関に地役権設定登記を申請することができる。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第375条【承役地権利者の義務】

承役地の権利者は、契約の約定に従って地役権者によるその不動産の利用を認めなければならない。地役権者による権利行使を妨害してはならない。

第376条【地役権者の権利義務】

地役権者は、契約で約定した利用目的及び方法に従って承役地を利用し、承役地の権利者の物権に対する制限をできる限り減少させなければならない。

第377条【地役権の期間】

地役権の期間は当事者の約定による。但し、土地請負経営権、建設用地使用権等の用益物権の残存期間を超えてはならない。

第378条【地役権とその他の用益物権】

土地所有権者が地役権を有する又は地役権を負担する場合において、土地請負経営権、宅地使用権等の用益物権を設定するとき、当該用益物権者は既に設定されている地役権を継続して有し、又は負担する。

第379条【用益物権が存在する土地への地役権設定】

土地上に既に土地請負経営権、建設用地使用権、宅地使用権等の用益物権が設定されている場合、用益物権者の同意を得なければ、土地所有権者は地役権を設定することができない。

第380条【地役権の譲渡】

地役権は単独で譲渡することができない。土地請負経営権、建設用地使用権等を譲渡する場合、地役権も併せて譲渡する。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

第381条【地役権と抵当権】

地役権には単独で抵当権を設定することができない。土地経営権、建設用地使用権等に抵当権が設定されている場合、抵当権の実行時に、地役権も併せて譲渡する。

第382条【要役地の一部譲渡】

要役地及び要役地上の土地請負経営権、建設用地使用権等の一部を譲渡するとき、譲渡部分が地役権にかかる場合、譲受人は同時に地役権を有する。

第383条【承役地の一部譲渡】

承役地及び承役地上の土地請負経営権、建設用地使用権等の一部を譲渡するとき、譲渡部分が地役権にかかる場合、地役権は譲受人に対して法的拘束力を有する。

第384条【承役地権利者の解除権】

地役権者が次のいずれかに該当する場合、承役地の権利者は地役権設定契約を解除する権利を有し、地役権は消滅する。

- (一) 法律の規定又は契約の約定に違反して地役権を濫用したとき
- (二) 承役地を有償で利用し、約定した支払期限を徒過した後、合理的期間内に二度の催告を受けても費用を支払わないとき

第385条【地役権の変動と登記】

既に登記された地役権が変更、譲渡又は消滅した場合、速やかに変更登記又は抹消登記の手続をしなければならない。

第四分編 担保物権

第十六章 一般規定

第386条【担保物権の定義】

担保物権者は、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権の実行事由が発生した場合、法に基づき担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第387条【担保物権の適用範囲及び反担保】

債権者は、貸借、売買等の民事活動において、その債権の実現を保障するために、担保が必要である場合、本法及びその他の法律の規定に従って担保物権を設定することができる。

- 2 第三者が債務者のために債権者に担保を提供する場合、債務者に反担保を求めることができる。反担保は、本法及びその他の法律の規定を適用する。

第388条【担保物権設定契約と主たる契約】

担保物権を設定する場合、本法及びその他の法律の規定に従って担保権設定契約を締結しなければならない。担保権設定契約には、抵当権設定契約、質権設定契約、及びその他の担保的機能を有する契約を含む。担保権設定契約は主たる債権債務契約の従たる契約である。主たる債権債務契約が無効である場合、担保権設定契約も無効とする。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

- 2 担保権設定契約の無効が確認された後、債務者、担保権設定者、債権者に過失があった場合には、その過失に基づいて各自が相応する民事責任を負わなければならない。

第389条【被担保債権の範囲】

担保物権の担保範囲は、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金、担保物の保管及び担保物権の実行に要する費用を含む。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

第390条【担保物権の物上代位性】

担保期間中において、担保財産が毀損、滅失し、又は収用等を受けた場合、担保物権者は、取得した保険金、賠償金又は補償金等から優先的に弁済を受けることができる。被担保債権の履行期限が到来していない場合は、当該保険金、賠償金又は補償金等を供託することもできる。

第391条【債務移転の担保物権に対する効力】

第三者が担保を提供し、その書面による同意を得ずに、債権者が債務者による債務の全部又は一部の移転を認めた場合、担保権設定者は相応する担保責任を負わない。

第392条【物的担保と人的担保】

被担保債権に物的担保だけでなく人的担保もある場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権の実行事由が発生したとき、債権者は約定に従って債権を実現しなければならない。約定がない又は約定が不明確であり、債務者自らが物的担保を提供した場合、債権者は、まず当該物的担保から債権を実現しなければならない。第三者が物的担保を提供した場合には、債権者は、物的担保から債権を実行することができ、保証人に保証責任の負担を請求することもできる。担保を提供した第三者は、担保責任を負担した後、債務者に対して求償権を有する。

第393条【担保物権の消滅事由】

次のいずれかに該当する場合、担保物権は消滅する。

- (一) 主たる債権が消滅したとき
- (二) 担保物権を実行したとき
- (三) 債権者が担保物権を放棄したとき
- (四) 法律の規定により担保物権が消滅するその他の事由

第十七章 抵当権

第一節 一般抵当権

第394条【抵当権の定義】

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が財産の占有を移転せずに、債権者のために当該財産に抵当権を設定する場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したとき、債権者は当該財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の規定する債務者又は第三者を抵当権設定者、債権者を抵当権者、担保として提供された財産を抵当財産とする。

第395条【抵当財産の範囲】

債務者又は第三者が処分権を有する次に掲げる財産に抵当権を設定することができる。

- (一) 建物及びその他の土地定着物
- (二) 建設用地使用权
- (三) 海域使用权
- (四) 生産設備、原材料、仕掛品、製品
- (五) 建造中の建物、船舶、航空機
- (六) 交通輸送手段
- (七) 法律、行政法規により抵当権設定が禁止されないその他の財産

- 2 抵当権設定者は、前項の規定する財産につき、併せて抵当権を設定することができる。

第396条【生産用動産等の集合抵当】

企業、個人商工業者、農業生産経営者は、現在保有する及び将来保有する生産設備、原材料、仕掛品、製品に抵当権を設定することができ、債務者が履行期の到来した債務

を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生した場合、債権者は、抵当財産確定時の動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

第397条【建物及び建設用地使用权に対する抵当権設定】

建物に抵当権を設定する場合、当該建物の占有範囲内の建設用地使用权にも併せて抵当権を設定する。建設用地使用权に抵当権を設定する場合は、当該土地の建物にも併せて抵当権を設定する。

- 2 抵当権設定者が前項の規定に従って併せて抵当権を設定しない場合、抵当権が設定されていない財産にも併せて抵当権が設定されたものとみなす。

第398条【郷鎮、村企業の建設用地使用权、建物への抵当権設定】

郷鎮、村の企業の建設用地使用权には単独で抵当権を設定することができない。郷鎮、村の企業の工場等の建物に抵当権を設定する場合は、その占有範囲内の建設用地使用权にも併せて抵当権を設定する。

第399条【抵当権を設定できない財産】

次に掲げる財産には抵当権を設定することができない。

(一) 土地所有権

(二) 宅地、自留地（個人が保有する土地）、自留山（個人が保有する山地）等の集団が所有する土地の使用権。但し、法律の規定により抵当権を設定できる場合を除く。

(三) 学校、幼稚園、医療機関等の公益を目的として設立された非営利法人の教育施設、医療衛生施設及びその他の公益施設

(四) 所有権、使用権が不明な又は紛争が存在する財産

(五) 法に基づき封印、差押え、管理監督をされている財産

(六) 法律、行政法規が抵当権を設定することができないと規定するその他の財産

第400条【抵当権設定契約】

抵当権を設定する場合、当事者は、書面形式を採用して抵当権設定契約を締結しなければならない。

- 2 抵当権設定契約は、一般に次に掲げる条項を含む。

(一) 被担保債権の種類及び額

(二) 債務者の債務履行期限

(三) 抵当財産の名称、数量等の状況

(四) 担保する範囲

第401条【抵当直条項の効力】

抵当権者は、債務履行期限が到来する前に、抵当権設定者との間で、債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合に抵当財産は債権者の所有に帰属させる旨の約定をしたとき、法に基づき抵当目的物から優先弁済を受領できるだけである。

第402条【不動産抵当権と登記】

本法第395条第1項第1号から第3号の規定する財産又は第5号の規定する建造中の建物に抵当権を設定する場合、抵当権設定登記を行わなければならない。抵当権は登

記時に設定される。

第403条【動産抵当権の効力】

動産に抵当権を設定する場合、抵当権は、抵当権設定契約の発効した時に設定される。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第404条【動産抵当権の対抗力制限】

動産に抵当権を設定する場合、正常な事業活動において既に合理的な代金を支払い、抵当権を設定した財産を取得した買受人に対抗することができない。

第405条【抵当権と賃借権の関係】

抵当権が設定される前に抵当財産が既に賃貸され、かつ占有が移転していた場合、原賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。

第406条【抵当財産の譲渡】

抵当権設定期間内において、抵当権設定者は抵当財産を譲渡できる。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。抵当権を設定した財産を譲渡する場合、抵当権は影響を受けない。

- 2 抵当権設定者が、抵当財産を譲渡する場合、速やかに抵当権者に通知しなければならない。抵当権者は、抵当財産の譲渡が抵当権に損害を与えるおそれがあることを証明できる場合、譲渡により得た代金について抵当権者への債務の繰上げ弁済又は供託を抵当権設定者に対して請求できる。譲渡代金が債権金額を超えた部分は抵当権設定者の所有とし、不足する部分は債務者が弁済する。

第407条【抵当権と債権の分離譲渡禁止】

抵当権を債権と分離して単独で譲渡し、又はその他の債権の担保に供することはできない。債権を譲渡する場合、当該債権が担保される抵当権も併せて譲渡する。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第408条【抵当財産価値減少時の保護措置】

抵当権設定者の行為が抵当財産の価値を減少し得る場合、抵当権者は抵当権設定者にその行為の停止を請求する権利を有する。抵当財産の価値が減少した場合、抵当権者は、抵当財産の価値の回復、又は減少した価値に相応する担保の提供を請求する権利を有する。抵当権設定者が抵当財産の価値を回復せず、担保も提供しない場合、抵当権者は、債務の繰上げ弁済を債務者に請求する権利を有する。

第409条【抵当権・抵当権順位の放棄・変更】

抵当権者は、抵当権又は抵当権の順位を放棄することができる。抵当権者と抵当権設定者は、協議を経て抵当権の順位及び被担保債権額等の内容を変更することができる。但し、抵当権の変更は、その他の抵当権者の書面による同意を得ていない場合、その他の抵当権者に対して不利な影響を与えてはならない。

- 2 債務者が自己の財産に抵当権を設定し、抵当権者が当該抵当権、抵当権の順位を放棄し又は抵当権を変更した場合、その他の担保権設定者は、抵当権者が喪失した優先的に弁済を受ける権益の範囲内において担保責任を免れる。但し、その他の担保権設定者が

担保提供の継続を承諾した場合を除く。

第410条【抵当権の実行】

債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生した場合、抵当権者は、抵当権設定者との協議を経て抵当財産を時価換算し又は強制競売、強制換金し、その代金から優先的に弁済を受けることができる。協議がその他の債権者の利益を害する場合、その他の債権者は、人民法院に当該協議の取消を請求することができる。

- 2 抵当権者と抵当権設定者が抵当権実行方式について協議が調わない場合、抵当権者は、人民法院に抵当権を設定した財産の強制競売、強制換金を請求することができる。
- 3 抵当権を設定した財産を時価換算又は強制換金する場合、市場価格を参照しなければならない。

第411条【動産集合抵当の財産確定】

本法第396条の規定に従って抵当権を設定する場合、抵当財産は次のいずれかが発生した時に確定する。

- (一) 債務の履行期限が到来したが、債権が実現されていないとき
- (二) 抵当権設定者が破産宣告を受け又は解散したとき
- (三) 当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したとき
- (四) 債権の実現に重大な影響を与えるその他の事由

第412条【抵当財産果実の帰属】

債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したことにより、抵当財産が人民法院から法に基づく差押えを受けた場合、差押えを受けた日から、抵当権者は当該抵当財産の天然果実又は法定果実を収取する権利を有する。但し、抵当権者が法定果実を弁済すべき義務者に通知していない場合を除く。

- 2 前項の規定する果実は、まず果実収取費用に充当しなければならない。

第413条【抵当財産換価代金の帰属】

抵当財産を時価換算又は強制競売、強制換金をした後、その代金が債権金額を超えた部分は抵当権設定者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第414条【同一財産に複数抵当権がある場合の弁済順序】

同一財産に二名以上の債権者に対して抵当権が設定されている場合、抵当権を設定した財産の強制競売、強制換金により得た代金は、次に掲げる規定に従って弁済する。

- (一) 抵当権が既に登記されている場合、登記時期の前後に従って弁済順序を確定する。
- (二) 抵当権が既に登記されている場合、未登記の場合に優先して弁済を受ける。
- (三) 抵当権が未登記の場合、債権の比率に従って弁済する。

- 2 その他登記可能な担保物権について、弁済順序は前項の規定を参照適用する。

第415条【抵当権、質権の弁済順序】

同一財産に抵当権だけでなく、質権も設定されている場合、当該財産の強制競売、強制換金により得た代金については、登記、引渡し時期の前後に従って弁済順序を確定する。

第416条【売買代金抵当権】

動産抵当が担保する主たる債権は、抵当財産の代金であり、目的物の交付後10日以内に抵当権設定登記を行った場合、当該抵当権者は、抵当物買受人のその他の担保物権者に優先して弁済を受ける。但し、留置権者を除く。

第417条【抵当権設定後に追加された建物】

建設用地使用权に抵当権が設定された後、当該土地上に新たに追加された建物は、抵当財産に属さない。当該建設用地使用权について抵当権を実行する場合、当該土地上に新たに追加された建物と建設用地使用权を併せて処分しなければならない。但し、新たに追加された建物により得た代金について、抵当権者は優先弁済を受ける権利はない。

第418条【集団所有土地使用权に設定された抵当権実行】

集団所有の土地使用权に法に基づき抵当権を設定した場合、抵当権を実行した後、法定手続を経なければ、土地所有権の性質及び土地の用途を変更することができない。

第419条【抵当権の存続期間】

抵当権者は、主たる債権の訴訟時効期間内に抵当権を行使しなければならない。行使しない場合、人民法院はこれを保護しない。

第二節 根抵当権（最高額抵当権）

第420条【根抵当権の定義】

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が一定期間内に継続して発生し得る債権に対して担保財産を提供した場合に、債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したときは、抵当権者は債権極度額の限度内で当該担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

2 根抵当権設定前に既に存在する債権は、当事者の同意を得て、根抵当権の担保する債権の範囲に組み入れることができる。

第421条【根抵当権の被担保債権の一部譲渡】

根抵当権の被担保債権の確定前に、債権の一部を譲渡する場合、根抵当権を譲渡することはできない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第422条【根抵当権内容の変更】

根抵当権の被担保債権の確定前に、抵当権者と抵当権設定者は、協議により債権の確定期間、債権の範囲及び債権の極度額を変更することができる。但し、変更の内容は、その他の抵当権者に対して不利な影響を与えてはならない。

第423条【根抵当権の被担保債権確定事由】

次のいずれかに該当する場合、抵当権者の債権が確定する。

- (一) 約定した債権の確定期間が満了したとき
- (二) 債権の確定期間に関する約定がない又は約定が不明確であり、抵当権者又は抵当権設定者が根抵当権設定日から満2年を経過した後に債権確定を求めたとき
- (三) 新たな債権が発生し得ないとき

(四) 抵当財産が封印、差押えを受けたことを抵当権者が知り又は知り得べきであるとき

(五) 債務者、抵当権設定者が破産宣告を受け又は解散したとき

(六) 法律の規定により債権が確定するその他の事由

第424条【根抵当権の法律適用】

根抵当権については、本節の規定を適用するだけでなく、本章第一節の関係規定も適用する。

第十八章 質権

第一節 動産質

第425条【動産質の定義】

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者がその動産に質権を設定して債権者に占有させた場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した質権の実行事由が発生したとき、債権者は当該動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

2 前項の規定する債務者又は第三者を質権設定者とし、債権者を質権者とし、引き渡された動産を質物とする。

第426条【動産質設定の制限】

法律、行政法規が譲渡を禁止している動産に質権を設定することはできない。

第427条【質権設定契約】

質権の設定は、当事者が書面形式を採用して質権設定契約を締結しなければならない。

2 質権設定契約は、一般に次に掲げる条項を含む。

(一) 被担保債権の種類及び額

(二) 債務者の債務履行期限

(三) 質物の名称、数量等の状況

(四) 担保する範囲

(五) 質物の引渡時期、方式

第428条【流質条項の効力】

質権者は、債務履行期限の到来前に、質権設定者との間で、債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合に質物を債権者の所有に帰属させる旨を約定したとき、法に基づき質物から優先弁済を受領できるだけである。

第429条【動産質権の設定】

質権は、質権設定者が質物を引き渡した時に設定される。

第430条【質権者の果実収取権】

質権者は、質物の果実を収取する権利を有する。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

2 前項の規定する果実は、まず果実収取の費用に充当しなければならない。

第431条【質権者による質物処分の制限】

質権者が質権の存続期間において、質権設定者の同意を得ずに質物を無断で使用、処分して質権設定者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第432条【質物保管義務】

質権者は質物を適切に保管する義務を負う。保管が不適切であることにより質物が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

- 2 質権者の行為により質物が毀損、滅失するおそれがある場合、質権設定者は質権者に対して質物の供託を請求でき、又は債務の繰上げ弁済及び質物の返還を請求することができる。

第433条【質物の財産保全】

質権者の責めに帰すことができない事由により質物が毀損し、又は価値が明らかに減少するおそれがあり、質権者の権利を害するに足る場合、質権者は相応する担保を提供するよう質権設定者に請求する権利を有する。質権設定者が提供しない場合、質権者は質物を強制競売、強制換価することができ、質権設定者との協議により、強制競売、強制換価により得た代金から繰上げて債務を弁済させ、又は供託させることができる。

第434条【転質】

質権者が質権の存続期間内に質権設定者の同意を得ずに転質を行って質物が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第435条【質権の放棄】

質権者は質権を放棄することができる。債務者が自己の財産に質権を設定し、質権者が当該債権を放棄した場合、その他の担保提供者は質権者が喪失した優先弁済を受ける権益の範囲内で担保責任を免れる。但し、その他の担保提供者がなお担保提供を承諾した場合を除く。

第436条【質物の返還と質権の実行】

債務者が債務を履行し又は質権設定者が被担保債権を繰り上げて弁済した場合、質権者は質物を返還しなければならない。

- 2 債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した質権実行事由が発生した場合、質権者は質権設定者との協議を経て質物を時価換算することができ、質物の強制競売、強制換価により得た代金から優先的に弁済を受けることもできる。
- 3 質物を時価換算し、又は強制換価する場合、市場価格を参照しなければならない。

第437条【質権設定者の質権行使請求権】

質権設定者は、債務履行期限の到来後、速やかに質権を行使するよう質権者に請求することができる。質権者が行使しない場合、質権設定者は、人民法院に質物の強制競売、強制換価を請求することができる。

- 2 質権設定者が速やかに質権を行使するよう質権者に請求し、質権者が権利行使を怠って質権設定者に損害を与えた場合、質権者が賠償責任を負う。

第438条【質物換価代金の帰属】

質物を時価換算又は強制競売、強制換価した場合に、その代金が債権金額を超えた部

分については質権設定者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第439条【根質権】

質権設定者と質権者は、協議により根質権を設定することができる。

- 2 根質権には、本節の関係規定を適用するほか、本編第十七章第二節の関係規定を参照適用する。

第二節 権利質

第440条【権利質の目的】

債務者又は第三者が処分する権利を有する次に掲げる権利には、質権を設定することができる。

- (一) 為替手形、約束手形、小切手
- (二) 債券、預金証書
- (三) 倉庫証券、船荷証券
- (四) 譲渡可能な基金持分、株式
- (五) 譲渡可能な登録商標専用権、専利権（特許、実用新案、意匠を含む）、著作権等の知的財産権における財産権
- (六) 現在又は将来有する売上債権
- (七) 法律、行政法規が質権を設定可能と規定するその他の財産権

第441条【有価証券に対する権利質設定】

為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券、船荷証券に質権を設定する場合、質権は、権利証書が質権者に交付された時に設定される。権利証書がない場合、質権は、質権設定登記を行った時に設定される。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第442条【有価証券に対する権利質実行】

為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券、船荷証券の支払期日又は引渡期日が主たる債権の履行期より早く到来する場合、質権者は支払いを受け、又は貨物を受け取ることができ、かつ質権設定者との協議により支払われた代金又は受け取った貨物から債務を繰り上げ弁済又は供託させることができる。

第443条【基金持分等に対する権利質】

基金持分、株式に質権を設定する場合、質権は質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 基金持分、株式は質権を設定した後、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権設定者が基金持分、株式の譲渡により得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第444条【知的財産権に対する権利質】

商標権、専利権、著作権等の知的財産権における財産権に質権を設定する場合、質権は質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 知的財産権における財産権に質権を設定した後、質権設定者は譲渡又は他人の使用を許してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権

設定者が質権を設定した知的財産権における財産権の譲渡又は他人の使用の許諾により得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第445条【売上債権に対する権利質設定と譲渡制限】

売上債権に質権を設定する場合、質権は、質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 売上債権に質権を設定した後、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権設定者が売上債権の譲渡によって得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第446条【権利質の法律適用】

権利質には本節の規定を適用するほか、本章第一節の関係規定を適用する。

第十九章 留置権

第447条【留置権の定義】

債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合、債権者は既に適法に占有している債務者の動産を留置することができ、当該動産から優先弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の規定する債権者を留置権者、占有されている動産を留置財産とする。

第448条【留置財産と債権の関係】

債権者が留置する動産は、債権と同一の法律関係に属さなければならない。但し、企業間の留置の場合を除く。

第449条【留置権の適用範囲】

法律の規定又は当事者の約定により留置できない動産は、留置してはならない。

第450条【可分な留置財産】

留置財産が可分物である場合、留置財産の価値は債務の金額に相当しなければならない。

第451条【留置権者の保管義務】

留置権者は留置財産を適切に保管する義務を負う。不適切な保管により留置財産が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第452条【留置財産の果実】

留置権者は留置財産の果実を収取する権利を有する。

- 2 前項の規定する果実は、まず果実収取の費用に充当しなければならない。

第453条【留置権の実行】

留置権者と債務者は、財産を留置した後の債務履行期限を約定しなければならない。約定がない又は約定が不明確である場合、留置権者は債務者に60日以上債務履行期限を与えなければならない。但し、腐りやすい生鮮品等の保管が容易ではない動産を除く。債務者が期限を過ぎても履行しない場合、留置権者は債務者との協議により留置財産を時価換算することができ、留置財産の強制競売、強制換価により得た代金から優先弁済を受けることもできる。

- 2 留置財産を時価換算し、又は強制換価する場合、市場価格を参照しなければならない。

第454条【債務者の留置権行使請求権】

債務者は債務履行期限の到来後に留置権の行使を留置権者に請求することができる。留置権者が行使しない場合、債務者は人民法院に留置財産の強制競売、強制換価を請求することができる。

第455条【留置権の実行】

留置財産を時価換算し、又は強制競売、強制換価した後、その代金が債権金額を超えた部分については債務者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第456条【留置権とその他の担保物権】

同一動産上に既に抵当権又は質権が設定され、当該動産が更に留置された場合、留置権者が優先的に弁済を受ける。

第457条【留置権の消滅】

留置権者が留置財産に対する占有を喪失し、又は留置権者が債務者から別の担保提供を受けた場合、留置権は消滅する。

第五分編 占有

第二十章 占有

第458条【占有の法律適用】

契約関係等に基づいて占有が発生した場合、関係する不動産又は動産の使用、収益、違約責任等は、契約の約定に従う。契約に約定がない又は約定が不明確である場合、関係の法律規定に従う。

第459条【悪意占有者の損害賠償責任】

占有者が占有する不動産又は動産を使用して当該不動産又は動産が損害を受けた場合、悪意占有者は、賠償責任を負わなければならない。

第460条【無権占有の返還】

不動産又は動産が占有者に占有された場合、権利者は原物及びその果実の返還を請求することができる。但し、善意占有者が当該不動産又は動産の保守のために支出した必要費用を支払わなければならない。

第461条【占有物の毀損滅失責任】

占有する不動産又は動産が毀損、滅失し、当該不動産又は動産の権利者が賠償を請求した場合、占有者は毀損、滅失により得た保険金、賠償金又は補償金等を権利者に返還しなければならない。権利者の損害が十分に填補されない場合、悪意占有者は、更に損害を賠償しなければならない。

第462条【占有保護の方法】

占有する不動産又は動産の占有が侵害された場合、占有者は原物の返還を請求する権利を有する。占有を妨害する行為に対して、占有者は侵害停止、妨害排除又は危険除去を請求する権利を有する。占有の侵害又は妨害により損害を受けた場合、占有者は法に基づき損害賠償を請求する権利を有する。

2 占有者の原物返還請求権は、占有の侵害発生日から1年以内に行使しない場合、当該請求権は消滅する。

(つづく)

活動報告

【国際研修・共同研究】

ミャンマー：商標法に関するオンラインセミナーについて

国際協力部教官

村田 邦行

下道 良太

第1 はじめに

2020年8月18日、ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」といいます。）の商標法に関するオンラインセミナー（“Webinar on Effective Enforcement of the Trademark Law”。以下、「本セミナー」といいます。）が開催されました。

本セミナーでは、「新商標法の円滑な運用に向けての課題と提案（Agenda and Proposals for Smooth Operation of the New Trademark Law）」をテーマに、アジア弁理士協会国際理事の黒瀬雅志弁理士によるプレゼンテーションや、参加者との意見交換が行われました。

日本側からは、ミャンマー長期派遣専門家¹をはじめとする独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」といいます。）の関係者や当部教官などが参加し、ミャンマー側からは、商業省副大臣のほか、連邦最高裁判所、商業省²、教育省、連邦法務長官府、税関及び警察から関係者が参加しました。

本稿では、その概要を御紹介します。

なお、本稿の意見にわたる部分は本稿執筆者の私見であり、当部の見解ではありません。

第2 本セミナーの背景

1 JICAの「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」では、外国からの投資促進やそれに伴う市場経済の拡大に対応するための法・司法セクターの能力向上といった法的インフラ整備を目的とする活動の一環として、知的財産に係る裁判の制度構築に向けた支援及び職員向けの執務資料作成といった人材育成等に資する支援を行っており、法務省は、この支援活動に対し全面的に協力しています。

ミャンマーでは、知的財産関連法（特許法、商標法、意匠法、著作権法）の整備を進めていたところ、2019年1月から同年5月にかけて、上記知的財産関連法が成立しました。本稿執筆時点で明確な施行時期は決まっていますが³、商標法は2021年の早い時期の施行が見込まれるほか、他の三法も施行を控えており、上記知的財産

¹ 法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家のみならず、本セミナーの開催に当たり尽力された高岡裕美専門家（ミャンマー教育省知的財産行政アドバイザー、特許庁から派遣）も参加されました。

² 後述する消費者保護センター、知財の登録等を担当する部署などを有する機関

³ 商標法の施行時期は未定ですが、2020年10月1日、旧制度下で登記されている商標について、新法の下で保護を受けるための出願を優先的に受け付ける「ソフトオープン」が開始されました。

関連法の適切かつ円滑な運用のための準備が喫緊の課題となっています。

2 このような中、当部では、2020年3月、知的財産をテーマとした本邦研修を実施し、同研修において、黒瀬弁理士より、本セミナーと同様のテーマで講義をしていただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同研修は途中で打ち切りとなりました。

しかし、黒瀬弁理士の御講義は、知的財産に関する上記のミャンマーの状況に鑑みて時宜にかなったものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により次回の本邦研修や現地でのセミナー等の見通しが立たない中、黒瀬弁理士の知見を少しでも早くミャンマー側関係者と共有するため、黒瀬弁理士の御協力はもちろん、ミャンマー長期派遣専門家をはじめとする関係者の御尽力により、オンライン形式による本セミナーの開催が実現しました。

第3 本セミナーの概要

1 プレゼンテーション

(1) 黒瀬弁理士は、まず、商標法施行後、大量の商標出願とこれに対する大量の異議申立てがなされ⁴、商標権侵害を巡る紛争が多発し、さらに、税関水際措置を強化する要請も強くなると予想された上で、商標法の円滑な運用に必要とされる体制（商標の類否判断を迅速、的確に行える体制と、商標権侵害行為を迅速に中止できる体制）を構築する必要があると指摘されました。

また、商標法の専門家が少ないというミャンマーの現状において、商標法の効果的かつ円滑な運用を図るためには、各関係機関（省庁）の横断的協力が必要であるとの指摘をされました。

(2) 黒瀬弁理士は、この各関係機関（省庁）の横断的協力を実現するために参考になるものとして、ASEAN各国における商標権のエンフォースメント体制を紹介されました。ASEAN各国には、多発する商標権侵害事件に効果的に対処するため、関係する行政・司法機関が横断的に協力するシステムが形成されており、商標権のエンフォースメント体制の特徴として、①知的財産局とエンフォースメント機関の協力、②侵害判断又は鑑定業務を行う専門家集団の設置、③海外の知財専門家との交流、④海外知財情報の調査及び⑤エンフォースメントの実効性を上げるための予算措置（人材確保、必要機材整備、運用経費など）が挙げられます。以下、ここで取り上げられたASEAN各国のエンフォースメント体制について、黒瀬弁理士の御説明に沿って御紹介します。

ア ベトナム

商標権侵害品（模倣品）の摘発機関として、商工省に市場管理局（MSA）があり、その地方機関である商工局市場管理部による迅速な模倣品摘発は海外から高く評

⁴ ミャンマー商標法では、出願後登録前の異議申立て制度が設けられています。

働かれています。

また、知財権の侵害に関する鑑定意見を提供する公的機関として、科学技術省内に設置されたベトナム知的財産研究所（VIPRI）があり、知財権の侵害に関する鑑定⁵（商標の類否判断）、知財権侵害に対する補償金額の算定、権利執行機関に対する知財研修、海外機関との交流や知財法制度の研究を行っています。

イ タイ

知的財産局（DIP）内に知的財産権違反取締局（Suppression Division）があり、商標権侵害の告発を受けて警察と共同で侵害品の摘発を行ったり⁶、税関登録申請を受け付けて税関のデータベースへの入力を行う⁷などといった形で権利執行機関と協力しています。

また、各省庁の横断組織が形成され、共同で知財権侵害の取締りが実施されています⁸。2016年には、首相をトップとする“National Committee on IP Policy”の下に、副首相をトップとして11の関係省庁が参加する“Sub-Committee on IPR Enforcement”が設立されました。

ウ フィリピン

知的財産局（IPOPIL）内に知的財産権執行部（IEO）があり、知財権者からの告発を受け、警察や税関などの権利執行機関と協力して行政的な侵害取締りを行うなど知財権者と権利執行機関とを仲介する役割を果たしているほか、権利執行状況の調査や報告書の作成などを行っています。

また、司法省、警察、税関など12の関係機関によって構成され、知財関連の各行政機関を連携させるためのハブ機能を果たす国家知的財産委員会（NCIPR）があり、定期的な会議の開催（知財権侵害に関する情報共有）、知財権侵害状況の監視、大統領及び各省庁への調査報告、国民に対する知財教育などを行っています。

エ マレーシア

商標の出願等を担当する知的財産局（MyIPO）を所管する国内取引・消費者省（MDTCA）内に権利執行部も設置されており、同部が強力な権限をもって模倣品の摘発を行っています。

オ カンボジア

14の関係機関により構成されるカンボジア反模倣委員会（CCCC）があり、警察や税関などの権利執行機関と協力して模倣品の摘発を行っているほか、模倣品撲滅のために国内団体及び国際団体と協力しています。

カ インドネシア

法務人権省知的財産総局（DGIP）内に権利執行部門が設けられており、商標権

⁵ 鑑定書は、裁判所や権利執行機関の手続で用いられます。

⁶ 職員が警察官と一緒に現場に行って鑑定を行うこともあります。

⁷ 知財権違反取締局が間に入ることで、税関登録が円滑に行われます。

⁸ このような取組の結果、タイは、米国通商代表部（USTR）が提出するスペシャル301条報告書において、「優先監視国」から「監視国」に緩和されました。

者からの告発を受理して、侵害品の摘発を行っています。

- (3) 黒瀬弁理士は、ミャンマーにおける商標法の円滑な運用に向けた提案として、①侵害の判断を行う専門部門の設立、②行政機関による商標権侵害の処理、③商業省の消費者保護センター（CICC）による模倣品摘発、④税関への商標登録制度の構築、⑤商標代理人制度の導入などを示されました。

①に関しては、商標法を円滑に運用するためには、商標権の保護範囲を的確に判断できることが必須であることから、商標の類否判断を迅速・的確に行える専門部門を設けることや、業務として商標の類否判断を行う商標審査官の専門知識と経験をエンフォースメントにおいても活用することなどを提案されました。

②に関しては、商標権侵害を迅速に中止させることが重要であり、他方、大量の商標権侵害事件を、全て裁判所で判断・処理することは困難であることから、商標権侵害を行政処分によって処理できる制度を構築することなど（行政処分の決定権限を有する行政機関の設立、侵害の差止めを行うことができる行政執行機関の設立など）を提案されました。

③に関しては、上記②の提案（商標権侵害事案の行政処分による処理）に関連して、CICCが消費者保護の一環として模倣品の摘発を行うことを提案されました。また、CICCが摘発を行うとした場合の検討課題として、誰が商標権の侵害を判断するか、誰が行政的な処罰の決定を行うか、どのように押収した模倣品の保管、廃棄を行い誰がその費用を負担するかなどといった問題点を指摘され、それぞれについて採り得る選択肢を示されました。

④に関しては、海外からの模倣品の流入を阻止するため、税関への商標登録制度を活用する必要があるため、そのために登録の窓口を商業省の知的財産局に設けること⁹などを提案されました。

⑤に関しては、今後、外国からの多数の商標出願、商標に係る短期間での調査依頼、法制度の内容、商標登録の可能性及び商標権侵害の可能性等の照会などが予想され、これらへの対応には高度の知識と経験を必要とすることから、高度な実務能力を備えた商標代理人を早急に育成することが重要であり、この点、商標制度の円滑な運用のためには上記能力を備えた商標代理人のみが業務を行えるようにすること（業務独占）が望ましく、また、同能力を担保するためには商標代理人の資格認定制度の導入¹⁰が望ましいことなどを述べられました。

- (4) 最後に、黒瀬弁理士は、商標制度を円滑に運用することによって得られる経済的効果として、健全な商品流通市場の実現、事業意欲の向上、投資促進効果、国際評価の向上及び知財ビジネスの発展を挙げられ、改めて商標制度のエンフォースメン

⁹ 前述のタイの Suppression Division における仕組みが参考になると考えられます。

¹⁰ 制度の具体的内容として、商標代理人を登録する商標代理人協会の設立、同協会による商標代理人の管理、登録料の徴収及び教育など、個人ではなく複数の代理人からなる事務所に資格を付与すること、収入面でのインセンティブを高めて優秀な人材を集め、内国資本の事務所の拡充を図ること、商標審査官の経験を資格認定の一要件として商標審査官のインセンティブを高めることなどを提案されました。

トの重要性を強調されました。

2 意見交換

意見交換ではミャンマー側関係者から意見や質問が活発に出され、黒瀬弁理士のお話を高い関心を持って聞いていたことがうかがわれました。

例えば、上記提案②及び③に関連して、商業省消費者保護局の参加者から、CICCは消費者保護法に基づいて消費者の権利を守ることを所掌しているが、現行法の規定を根拠として模倣品を摘発できるのかは検討を要するとの意見が出されました。ミャンマーの現行法において、行政機関による模倣品摘発（商標権侵害物品の適切な排除）ができるのか、できない場合にどのような立法（法改正を含む）が必要になるのか、今後、日本・ミャンマー両国の関係者で議論する必要があるものと感じました。

また、上記提案⑤に関しては、連邦法務長官府の参加者から、高度な実務能力を備えた商標代理人の確保・育成のための日本の制度に関して質問があり、これに対して黒瀬弁理士が日本の弁理士制度について説明するという場面があり、商業省の参加者からも、“IP Attorney”についての資格試験の導入も検討対象となり得る旨の発言がありました。このように、ミャンマー側では、知財に関して専門知識を有する人材を確保・維持するための制度に関心があることがうかがわれました。商標出願等を担う代理人制度に関しては様々な制度設計が考えられ¹¹、各国の実情に応じた制度を導入する必要があることは言うまでもありませんが、日本の弁理士制度も参考となる制度の一つであると思います。

黒瀬弁理士が一貫して必要性を強調しておられたエンフォースメントに関する関係機関の協力については、商業省の参加者から税関の規則制定に協力したり情報提供をしているとの発言がありましたが、全体としては各機関が単体として対応する意識が強いように思われ、今後の改善の余地が大きいと感じました。

第4 おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響により、法整備支援活動は一定の制限を余儀なくされているものの¹²、商標法の本格施行を間近に控えたミャンマーにとって、施行に向けた準備を進めることは大変重要なことです。

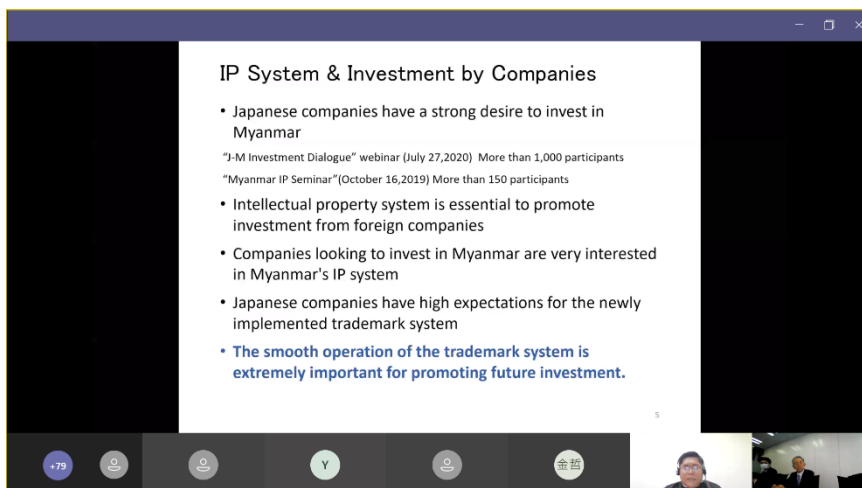
黒瀬弁理士のプレゼンテーションは、その豊富な知識・経験に基づき、ASEAN諸国の実例を紹介しながら、ミャンマーにおける商標法の円滑な運用に向けた具体的提案を行うものであり、ミャンマーの状況に鑑み、時宜にかなったものでした。特に、黒瀬弁理士が何度も言及された、ワンストップでの模倣品摘発や司法手続と比較して時間と費用がかからない行政手続によって模倣品を押収・廃棄する仕組みは、権利者の視点から見て、商標

¹¹ インドネシアの「知的財産権コンサルタント」について、杉山卓也「インドネシアにおける知的財産権制度を取り巻くサービスの現状について」ICD NEWS77号138頁以降参照。

¹² 法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家4名は、本稿執筆時点で、日本に帰国したままオンラインで各種活動を行っています。

権の実効的なエンフォースメントを実現するに当たり重要な提案であり、ミャンマー側の参加者にもその問題意識は十分に伝わったものと思われます。

今回、日本・ミャンマー両国関係者の協力の下、オンライン形式で本セミナーを開催できたことは、非常に有意義であったといえます。本稿執筆時点で、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しは立たないものの、今後も、オンラインを活用しながら、両国の協力関係を更に深める活動が継続されることを望みます。



【黒瀬弁理士のプレゼンテーションの様子】



【意見交換の様子（左：黒瀬弁理士，右下：ミャンマー側参加者，右上：通訳）】

ウズベキスタンにおける法整備支援(行政法, 民事訴訟, 犯罪白書) ～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～

国際協力部教官

黒木 宏太

第1 はじめに

ウズベキスタンでは、持続的な経済発展のために市場経済化を進めており、その基盤となる法整備について支援を必要としている。そのため、法務総合研究所国際協力部は、ウズベキスタンの市場経済化に伴い、基本法令の制定や運用が適正にされるように、技術面での支援をしている。

本稿では、ウズベキスタンにおける法整備支援の3つの主たる活動のうち、行政法関係の活動・民事訴訟関係の活動の内容について、報告する。前者(行政法)は法務省とウズベキスタン司法省との間の協力覚書に基づく活動であり、後者(民事訴訟)はJICA(国際協力機構)の国別研修としての活動である。もう1つの活動は、犯罪白書関係であり、法務省法務総合研究所とウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間の協力覚書に基づくものである。この活動については、次号で庄地美菜子教官より報告される予定であるので、本稿ではその概要のみ簡単に報告する。

支援活動の内容については、ウズベキスタンにおいては大きな司法制度改革が急速に進んでいるところであるので、この司法制度改革との関係に触れつつ、報告することとしたい。

加えて、活動内容のほかに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限等がある状況にあって、ウズベキスタンにおける活動及びその準備はWeb会議等のオンラインを活用して比較的順調に進んでいるところ、時節柄、法整備支援におけるオンラインの活用の実践例¹として参考になると思われるので、オンラインの活用という支援方法等についても、所感を交えて報告する。

なお、本稿のうち、意見等は私見であり、所属部署の見解ではない。

第2 ウズベキスタンにおける急速な司法制度改革

ウズベキスタンでは、2016年12月に就任したシャフカット・ミルジヨーエフ大統領のもとで、法の支配の確立に向けた司法制度改革が急速に進められている²。司法制度改革は、ウズベキスタンの発展戦略(2017-2021)の5つの優先課題の1つとされており、2021年に向けて、裁判所の独立、司法アクセスの改善、対審の原則の実践、法的な支

¹ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における法整備支援の在り方については、小松健太「コロナ危機下の法整備支援のあり方について」ICDNEWS 第83号(2020年6月号)6頁を参照。

² 司法改革を具体的に進めていくために、2017年2月21日付けの大統領令“On measures to fundamentally improve the structure and increase the efficiency of the judicial system of the Republic of Uzbekistan”が発せられている。司法制度改革の基本となる大統領令である。

援やサービスの改善等の主要なテーマを中心として、引き続き、大きな改革がされていく見込みである。2017年から、矢継ぎ早に多くの大統領令が発せられ、様々な改革がされており、他国の例と比べても、幅広い積極的な司法制度改革がされている。

行政法関係、民事訴訟関係については後述することとし、例えば、裁判所関係、法律専門職による法的サービス関係については、次のような改革がされている。

裁判所関係についてみると、司法の独立を確保するための改革として、最高司法委員会の設置（司法権の独立を確保するための機関）、裁判官の任命プロセスの透明化がされた。また、2018年には、民事訴訟法の改定と経済訴訟法の改定がされるとともに、経済裁判所の数・役割が強化された。さらに、最近の大統領令³では、検察官の訴訟参加についての国際標準に沿った調整（ウズベキスタンでは、民事訴訟等において、制度上及び実務上、検察官関与があるところ、この調整がされることとなる。）、審級の見直し（「1つの裁判所－1つの審級の原則」の導入。ウズベキスタンでは、第一審の続審として控訴審・破棄審があり、このような同一審級に2つの続審がある状況が整理されることとなる。なお、控訴審・破棄審の上級審は監督審であるが、これについても整理される可能性が高い。）などについて言及されており、引き続き、大きな改革がされる見込みといえる。

法律専門職による法的サービスについてみると、大統領令⁴を踏まえて、弁護士地位の向上などが図られている。例えば、弁護士資格を剥奪できるのは裁判所のみであること、弁護士の接見交通権が認められたこと（妨害されることなく、また、録音録画により監視されることなく、クライアントに会うことができるようになった。）、弁護士活動のために裁判所の建物内にコンピュータやスマートフォンを持ち込めるようになったことなどが挙げられる。

第3 ウズベキスタン行政法解説書作成支援

1 司法制度改革

行政法分野についての司法制度改革をみると、2017年に各地に行政裁判所が設置され、2018年に行政手続法及び行政訴訟法が制定され、大きな改革が既にされたところである。とくに、これらの行政法の制定については、2005年から、JICAプロジェクトによって、市橋克哉教授をはじめとする日本の研究者を中心に、一般的な行政手続法及び不服審査手続を規定する行政訴訟法の起草支援が行われ、同プロジェクトは、2012年に終了したものの、その後も、歳月を経て何度も修正を重ねた結果、制定に至ったものであり、日本の法整備支援とも関わりが深いものといえる。

もっとも、ウズベキスタンにおいては、行政手続法及び行政訴訟法が制定されても、これらの行政法の法原理（比例原則、保護の原則等）や法概念（行政行為、事実行為等）

³ 2020年7月24日付けの大統領令 "On additional measures to further improve the activities of the courts and increase the effectiveness of justice"

⁴ 2018年5月12日付けの大統領令 "On measures to fundamentally improve the effectiveness of the legal profession and the expansion of the independence of lawyers"

とその背景にある法理論は未知のものであり、これらの法原理や法概念を解釈し運用した経験がない⁵。そこで、JICA及び市橋教授らによる法典化支援に続き、国際協力部として、これらの行政法の運用支援を行うこととなった。

2 活動内容

(1) 論点中心の解説書

行政手続法及び行政訴訟法の運用について、その解釈や役立つ事例を盛り込んだ「解説書」の作成支援である。

すなわち、ウズベキスタンにおいて、現場で行政活動をする行政官、行政関係の紛争を処理する裁判官をはじめとする法律家にとっては、これらの法律が制定されたものの、新たに導入された概念などもあり、これらの解説がなければ、実務においてこれらの法律を運用していくことには困難を伴う。もっとも、解説書といっても、色々なタイプのものがあり、いわゆる条解のコンメンタールのような逐条の解釈指針を示すものを作成することも考えられるし、初学者向けの基本書のようなものを作成することも考えられる。しかし、前者は膨大な作業を伴い相当な時間を要するため実務が停滞する可能性があるという問題点、後者は実務で使うには適さない面もあるという問題点があることから、現在は、論点中心の解説書、すなわち、国際的なスタンダードという観点からみて重要と思われるトピックについて、一通り丁寧な解説を加えていくものを作成することとしている。

(2) 論点の選定

現時点では、これまで議論した論点（①行政行為、②理由の提示、③職権取消と信頼保護、④比例原則、⑤聴聞、⑥適法性原則）などが盛り込まれる予定である。

それ以外にも、裁判所による裁量コントロール（審査基準、処分基準等）、文書の閲覧、行政訴訟法関係の論点（原告適格等）、管轄などの論点を盛り込みたいという要望があるため、上記に記載したとおりの論点中心の解説書という観点から、取捨選択をしつつ、柔軟に論点の選定を行っていく予定である。

(3) これまでの作成支援

日本側の関係者（市橋教授、国際協力部〈森永太郎部長、担当教官ら〉）とウズベキスタン側の関係者（司法省、行政法の研究者等）との間で、2020年9月以降、毎月1回のペースで、Web会議にて、打ち合わせをしている。打ち合わせでは、実質的には、行政法の各論点についての意見交換を行っている。内容としては、①ウズベキスタン側からの発表（適法性の原則、比例原則、行政行為等）及びそれに対する日本側のコメント、②日本側からの発表（市橋教授及び庄地教官による法律の留保に関する発表等）及びそれに対するウズベキスタン側のコメントという流れで進められている。

⁵ 問題点の指摘や運用支援の困難さについては、市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法分野の法整備支援の今」CALE NEWS44号（2020年3月号）12頁や、同「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性」ICD NEWS 第75号（2018年6月号）23頁を参照されたい。

なお、この活動のほかにも、2020年7月にはウズベキスタンの裁判官研修所の会議において、日本側から行政法に関する発表（市橋教授より行政手続法の諸問題について、当職より第三者の原告適格について）をしたり、2020年10月にはタシケント国立法科大学において、学生及び教員向けに行政法に関する講義（当職より訴訟類型と証明責任の分配等について）をしたりするなど、ウズベキスタンとの間で、行政法に関する意見交換を活発に行っている。

3 今後の検討課題について

行政手続法及び行政訴訟法の運用についての課題としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ・ 行政手続の基本原則（適法性の原則、比例原則、聴聞を受ける機会の原則等）が理解されること。例えば、適法性の原則（ウズベキスタン行手法6条）には、日本の「法律の留保」の議論が含まれると解される余地があるが、どのような行政活動について、どのような根拠（法律、大統領令や通知等の下位法令等）が必要なのかについては十分に議論されていないように見受けられる。
- ・ 「行政行為」の用語につき定義規定（ウズベキスタン行手法4条）ができたものの、この解釈は問題である。例えば、土地の利用方法の違反により、行政機関が私人に対して土地の利用契約を取り消したこと（これが契約解除という趣旨なのかも判然としない）について、契約の取消し自体がいわば不利益処分として行政行為と解されているようである。日本における講学上の「行政行為」の議論や実定法上の「処分」に関する議論などを参考に、行政処分・事実行為・行政契約等というような概念については、今後整理していくべきと思われる。
- ・ 行政裁判所の管轄の問題もある⁶。行政訴訟法の視点からは、行政裁判の訴訟対象は「決定及び（事実）行為」であり、このうちの「決定」は日本法のいうところの行政処分であるようであるから⁷、行政手続法が初めて実定化した「行政行為」概念と行政裁判の訴訟対象との関係を整理しなければ、そもそも行政裁判所の管轄も不明確にならざるを得ない。例えば、ウズベキスタンでは、執行官の決定に対する不服を申し立てる訴訟は経済裁判所の管轄となるが、執行官が執行手続を放置するという不作為に対する不服を申し立てる訴訟は行政裁判所の管轄となるようである。これを前提とすると、行政裁判所における不作為に対する訴訟の係属中に、執行官が執行しないという決定をした場合には、その決定に対する訴訟は経済裁判所の管轄となるように思われる。扱う事象はほぼ裏表ともいえる関係にあるところ、このような管轄でよいかは議論の余地があると思われる。

⁶ 管轄との関係では、判決効の問題も検討の余地がある。立証免除事由に関する条文として、「民事裁判所又は経済裁判所の判決により認定された、事件に関与する者に関する状況については、民事裁判所又は経済裁判所の確定判決が、別の事件を審理する行政裁判所に対して拘束力を持つ。」（ウズベキスタン行手法72条）とされており、他の裁判所の判断が、行政裁判所を拘束し得るからである。

⁷ ネマトフ ジュラベック「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（5）—旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究—」名古屋大学法政論集 268号（2016）248頁参照。

- ・ 行政事件における検察機関の位置付けや関与の在り方も問題となる。ウズベキスタンでは、検察官が「法律の一般的な守備」（法律の適合性を一般的に守る権限）を持つ（旧ソビエト時代の「一般監督権限」にあたるもの）ため、違法活動を行った行政機関に対して、検察官は「異議の申出」（Protest）を行う権限を持っている。この「異議の申出」に当該行政機関が従わない場合、検察官は、「行政機関の行為の違法確認を求める訴え」を裁判所に提起でき、行政訴訟において原告となり得る。しかし、検察官の人的資源の問題等も踏まえて、行政事件のみならず、民事事件や経済事件においても、検察官関与の在り方は今後も検討されていくものと思われる。

また、これは、原告適格とも関わる問題である。検察官が原告となる場合は原告適格の問題は生じないが、市民が原告となる場合には原告適格の問題が生じ得るからである（もっとも、ウズベキスタンには、第三者の原告適格についての明文の規定はない。）。

第4 民事訴訟関係の国別研修（本邦研修）

1 司法制度改革

民事訴訟関係についての司法制度改革をみると、大統領令⁸に沿って、民法等の民事基本法令やその関連法令を国際的なスタンダードや近代化に伴う要請に応える形で改正するなどの改革をしようとしているところである。基本的には、計画経済から市場経済へと移行させ、例えば、私的財産に関する権利を強化するなど、企業活動を活性化させる方向性での改正を試みているものと見受けられる。

ウズベキスタン政府としては、ウズベキスタンの社会状況と国際的なスタンダードを考慮しつつ、このような改革を進めていくことになるが、そのためには、日本の経験を学ぶことは有意義であるということで、このような国別研修をすることとなった。

2 ウズベキスタンの民事訴訟制度

日本の民事訴訟における処分権主義や弁論主義等との対比でみると、次のような点の特徴である。社会主義法の特徴（真実は発見されるべきという考え方、国家監察的な検察官の役割）が見受けられる。

- ・ 当事者以外の者（特に検察官）による提訴権がある（ウズベキスタン民訴法189条参照）。この意味で、訴訟の開始の局面における日本の処分権主義とは異なる。
- ・ 裁判所は、原告の権利利益を保護するために必要な場合等には、原告の申立事項を超えて審判することができる（ウズベキスタン民訴法254条）。この意味で、原告が審判範囲の限界付けをするという日本の処分権主義とは異なる。
- ・ 原告による取り下げには裁判所の受諾が必要とされ、両当事者の訴訟上の和解には裁判所の承認が必要となる（ウズベキスタン民訴法124条）。この意味で、訴訟

⁸ 2019年4月5日付けの大統領令 “On measures to improve civil legislation of the Republic of Uzbekistan”

終了の局面における日本の処分権主義とは異なる。

- ・ 裁判所は提出された資料及び説明に制限されず、事案の真相及び当事者の権利義務について、包括的で完全で客観的な明瞭化のために、法律の定める措置を講ずる権限を有する（ウズベキスタン民訴法15条）。この意味で、当事者の主張しない事実を裁判の基礎に据えることはできないという日本の弁論主義とは異なる。
- ・ 自白された事実は証明を要さない。ただし、裁判所が疑問をもった場合には、通常と同様の証明を要する（ウズベキスタン民訴法81条）。この意味で、自白が成立した事実は裁判の基礎に据えなければならないという日本の弁論主義とは異なる。
- ・ 証拠は当事者等により提出されるが、当事者等から提出された証拠が不十分である場合において、当事者等が補充の証拠を提出することが難しいときには、裁判所は、当事者等の求めに応じて、証拠収集の援助をすることもできる（ウズベキスタン民訴法72条）。この意味で、職権証拠調べの禁止という日本の弁論主義とは異なる。

他方で、日本の民事実体法の規定及び運用との対比でみると、次の点が特徴である。こちら、社会主義法の特徴（裁判官は法解釈をしてはならないという考え方、計画経済体制の法）が見受けられる。

- ・ 法律の解釈は、最高裁判所の総会決定を参考に行われる。最高裁判所の総会は、法律をどのように解釈すべきかについて総会決定の中で見解を示し、下級裁判所は、この決定をもとに事件処理をしている。すなわち、法律の解釈は、現場の裁判官ではなく、最高裁の総会決定によってされている面がある⁹。

もっとも、最高裁によるという意味では、（立法権・行政権と対比する文脈では）司法権の独立に寄与している面もあるようであるが、裁判官の独立という観点からの疑問もあるようである。

- ・ 民法という基本法に、日本では特別法に規定されている事項が多く含まれている。例えば、日本での保険法、知的財産法、法の適用に関する通則法は、ウズベキスタンでは民法に規定されている。
- ・ 契約¹⁰については、典型契約として明文規定されているものが多い点に特徴がある。例えば、リース契約、銀行預金契約、信託管理契約、フランチャイズ契約なども典型契約として規定されている。このように日本では非典型契約とされている契約についても、民法で規定される典型契約とされているものが多い。この点については、理想的には裁判官が非典型契約について当事者の意思をしっかりと解釈できたほうが

⁹ このような事情もあり、法解釈学が発展しにくいということはこれまでも指摘されてきた。岩井具之「ウズベキスタン現地セミナー」ICD NEWS 第77号(2018年12月号)200頁のうち、ウズベキスタン側の発言などを参照。

¹⁰ そもそも契約制度としては、私的自治の尊重と国家による契約の法的拘束力の承認との関係が興味深いところである。当事者は、自分の生活空間を自由に形成することが認められる。そうした私的自治に対して、国家は必要以上に介入してはならない。当事者のした約束を国家が「契約」として承認し強制することも、私的自治からみれば国家による介入としての性格をもつ。このような私人と国家との関係が、非典型契約・典型契約の内容や、契約の自由の内容にも影響を与えている。この点については、山本敬三『民法講義IV-1 契約』（有斐閣・2005年）17頁参照。

よいとも考えられる一方で、ウズベキスタンでは、裁判官が非典型契約について当事者の意思解釈をするという運用が確立されていない場合もあり、その場合には、法律に明記されていることが、社会の安定や投資の促進につながることも多く、法律に定めておくことについて、現時点では合理性があるとする見解もある。

契約の自由については、上記の典型契約・非典型契約の話とも関係するが、契約の自由の消極的側面（契約締結の自由、相手方選択の自由、内容形成の自由、方式の自由）との関係では、例えば、契約で定めるべき内容については政令で書かれていることなども多くあり、内容形成の自由（どのような内容の契約をしてもよいという自由）については日本に比べると制限がある印象である。

3 国別研修（本邦研修）の概要

JICAの国別研修として、2020年4月から2023年3月までの3年間で、毎年1回・約2週間、「権利の保護と経済の自由化のための司法能力の強化」に関する研修をすることを予定しており、研修の内容としては、民法・民事訴訟法の運用に関する研修を予定している。

第1回目となる令和2年度の研修は、訪日での実施を検討しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日程を短縮した上で、Web会議等のオンラインを活用して実施する可能性もある。民事訴訟制度の概要は上述したとおりであるが、これを踏まえて、市場経済の下における民法・民事訴訟法の運用の在り方及び実例を紹介しつつ、ウズベキスタンにおける今後の議論の参考にしていただきたいと考えている。

第5 犯罪白書作成支援活動の概要

国際協力部では、2020年6月より、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーによる犯罪白書の作成について、支援を開始した。

日本側の関係者とウズベキスタン側の関係者との間で、毎月1回のペースで、Web会議にて、ワークショップをしており、統計データの集積方法やビジュアライゼーションの実情等について、活発な意見交換を行っている。この活動については、支援の経緯等も含めて、次号で庄地教官より報告される予定である。

第6 オンラインの活用

1 新型コロナウイルス感染症の法整備支援への影響¹¹

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、世界では、互いの国を自由に行き来することができなくなり、分断が生じている。法整備支援の活動も、当然大きな影響を受けている。日本の法整備支援は、対象国の関係者との間で密接にコミュニケー

¹¹ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における法整備支援については、森永太郎「コロナ禍とICD」CALE NEWS45号（2020年9月号）3頁、枝川充志「コロナ禍におけるベトナム法整備支援の現状と今後」同号4頁、内藤裕二郎「リモート法整備支援」同号5頁も参照されたい。

ションをしながら活動を行い、支援対象国の主体性を重視した「寄り添い型」の支援であることが特徴であるが、日本の関係者と対象国の関係者が互いの国を自由に行き来することができなくなった状況で、相互のコミュニケーションをどのように図り、「寄り添い型」の支援をしていくことができるかが問題となる。

2 国際協力部のテレワーク環境等

ところで、私は、2020年4月から、国際協力部教官として勤務しているが、これまで、ウズベキスタンに出張することがないだけでなく、国際協力部のある国際法務総合センターに出勤することもほとんどなく、テレワークで勤務をしている。国際法務総合センターでは、新型コロナウイルス感染症対策として、教官は原則テレワークとするとともに、国際事務部門では、出勤者数を絞った上で、事務机の間にパーティションを設けたり、一部の出勤者は別室での分散勤務をしたりしている。

国際協力部では、テレワーク環境が整備されている。ほとんどの必要な資料は電子化されており、サーバー上の共有フォルダに保存されているため、ペーパーレス化が進んでいる。リモートアクセスツールにより、テレワーク中であっても、データやソフトウェアにアクセスできるため、電子化された資料等を参照することができる。また、コミュニケーションツールとしては、メッセージ、Eメールのほか、メッセージ等では伝わりにくい細かいニュアンス等については、電話、Web会議システムを利用して、情報共有をすることができる。このように、ペーパーレス化、リモートアクセス、コミュニケーションツール、とテレワーク環境は一通り整っているといえる。

3 ウズベキスタンの法整備支援におけるオンラインの活用と所感

(1) ウィズコロナ時代のオンラインの活用

国際協力部による法整備支援は、支援対象国から来日する法・司法関係者向けの本邦研修や、現地セミナー、相互訪問による共同研究などが活動の中心である。すなわち、互いの国を自由に行き来できることが活動の前提となっているところ、今年度に予定されていたこれらの活動については、全て延期か中止となる可能性が極めて高い状況である。

ア 本邦研修等自体について

このような状況にあって、活動の中心である本邦研修等について、Web会議にて代替する形での開催を検討することは自然な発想であり、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）についてはこの代替手段を検討している。

私自身、この間、多くのWeb会議によるセミナー等に参加してきたが、参加しやすい・参加人数も多くできるなどのメリットがある一方で、反応が分かりにくい・集中力が続きにくい・目が疲れるなどのデメリットもあるように感じている。これらのメリット・デメリットを踏まえながら、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）の代替手段として、Web会議による開催を検討している。例えば、参加人数については訪問の研修よりも人数を増やす等の柔軟な対応をしつつ、各研修のコマを短くしたり意見交換を多めにしたりして集中力を保ちやすくするなど

の工夫をしていくべきであると感じている。

もっとも、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来できた場合とは異なり、施設等を訪問しながら互いの制度を知ったり、実際に文化・社会・雰囲気を感じ取ったり、公式にも非公式にも直接の対話を重ねたりして、ひいては、信頼関係を構築していくといったようなことは、Web会議による開催では代替することは非常に困難であると思われる。これらの困難についても、できる限り解決していきたいとは考えており、例えば、Web会議による開催の可能性があるウズベキスタンの国別研修（本邦研修）では、民事訴訟に関するビデオ教材を作成することで、せめて施設訪問等の雰囲気だけでも感じてもらいたいと準備をしているところであるが、これが完全な代替にはならないことは言うまでもない。

要するに、ウィズコロナ時代においては、Web会議による本邦研修等が活動の中心になると思われ、様々な工夫をすることができるものの、どれほど工夫をしても、完全な代替になり得るものではないと感じている。

イ 本邦研修等の準備について

他方で、本邦研修等の準備についてみると、オンラインの活用により様々な面で円滑化・効率化が進んでいるように思われる。

これまで、ウズベキスタンのように長期専門家が派遣されていない国においては、英語メールでのやり取りによる準備が通常であった。多くの場合、国際協力部側の担当教官と対象国のカウンターパート機関の窓口担当者が直接やり取りするか、又は、日本の関係機関（JICA、名古屋大学等）の対象国現地オフィスのスタッフを通じて対象国のカウンターパート機関とやり取りするなどしていた。多くの場合はこれでも上手くいっていたものの、一部の国や案件では、メールを送ったもののなかなか返信がなかったり、窓口担当者が英語を得意としていなかったり、窓口担当者が頻繁に変わったりして安定しなかったり、窓口担当者とキーパーソンとの間で伝言ゲームのようになり意思疎通が上手くいかなかったりなどの問題もあった。この点は、オンラインの活用によって、かなり円滑になってきているものと思われる。すなわち、Web会議で打ち合わせをすることで、実際に通訳にも参加していただいて互いの母国語で議論を進めることができ、同時的なやり取りができ、多数の関係者が一同に参加することでニュアンスを含めて情報共有することができ、日本及び対象国のキーパーソン等にも参加していただくことでその場で話を進めることができ、（画面越しとはいえ）お互いに顔を合わせながら話をすることができ多少の温度感を感じることができるなど、円滑なやり取りをすることができている。例えば、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）では、Web会議でやり取りすることで、対象国のニーズの項目中でどこの部分にどの程度の比重に関心があるかなどの細かい部分を把握することができ、実体法と手続法のコマの比重を調整するなどの準備をすることができている。もっとも、これまでは、メールでのやり取り以外にも、研修の準備段階で、現地出張を

することで、対象国のニーズを正確に把握するようにしていたところであり、Web会議でのやり取りは、メールでのやり取りと比べるとニーズを把握するのに適しているものの、現地出張と比べるとニーズを把握する手段としてはかなり劣る。

これより進んで、ウズベキスタンの行政法に関する活動の打ち合わせでは、毎月1回のペースで、実質的には、行政法の各論点についてのWeb会議での意見交換を行っているし、犯罪白書の活動でも、毎月1回のペースで、Web会議でのワークショップを行っている。これらのWeb会議での活動は、それ自体が解説書の作成等に向けた小規模な意見交換会であるとともに、状況が許せばいずれは開催することを予定している相互訪問による研修について、その研修の準備又は研修の効果を高めるための論点整理的な活動ともいえるものである。このようなWeb会議の活用は、充実した研修をする上で、かなり効果的な手段といえると思われる。裁判で例えるなら、争点整理と公判のようなものであり、争点整理についてはオンラインを活用することで円滑的・効率的に進めていくことができていると感じている。もっとも、当然ながら、充実した争点整理が公判を代替するものではない。また、これらの論点整理的な活動が、オンラインの活用により比較的上手く進んでいるのも、結局は、これまで、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来し、信頼関係を築いてきたからである。

ウ その他について

国際協力部の部内会議等については、便利になった面があるといえそうである。国際協力部では、教官は原則テレワークのため、Web会議による内部会議をしており、一部の会議については、長期専門家にも参加していただいている。このようなWeb会議の活用は、当初は、従来行っていた対面での会議を代替するという面が大きかったが、現在は、これを超えた機能を果たしている。すなわち、これまで、国際協力部では、教官や専門官の出張が多く、日程調整に難航したり、本来出席が望まれる者を欠いたまま会議を行わざるを得なかったりしたところ、今後は、出張等で違う国にいたとしても、全員が参加可能な会議もしやすくなった点や、さらには、長期専門家等にも参加していただき易くなった点は、便利になったといえる。加えて、部内会議ではないが、Web会議を活用することで、担当国やプロジェクトを超えて、法整備支援に関わる多くの関係者で会議をしたこともあり、なかなか集まることができない多くの関係者が参加することができた。

また、移動時間と他の業務との兼ね合いの都合等により、これまで参加したくとも参加できなかった国際会議等に、多くの教官が参加できるようになった。これは国際協力部の体制のほかにも、国際会議等自体がWeb会議に対応するようになったことが大きいと思われるが、国際会議等への参加は関心や見聞を広げる上で非常に有意義であり、便利になったといえる。私自身、この間、色々な国際

会議等に参加させていただいた。ある1週間では、ラオスで開催されているサブワーキンググループへの参加、ニューヨークで開催されているUNDP（国連開発計画）の年次総会の聴講、ウズベキスタンで開催されている裁判官研修所での講義、ベトナムで開催されているJCC（合同調整委員会）への参加という週があり、移動時間と物理的距離を超えて、およそ参加できなかった会議等に参加できているという点において、Web会議の利便性を感じたところである。

(2) ポストコロナ時代のオンラインの活用

ポストコロナ時代、すなわち、互いの国を自由に行き来できるようになった場合には、支援対象国から来日する法・司法関係者向けの本邦研修や、現地セミナー、相互訪問による共同研究などの中心となる活動を再開させることができる。他方で、ウィズコロナ時代において、日本の関係者及び対象国の関係者のいずれもがWeb会議をすることに慣れたことは、法整備支援のやり方の選択肢を増やしたものともいえる。ウィズコロナ時代に引き続き、オンラインの活用も工夫していくべきであるとも思われる。

これまで述べたことをまとめると、次のようなことが考えられる。これは、上述したような国際協力部のテレワーク環境を前提としたものであり、今後これらの環境がより良くなれば、できることがさらに増えるであろう。

ア 本邦研修等自体については、これまでと同様に、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来して行うことで、施設等を訪問しながら互いの制度を知ったり、実際に文化・社会・雰囲気を感じ取ったり、公式にも非公式にも直接の対話を重ねたりして、ひいては、信頼関係を構築していくことになるだろう。

もっとも、本邦研修等の開催のやり方については、オンラインの活用により、選択肢が増えたものと思われる。例えば、現地セミナーを開催するにしても、集合方式とWeb会議方式を併用することで、会場の収容人数を超えて参加人数を増やすことができたり、地方の法曹関係者等の参加が容易になったり、あるいは、Web会議の機能を駆使して質疑応答を容易にできたりすると思われる。

イ 本邦研修等の準備については、日本の関係者及び対象国の関係者のいずれもがWeb会議慣れしたことにより、英語メールでのやり取りによる準備の一部又は大部分を、Web会議でのやり取りで代替できる可能性がある。また、Web会議によって、充実した研修のための論点整理的な活動をすることもできる。このようなオンラインの活用によって、訪問による研修の効果をこれまで以上に高めることができると思われる。

他方で、ポストコロナ時代においても、研修の準備段階で、現地出張をすることで、対象国のニーズを正確に把握する必要性は高いと思われる。また、オンラインの活用も、信頼関係が前提となるものであり、これまで自由な行き来ができない期間が相当長期になっていることからすると、色々な機会に、互いに直接会い、膝を突き合わせて対話をする必要性は益々高くなっていくものともいえる。

ウ 国際協力部の部内会議等については、ポストコロナ時代においても、引き続き、Web会議を活用することにより、全員が参加可能な会議による情報共有や、各国のプロジェクトを超えた情報共有をすることで、互いの活動に良い影響を与え合うことができると思われる。

国際会議等についても、ポストコロナ時代においても、引き続き、国際会議等自体がWeb会議での対応を続けることが予想される場所でもあり、これまでと比べて、多くの国際会議等へ参加できるようになったことで、関心や見聞を広げる良い機会を得ることができるものと思われる。

第7 おわりに

ウズベキスタンは、シルクロードの要衝として古くから文化的に栄えた地域であり、学問の水準が高いといわれている。また、名古屋大学が2000年代初頭からタシケント国立立法科大学と学術提携を行い、同大学内に名古屋大学日本法教育研究センターを設立して、日本法を教育するなどしていることなどから、日本へ留学する優秀な学生も多く存在する。

私自身も、犯罪白書や行政法の活動を通じて、ウズベキスタンの法律実務家等と議論させていただいたり、名古屋大学のご協力の下、同大学のウズベキスタンの学生と勉強会をさせていただいたりしているが、議論のレベルが総じて高く、毎回とても勉強になると感じている。また、母国語に加えて、英語や日本語も堪能な方も多い。

本稿で記載したような今後の課題はあるものの、ウズベキスタンは、急速な改革を進めていく気概やエネルギーがあり、優秀な人材も多く、今後の発展が期待される楽しみな国である。国際協力部としても、今後もウズベキスタンとの協力関係を継続しつつ、時に切磋琢磨しながら、発展に協力していきたい。

【講義・講演】

2020年8月から同年10月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

- 1 名古屋大学における講義
日 時：2020年9月1日（火）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対 象：日本法教育研究センター・コンソーシアムレクチャーシリーズ申込者
テーマ：法務省による法整備支援
教 官：国際協力部長 森永太郎

- 2 京都大学における講義
日 時：2020年10月10日（土）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対 象：法科大学院生
テーマ：諸外国での法整備支援活動等
教 官：国際協力部教官 伊藤浩之

- 3 慶應義塾大学における講義
日 時：2020年10月15日（木）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対 象：学生
テーマ：法整備支援の企画
教 官：国際協力部長 森永太郎

- 4 タシケント国立法科大学における講義
日 時：2020年10月19日（月）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対 象：教員，学生等
テーマ：日本の行政訴訟の訴訟類型と証明責任の分配等
教 官：国際協力部教官 黒木宏太

5 神戸大学における講義

日 時：2020年10月22日（木），同月23日（金），同月29日（木），同月
30日（金）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：学生

テーマ：Japanese Criminal Justice

教 官：国際協力部長 森永太郎

【活動予定】

2021年1月から同年3月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。実施日時が未定の研修等については記載しておらず、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、下記研修等は延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

記

1 国際知財司法シンポジウム（J-SIP）・フォローアップセミナー

(1) ラオスセミナー

日 時 2021年1月15日（金）

場 所 ヴィエンチャン（Web会議システムを利用してオンラインでも参加）（予定）

テーマ 知的財産権を保護するための制度及び運用

担 当 国際協力部教官 下道良太，黒木宏太，矢尾板隼

国際専門官 千間聡子

(2) ミャンマーセミナー

日 時 2021年1月19日（火）

場 所 Web会議システムを利用してオンラインで参加（予定）

テーマ 商標権のエンフォースメント

担 当 国際協力部教官 下道良太，黒木宏太，矢尾板隼

国際専門官 千間聡子

2 第10回国際民商事法シンポジウム

日 時 2021年3月4日（木）

場 所 大阪中之島合同庁舎及びWeb会議システムを利用してオンラインで参加（予定）

テーマ 東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応（仮）

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子，川野麻衣子

国際専門官 本間基之，嵐文子，原島隆寛

また、2021年3月7日（日）から同月12日（金）までの間、国立京都国際会館において、**第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）**が開催されます。当部は、サイドイベントとして、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催で講演（テーマ「法の支配を実現するための司法アクセスの強化に関する成功事例」）及びパネルディスカッション（テーマ「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」（仮））を実施予定です。オンラインによる参加も可能です。詳細は、決定次第、ホームページに掲載されますので、次のURL（<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>）にて御確認ください。

ラオス法整備支援の10年間

[ラオス]法の支配発展促進プロジェクト

業務調整専門家

川村 仁

1. はじめに

私がラオスに来たのは、1999年、今から20年以上前のこととなります。日本の国際NGOの職員として赴任したのです。10年間NGOの世界で、無我夢中にグラスルーツの人たちと関わってきました。そしてそののち、2010年に、現在の「法の支配発展促進プロジェクト」の前の「法律人材育成強化プロジェクト」業務調整員としてのポストを得て、NGOからODAの世界へ引っ越してきたのです。プロジェクトの名称こそ変わりましたが、2010年から始まったラオスでのプロジェクトの基本的な活動やそのスタイルは現在まで変わりがありません。本稿は業務調整員として一国の法整備支援プロジェクトに10年間携わった経験の中で、日本から来られた法律専門家とともに、大勢のラオス人カウンターパートと協働し、いかにスムーズにプロジェクトを動かし、有意義な活動を行うかに腐心し、工夫する中でいくつかのエピソードを紹介し、そこから僅かでもなにかしらの「学び」を記録できたらと期待したものです。

私のこの経験はラオスという国に限られたもので、他国での支援にすぐに応用できるものではないでしょう。ステレオタイプにそれぞれの国の国民性をジョークにすることは好きではないのですが、長く暮らしていると、お隣のベトナム人、中国人、カンボジア人やタイ人とは似ているようで明らかに違う「ラオス人氣質」というものも分かってきます。それがゆえに国際協力、法整備支援もそれぞれの国ごとにやり方やスタイルを変えざるを得ないでしょうし、それがプロジェクト運営の難しさでもあり、面白さでもあります。

2. 人が来ない

2010年に始まったプロジェクトの最初の1年は本当に苦難の連続でした。今でもよく覚えています。民事訴訟法ワーキンググループの最初の会議の日に、現在はラオス最高裁副長官に若くして昇進されたブンクアン・タヴィサックさんから「こんな計画じゃ何をしたいのか分からない。いつまでに何をするのかもっと詳細なプランを示してくれないと困る。」と多少あきれた顔つきで言われたのです。確かにそうかもしれない。我々のプロジェクトは4つの機関から人が集まり、ラオスの法律を研究して、成果物（本）を作る、としか決まっていませんでしたから。いつまでに、どんな本を作るのか、まったく白紙からのスタートでした。

「結果として30ページの薄い本でもいいんです。時間がかかってもいいんです。プロセスを重視してください。」とJICA本部の専門員からは言われましたが、別々の4つの機

関から集められた年齢も経験もばらばらなメンバーは「俺たちこれからなにすりゃいいんだろう」とでも言いたそうな途方にくれた表情でした。それ以来、会議を計画してもなかなか参加者が集まらない日が続きます。法務省から派遣されていた専門家チーフは、約束した会議時間5分前になると「今日はメンバーが来てくれるだろうか」と心配そうにカーテンを開けて窓から駐車場を見つめていました。「おっ来た！」10分遅れで1人、5分後にもう1人。でも結局来たのは2人だけで、1時間お茶を飲んで待ったが、他誰も来ず、結局その日は散会。そんなことがしばらく続いたのでした。

4つのカウンターパート（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国立大学法政治学部）から選抜されたメンバーで混合のサブワーキンググループを作って、ラオス法を研究し、本を執筆する。というプロジェクトのコンセプトは今から振り返ると大変画期的で、10年経った今もなおそのスタイルが継続しています。しかし、そのやり方が定着するまでには、相当な時間が必要だったのです。

3. スキナー箱とごほうび

会議を計画しても参加者が少ない中、どうしたら皆さんに参加してもらえるかを真剣に考えました。そのとき、大学の教育心理学の授業で勉強したスキナー箱という実験を思い出しました。箱の中のマウスがレバーを押すと餌が出るようにすると、そのうちに自発的にレバーを押す行動が定着するというものです。行動心理学では好ましい行動を定着させるには、「頻繁に報酬（ごほうび）を少量与える」のがいいと言われます。カウンターパートをネズミに例えるなんて大変不遜ですが、我々人間もなにかごほうびがないと、忙しい本来業務の最中に同僚の冷たい視線を浴びながら、事務所を抜け出してプロジェクトの会議に参加しようとは思わないものかもしれません。なにか行動強化のための報酬が必要だと思いました。

時間を割いてプロジェクトまで来てくれたメンバーをまず大切に歓待しよう、という目標を定めました。飲み水だけでなく、クッキーとオイシ（O i s h iという名称の甘い緑茶）を用意し、専門家みんなで70人以上もいるカウンターパートメンバー全員の名前と顔を覚えることにしました。これは日本人には大変なことでした。なんといってもラオス人の名前は難しいし、長いのです。更に普段はニックネームで呼びあうので、ラオス人同士も本名を知らないなんてことも当たり前のことです。その後もワーキンググループの食事会を企画したり、合宿形式の会議（リトリート会議）を始めたり、あるいは会議の前日には全員に確認の電話をしたりと、メンバーの参加度を高める工夫は何でもやりました。

これはごほうびとは言えないかもしれませんが、合宿会議の夜、メンバーと専門家の食事会では、率先して日本側が歌や踊りを披露しました。宇宙戦艦ヤマトを熱唱した専門家、また、日本人チームでピンクレディのUFOを踊ったこともありました。ラオス側メンバーから大きな拍手をいただいたとは思いますが、皆さんの笑顔は多少微妙であったのは間違いないでしょう。

そうした努力が実って、徐々に会議の参加者は増えていきました。また会議だけでなく、

局長クラスの方が、プロジェクト事務所をふらっと訪ねてくれることも増えました。法律のレポートを書いているが、日本人専門家の意見を聞きたい、と言ってやってくる方も増えたのはうれしい限りでした。

しかしながら「報酬（ごほうび）」で参加をうながすというやり方はそのままではすぐに壁にぶつかります。ごほうびがないと会議に来なくなってしまうからです。きわめて分かりやすいのは、「日当」が支給されれば出席するが、なければ参加しない、という問題です。これを解決するのはなかなか難しいことですが、最終的にはいかに「内発的な動機付け」を養成できるかにかかっていると思います。

現在中部高等裁判所長のソムサク・タイブンラックさんがプロジェクトの終了時評価の際に話してくれた言葉が忘れられません。「JICAのプロジェクトに参加してとても議論が楽しい。外国の大学に留学するより、このプロジェクトに参加した方がずっとよい。外国に留学しても外国法のことしか勉強できないが、このプロジェクトではラオスの法律について勉強でき、皆で議論ができるからです。」彼のようにプロジェクトに参加し、議論することが楽しい、という境地に至ってくだされば、こんなにうれしいことはありませんし、仮に目先のごほうびがなくても、参加率は向上するはずで

4. ラオス語

ラオス側メンバーと専門家間の関係が、緊張や不信ではなく、心からの安心と信頼に基づいた関係であることは大変重要です。誰でも遠慮せずに発言したり、質問したりできることが大事です。年長者や専門家の発言に対しても、若いスタッフが遠慮なく反論したり、自説を唱えたりできる場、それを保証するために私たちは「敷居を下げ、だれでも気軽に参加し、立ち寄ることができるプロジェクト」にすることを目指しました。特にいつも現地語であるラオス語でやり取りできる、というのはプロジェクトの敷居を低くすることに役立ちました。ラオスの一般の公務員は英語は相当苦手ですし、また、かなり英語が得意な方たちであっても、ラオス語での会話、議論だと安心して（冗談なども混ぜながら）話をを進められるようでした。

2010年当時、日本側とラオス側が、何語を介して、どのように議論を進めるかを検討し、いろいろと試みたことを思い出します。その結果、日本の法律専門家の皆様にとっても、英語を介して議論をするのは難しいことが分かりました。（日本の専門家の英語能力が限定的であるという理由以上に、日本語－英語－ラオス語と二重に通訳を介すことで、用語の定義の違いなどが増幅され、本意が伝わらないという理由が大きい）そのため、原則的には、「日本語－ラオス語」の通訳を介して、議論を進めることを基本方針としました。

それから日本語－ラオス語通訳者を探す長い旅が始まったのでした。法整備支援において通訳の重要性とともに、法分野の通訳のできる人材がいかに限られているか、を思い知らされることになりました。いったい何人の通訳者候補を面接し、試験的に通訳をやっていたことでしょうか。そしてことごとく「私には無理です・・・」「法律の通訳はやりたくないです」と断られたことか。しかし通訳者がいなくても、プロジェクトの活動は進

めなければなりません。仕方なく、業務調整員の私が通訳をかってでることとなりました。とはいえ、日本の法律もラオスの法律もまったく勉強したことがない私に会議の通訳は大変な重荷で、翌日の通訳が心配で、夜眠れなかったこともしょっちゅうでした。

ラオス語の通訳者にとって大きなハンディキャップとなるのは、まともな辞書がない、ということです。仕方なく日本語－タイ語、あるいは英語－タイ語の辞書を補助的に使うしかありませんでした。(ラオス語とタイ語はともにパリー・サンスクリット語を源流としており、共通点の多い兄弟語と言えます) その当時の私にとって、日本の法務省刑事局の編纂した「法律用語対訳集(タイ語編)」は参考にできる法律関連の唯一の辞書であり、ページが手垢で黒くなるほど使わせていただきました。心から感謝いたします。

まったく自信のない中で通訳を担当して、印象的なことがありました。刑事訴訟法グループの会議の中で、ラオス側が「裁判所でタイスワンをする」という説明がしきりに出てきました。

私「すみません、タイスワンってどういう意味ですか？」

カウンターパート「(そんなことも知らないの) 裁判官が、当事者に尋問(サックターム)することですね」

私「んん？それではタイスワンと尋問(サックターム)はどう違うんですか？」

カウンターパート「ええ？？んんん・・・サックタームは何かを質問することだし、タイスワンはタイスワンですよ！」

とりあえず、タイスワン＝審問と訳しておきましたが、日本側法律専門家も納得してくれません。「審問って、裁判官の一行為をいうのか、それとも裁判の手続の一つですか？」ラオス側にも質問してみますが、要領を得ませんでした。謎が解けないまま、不本意ながら「タイスワンとは裁判官が当事者に尋問、質問するようなこと(らしい)」としておきました。

その後、2か月ほど経って、ある会議の終了後、もしかしたら説明していただけるのではと思って、国立大学法政治学部長のヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ先生(当時副学部長)に、「タイスワン」って何ですかと質問をぶつけてみました。

ヴィエンヴィライ先生「語源的には昔から、警察官が(捜査)するのをスープ・スワン、検察官がするのをソープ・スワン、裁判官がするのをタイ・スワンというのですよ」

なるほど！なにか一行為を指す言葉ではなく、捜査官、検察官、裁判官それぞれの主体別に行う捜査、取り調べ、聴取、審問などを大きくひっくるめた用語だったのか、と謎が解けた瞬間でした。

現在私自身が会議通訳をする場面はほとんどなくなりました。極めて優秀かつ経験のある何人かの日本語－ラオス語通訳者が協力してくれているからです。今活躍してくれている通訳者の皆さんとは、今まで10年間ずっとこうして専門用語の定義と、その意味のスコープに頭を悩ませ、適切な訳語を追い求める日々でした。そして、今もなお議論のたび

に新しい訳語が生まれています。その蓄積があるからこそ、現在のプロジェクトでは以前に比べ、より深い法律の議論が可能となっているのです。

5. チャートを作る

民事訴訟法、刑事訴訟法ワーキンググループの最初の活動で、それぞれの訴訟手続チャートを作ろう、ということになったのは、凶らずも大正解であったと思います。現在でもこのチャートブックは各機関で利用されていますし、国会議員にも配布され、とても分かりやすいと評判を得ました。ラオスの民事、刑事の訴訟手続の流れをチャート化し、それぞれの手続の根拠条文を併記したものです。どちらも20ページに満たない大変薄い冊子です。しかし実際に作り始めてみると、簡単に思えた作業に多くの紆余曲折がありました。

まず、ラオスの皆さんにとって「チャート図」というものが一般的でないことが最初の大きな障害でした。ラオス側から最初に出された案は、「民事訴訟の7段階」というもので、四角く囲まれた訴訟手続が線で結ばれていますが、なんと一番最初の第一審手続がページの一番下にあり、それから最高裁の破棄審まで、手続の流れが上に上がっていくものでした。たぶん最高裁を頂点とする裁判所の組織図を使って手続チャートを作ったために、下から上に向かうチャートになっていたようです。

「手続のチャート図は、時間の流れに従って各手続が矢印でつながっていくもので、上から下に、あるいは左から右に流れがないと不自然」とであると説明したものの、最初「どうして下から上にはいけないんだ？」とすぐには納得してもらえませんでした。しかし作業をしていくうちに、訴訟手続のチャートはページをまたがって、数ページにわたることが分かり、そうするとチャートは上から下に流れていかざるを得ない、ということが経験的にラオス側にも理解されていきました。

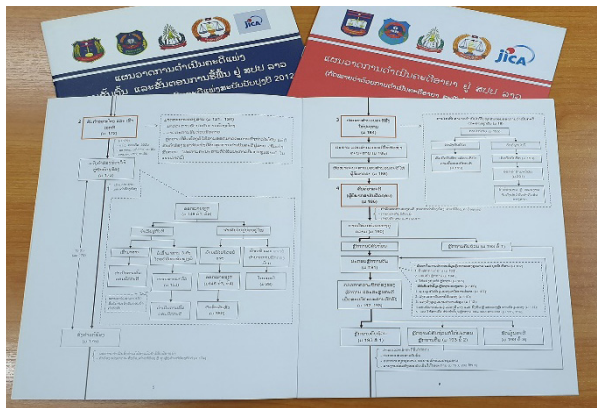
また、多くの途上国で同じようなことが言えると思いますが、多くの会議、または研修会であっても、参加者は座ったまま、ということが多いです。特にランクの高い公務員が上座に座り、若手は後ろの方に遠慮がちに座ります。しかし人材育成のプロジェクトで、特に若い公務員の養成を考えると、いつも固定した席というのは活発で自由な議論の妨げになります。

こうした点でもチャート作りという活動は、人材育成にとっても適していたように思います。いつものように座ったままでチャート作りはできないからです。皆さんに立ち上がっていただき、小グループに分かれ、各手続を厚紙に書き出し、それをボードに貼り付けていくことでチャートを少しずつ作成していきます。小グループに分かれること、年齢や席順のギャップを取り除いたことで少しずつ若いメンバーにも発言が増えていきました。

チャート作りのために考案した道具もあります。というのも、当初フリップチャートやホワイトボードを使っていましたが、すぐにスペースが足りなくなりました。次はグループごとに大きな模造紙をつなげて壁に貼って、そこに各手続を記入した厚紙を貼って作業していましたが、会議室によっては適当な壁がないこともありました。そこで、町の建材屋に行って塩ビのパイプを購入し、それを使って組み立て式の自立するボードを作りま

した。会議終了後は分解して、プロジェクトの4WDに積み、持ち帰って、次の会議でまた同様に組み立てることができる優れたものです。考案した専門家の名前をとって「石岡式組立自立ボード」と名付けました。

こうした訴訟手続チャート作りは、最初の予想よりだいぶ時間はかかりましたが、今までラオスになかったものとして、またそれを作成したメンバーの人材育成に大いに寄与したとして、ラオス側から高く評価されました。



【好評を得た訴訟手続チャート】



【石岡式組立自立ボードを使って議論する
専門家とカウンターパート】

6. 研修の前に、訓練を

プロジェクト開始当初、日本から来た法律専門家が頭を抱えていたのは、カウンターパートのワーキンググループメンバーが法律書を持っていない、会議に持ってこない、ということでした。法律の解説書やコンメンタールではありません。法律書そのものを持っていない、あるいは持っていても会議に持ってこない、という問題でした。そのため、日本の専門家が「ただいまラオス側から実務では〇〇している旨説明がありました、その根拠条文はなんですか？」と質問しても、「確か刑事訴訟法の中にそういう条文があるはずですが・・・」としか答えられず、確認もできない。日本側は翻訳されたラオス法を持っていて、「それは第〇〇条ですか？」と聞いても、ラオス側は誰も法律書を持っていないので確認できない、などということが繰り返し起こりました。日本側専門家が、ラオス側の意見や説明のたびに、「その根拠は？」としつこく聞き続けるので、そのうちラオス側のリーダーが専門家に代わって「その根拠は？」と聞くようになり、1年ほど経つと、若いメンバー自身が意見を言った後に自らその根拠条文を確認し、メンバーの記録担当者がプロジェクトにその根拠条文を映して、全員で確認する、というようなことが起こってきました。

こういう変化というのは、1回2回の研修で身に付くものではなく、繰り返し繰り返し言われたり、指摘されたりして初めて獲得できる。特に若い法律家にとっては、研修の前に、法律家としての「訓練」（あるいは「しつけ」と言ってもいい）が必要なのではないか、と思ったものでした。メスや鉗子を持たない外科医が手術できないのと同様、法律書を持ってこない法律家は仕事できません！という専門家の言葉に、カウンターパートも半分恥

ずかしそうにうなずいていたことを思い出します。

その後10年が経ち、議論の中で根拠条文を確認することは当たり前のことになり、昔はなかった自前のノートブックPCを持ってくる人も増え、すべての法律、政令などを即座に確認することもできる時代になりました。またUSAIDの支援で司法省が作ったスマートフォンの画期的アプリケーション「L a o L a w」もあり、Wi-Fiがあればスマートフォン上ですべての法律を参照でき、法律の議論をするのにすこぶる便利な時代になっています。

7. カウンターパートに寄り添う

最近、開発途上国に対する日本の法整備支援は「寄り添い型支援」という言葉を耳にするようになりました。「寄り添う」という言葉を今まで意識して使ってきたことはないですが、寄り添い型支援とはどういう支援をいうのでしょうか。私なりに意識すれば「相手国のことをよく理解し」「一緒になって行う」「被支援国中心の支援」ということでしょうか。確かに一部の国の支援には、「相手国のことを理解しないまま」「ドナー国が一方的に」「押し付け」ているのでは、と思われるものがあります。

支援する相手国のことをよく理解することの重要性に異議を唱える方はいないでしょう。派遣される専門家はどなたも派遣前にラオス関連の本を読んだり、ラオス語の基礎を勉強されたり、それぞれに努力をされて赴任されていました。赴任後は、まずはプロジェクトのアシスタントからラオス料理の名前を教えてもらったり、伝統のスカートを仕立ててみたり、結婚式やお葬式に呼ばれて参列したりするでしょう。あるいは活動の相談をするためにカウンターパートの局長の事務所を訪ねて、お茶をごちそうになりながら雑談にも花を咲かせるとともに、壊れて使えないエアコンがたくさんあったり、パソコンやコピー機もほとんどないことに気付いたり、節電のためエレベーター利用禁止になっていたりすることを知ることになります。相手をよく理解するとは、その国の言語、文化、歴史、政治体制を知ることから始まります。赴任から最初の半年程度は、どなたも一生懸命にラオスを理解しようと努めます。しかし、だんだんと新鮮さがなくなっていくからでしょうか、支援国への興味が失われていく方もいます。

端的な例は現地語の習得でしょうか。赴任当初は先生を雇ったり、職場のアシスタントから週1回2回現地語を勉強するのですが、食堂でお気に入りのメニューとビールの注文ができる程度にまで勉強したあとは、多忙を理由に勉強を断念されてしまう方が多いように見受けられます。「派遣期間の2年間程度で仕事で使えるほど現地語を習得できるわけがない。勉強しても時間の無駄」と思われるのかもしれませんが。確かにどんなに懸命に勉強しても2年程度では仕事で使えるまでには上達できないかもしれません。しかし、断言します。現地語や現地の文化への関心と興味を示すことは、カウンターパートのその専門家を見る目に大きな影響を与えます。専門家にとって、決して「時間の無駄」とは思えないのです。

法律専門家が他の分野の専門家に比べて大変だと思うのは、「実演」してみせることがで

きないことです。医療の専門家であれば「治療」をやってみせたり「医療機器」を扱ってみせたりします。電子工学の専門家であればコンピュータを操作してみせることができます。しかし法律専門家が使えるのは「言葉」しかありません。しかも通訳を介してしかやり取りできない、というハンディキャップがあります。

これは皆さん悩まれることだと思いますが、専門家がどんなにいいことを話しても、カウンターパートが聞いてくれないことがあることです。外面的には聞いているふりをしていますが、実際はあまり真面目に聞いてくれないこともあります。それは、人が誰かの話を聞こうとするとき、その人への尊敬や共感（多少の権威も）が必要だから、だと思います。「何を言うか」は大切ですが、それと同時に「誰が言うか」がラオスのような国では非常に重視されることを忘れてはいけません。そのためにも、日本の法律専門家は、相手国への愛情と関心を常に示し続けてほしいと思います。

8. ラオスの誇りを大切にす

プロジェクトがカウンターパート機関からの信頼を得るにつれ、ラオスの法制度の問題点や欠点を隠したり、恥ずかしいと思わず、日本側にも包み隠さずオープンにする態度が見え始めました。そうなるまでにはやはり時間がかかります。特に思い出されるのは民法典起草支援を始めた2012年の最初の合宿キックオフ会議のことです。その会議には、当時の国会の法務委員長のダーヴォーン・ワンヴィジット先生をお呼びし、日本からは慶應大学の松尾弘先生ほかにご参加いただき、今後どのように民法典の起草とその支援を行うか、という方向性を確認した重要な会議でした。

会議中、また食事の席などでご一緒に通訳なども行いましたが、ダーヴォーン先生は日本側の支援チームに対して、最初笑顔もなく、なにか心を開いてくれていない感じでした。あとにして思えば、「革命後の大変な時代に法律を作ってきたのは我々だ」「その苦勞も知らない外国人に簡単に批判などしてほしくない」「新しい民法典もラオス人がつくる法律だ」「日本の理論を押し付けられては困る」という日本側への多少の猜疑のお気持ちだったのかも勝手に想像しました。しかしそのダーヴォーン先生も会議の回を重ねるごとに、表情が柔和になり、日本側にも笑顔で接してくださるようになりました。

その変化の理由を振り返ると、日本側が「ラオスの誇り」を常に尊重してきたことに尽きると思います。特に民法典支援アドバイザーグループを代表する松尾弘先生がすこぶる素晴らしいのは、どんな質問にも的確な回答、すぐに諸外国の法律を例に挙げて説明できる、というだけではありません。何と言っても感服するのはその姿勢です。もうすでに会議の中で説明しつくした質問や、多少的外れな質問があっても、「大変重要な質問だと思います」「とても素晴らしい視点ですね」とそれを必ず褒めることを忘れません。そして「新しいラオス民法典はアセアン地域のみならず、世界においても誇ることでできる素晴らしいものになるでしょう」と常にラオスの誇りを尊重し、勇気付け、士気を鼓舞することを忘れないのでした。

9. 長期でコミットする

ラオス政府から JICA の支援が評価されている理由の 1 つは、同じコンセプトで長期にコミットする姿勢だと思います。10 年間以上変わらぬカウンターパート 4 機関を対象に、混合のワーキンググループを設置して、ラオス法の研究を行うことを通して、法律人材の育成を図る、というコンセプトは、すっかりラオスで定着したように感じます。

当初、(どの国にもあると思いますが) 組織と組織の間には見えない壁があり、法律の解釈にも差異があり、違う組織のメンバー間で感情的ないざこざが絶えませんでした。しかし、4 つの組織の合同調整委員会メンバー (JCC / 副大臣級) の全面的理解を得られたのは幸いでした。特に、プロジェクト開始からあまり時間をおかない時期に、4 機関の JCC とマネージメントコミッティ (MC) の日本招聘を実現することができたことが大いに役立ちました。その機会に、日本の法曹養成の現場を見学すると同時に、「ラオスでも 4 機関がそれぞれバラバラに養成するのではなく、合同で優れた法律家を養成することが必要だ！」という合意が形成されたのです。(この本邦招聘の際の 4 機関のトップの一致団結によって、毎晩の日本酒とさしみとワサビがおおいに役立ったことは特筆しておきましょう)

10 年を経て、プロジェクトに参加している、あるいはかつて参加した 200 名に及ぶメンバーの関係性は、組織の垣根を越えたプロジェクトのプラットフォームから、より広範なインフォーマルなネットワークに発展したことが見て取れます。プロジェクトとは関係ない場所で、例えば何か司法省で研修会を企画したときに、知り合いの検察官、裁判官、あるいは大学の先生に直接気軽に電話で講師依頼をし、一緒に研修会を運営する、というような関係がたくさん生まれているのです。

組織を超えた混合ワーキンググループを設置して、研究と人材育成を行うスタイルは今もなおラオス側から評価されているのですが、こうしたやり方は、調整にはとても手間暇がかかる一方、成果が発現するまでに時間を必要とします。それも理由の一つだと思いますが、他の開発パートナー (DP) はなかなか採用しない、日本の法整備支援のユニークな支援スタイルとなっています。様々な障害はあるでしょうが、一国の基盤である法制度を支援するためには、覚悟とともに、より長期にわたるコミットメントが極めて重要だと感じています。

10. おわりに

私が卒業した大学はカトリック系の大学でした。学部の先生方の中には、欧米からいらしたカトリックの神父であり、数十年日本に暮らし (多くの神父が大学の中にあるハウス / 修道院にずっと住んでいらしゃった)、極めて流ちょうな日本語で授業をされる先生も多かったです。夕方、授業後にクラスの希望者数人で、先生のお住まいのハウスを訪ね、英会話のレッスンをしていただいたりしました。クリスチャンでもない私は、「ファーザー、どうしてこんなにも長く日本に住んでいらっしゃるのですか？」などと遠慮ない質問をしたものでした。もう数十年日本に住んでいらしゃった高齢のドイツ人の先生はあまり多

くを語りませんでした。が、「ミッションですよ」と笑顔でおっしゃったように記憶します。ああ、それでミッションスクールというのか。キリストの福音を伝えるために宣教師、伝道師が、使命を持って、その国に骨を埋める覚悟で海を渡って来られたことをその時に知ります。

「ミッション」

その時以来、この言葉の重みをより深く考えるようになりました。自分にも何か人生をかけるようなミッションがあるのだろうか。ここでは書くことができませんが、私が1999年にラオスに来ることになったのも、何かの運命に導かれたと今でも信じています。その時に思ったのは、これがきっと自分に与えられた「ミッション」なのだという気持ちでした。

国際協力の世界でも、「ミッション」という言葉はよく使います。日本からいらっしゃる調査団や短期専門家の派遣に対して使うことが多いようです。しかし本来的には長期派遣専門家こそが最も大きな使命と覚悟を帯びて開発途上国に渡っていきます。組織から派遣される専門家は、それが自分の希望した国でないこともあるでしょう。派遣される国によって、食事、文化、治安、医療水準、政治体制などさまざまですし、これだけ世界が狭くなった時代においても、やはり開発途上国でミッションをはたすことは、相当の努力と覚悟が必要だと思えます。

また2020年には新型コロナという今までにない厄介な外部条件が生じ、不本意にも日本に避難せざるを得なかった専門家、長く赴任待機のままになった専門家も多かったでしょう。半年以上も再赴任できず、プロジェクトや派遣期間が限られた方にとって、「行きたくても行けない」という焦燥感はどれほどだったでしょう。「行ってする苦勞」もあれば、「行けない苦勞」もあるのですね。

この10年間、日本の法律専門家とともに法整備支援の現場に携われたことはとても充実した経験でしたし、また、わずかながらラオス語の通訳、翻訳という役割を担った時間は、知的な興奮に満ちたものでした。これから私のラオスでのミッションはどうなっていくのかは分かりませんが、もうしばらくは現在のプロジェクトでできる限りのお手伝いをする予定です。

禅宗に「随処に主となれば、立処皆真なり」という言葉があります。国際協力、法整備支援の仕事に携わる皆様の活躍の場所がどこであっても、あるいはそれがどんな役割や、仕事であっても、いつもご自分の「ミッション」を忘れることなく、覚悟を持って主体的に向き合えば、道は開けていくものと信じます。

1. はじめに

みなさん初めまして。国際専門官の今村と申します。さて、早速ですが、「国際専門官」と聞くと、英語がぺらぺらで世界中に友人がいるような人物像を思い描かれるのではないのでしょうか。実際、国際専門官の多くは、そういったハイスペック・リア充人間なわけですが、私の場合はその正反対で、語学が堪能なわけでもないし、留学等の海外経験もなく友人も日本にしかいませんでした。そもそも英語というものがどうも苦手で、学生の頃は、英語の授業時間になると、意図的な微熱・腹痛・頭痛が頻繁に発症し、仕方なく保健室で寝込んでばかりいたものだから、英語の成績は悲惨でしたし、街中で外国人に道を聞かれたときには、もじもじして一緒にいた友人にすぐバトンタッチしてばかりいました。

このように、英語アレルギーといっても過言ではない私だったので、国際専門官に命ぜられた当初、強い不安と絶望感を抱いたことは想像に難くないかと思います。ですが、今は、この仕事がとても大好きです。英語アレルギーの私がなぜ、この仕事を好きになったのか。本日は、そのきっかけとなった研修担当としての国際専門官の業務を紹介しつつ、その魅力を少しでもお伝えできればと思っています。拙い文章ですが、少しの間お付き合いいただけますと幸いです。

2. 国際専門官のとある一日

国際協力部は、法務省が国際協力の一環として独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と協力して、アジア諸国に対する法整備支援活動を実施しており、その一つに、支援対象国の方々を日本にお招きして実施する研修があります。国際専門官は、この研修が円滑に実施されるよう、陰ながら支えています。具体的にどんな働きをしているのか、とある一日を御紹介します。

まず、朝は、教室設営やPC等の機器準備、資料配布といった準備のため、講義開始の1時間前くらいに教室へ入ります。早朝に祈祷する習慣のある研修参加者は、すでに教室に入っていることもあり、そうすると、こちらが忙しく動いている中、「イマムラ、グッモーニン。」「プリーズテルミーユアレコメンデッドスシレストラン。」「シンジユク、サイコウ。」などなど、引っぱり無しに話し掛けていただけます。なんとか準備を間に合わせ、講師の方が来られたら、教官と現地専門家にその場をお願いし、講義開始時間になっても現れない研修参加者の寮室に電話を掛けたり、喫煙所を中心として施設内の各所を走り回ったりして探します。研修期間後半になってくると、常習犯と行動パターンがだいたい分かってくるので、そんなに苦労せずとも発見できるようになってきます。

そんなこんなで無事に講義が開始したら、進行は教官にお任せし、教室を抜けて自席で

パソコンを開くのですが、繁忙期は、この講義準備のために奔走していた少しの間に、外部メールや法務省内部メッセージが100件ほど溜まっているという怪奇現象がよく起きます。困ったことに、外部メールボックスの容量は51MBしかなく、すぐにいっぱいになってしまうので、副担当案件のメールを、主担当の国際専門官を信じて淡々と削除するところから始めます。多くの国際専門官は、メールボックス残容量5MBというぎりぎりの闘いを繰り広げています。

話がそれましたが、外部メールでは、講師の方や翻訳者、通訳者、JICA等関係機関と講義資料や事務文書のやりとりをしたり、スケジュール等の各種調整をしたりします。法務省内部メッセージでは、担当している研修等の各種調整だけではなく、同時期に実施・準備されている別の研修等のメッセージも確認し、講義教室や関係者のスケジュールに重複がないか、お互いの準備に抜けがないかといったことをチェックしあっています。これに加えて庶務、企画、経理関係等のメッセージもあり、確認するだけでもかなりの時間が掛かります。さらに、研修等で必要となる大量の各種書類作成業務もどんどん捌いていかなければなりません。だんだんと自分が何をしなければならないのか分からなくなり、パソコンを壊したくなる衝動に駆られます。そんなときは、休憩時間を見計らって講義教室へ行き、コーヒブレイクしている研修参加者達の近くでせつせと講義準備をしているアピールをすることで、おいしそうなお菓子をたくさん恵んでもらい、気持ちを鎮めます。

気付けば、あっという間に昼食の時間です。宗教上、食事に配慮が必要な研修参加者もあり、そうした食事制限に対応できる食堂等がない場合、あらかじめ弁当を手配しておきます。個人的な感想ですが、こうした弁当はかなり強烈な香りのものが多く、時間的余裕を持たせ早めに納品してもらって執務室に仮置きしていると、すさまじいスパイス臭が部屋全体に広がり、なんとなく鼻がむずむずして仕事に集中できなくなってきました。昼食の時間になり、研修参加者と一緒に先ほどの弁当を食べていると、研修参加者の一人がおもむろに「これが我が家の伝統的食材だ。」と、得体の知れない真っ赤なドロドロのソースを取り出し、私の白飯の上に大量に振り掛けてくれたことがありました。おそろおそろ食べてみると案外美味しかったので、気に入って色んな料理に振り掛けて食べていると、教官や現地専門家から「よくそんなの食べられるね。」というお褒めの言葉と熱い羨望の眼差しをいただきました。

さて、午後は借上バスに乗って関係機関の訪問です。出発10分前を集合時間としますが、だいたい集まりません。ただ、この場合は、例のごとく寮室や喫煙所等を探しに行けばなんとかなるので問題はありません。逆に、全員きっちり集合時間に間に合ってしまうという想定外の事態が起こると、大変困ってしまいます。全員そろっているのだから出発せざるをえませんが、早く到着しすぎると訪問先に御迷惑が掛かります。そんなときは、バスの運転手さんに遠回りするなどして到着時間の調整をお願いします。遠回りしている間は、車内のアナウンス機材を使って「これが国会議事堂だよ。」「これはさっきと別アングルの国会議事堂だよ。」「今度は遠目の国会議事堂だよ。」など、研修参加者に東京ガイドをして間をつなぎます。研修参加者から「なんだかさっきから同じ場所を回っていないかい？」

と気付かれても、とびきりの笑顔を振りまいて乗り切ります。

訪問先に到着したら、バスから一番に飛び降りて先方担当者に御挨拶と案内のお願いをして、研修参加者にバスから降りてもらいます。その間に、バスの運転手さんにピックアップ時間と場所を伝えます。訪問終了後、バスとうまく合流できないと、無駄な待機時間のために先方に御迷惑を掛けてしまうのはもとより、研修参加者が「早く帰らないとスカイツリーの最終入場時間に間に合わない！」という大変深刻な事態に陥ります。こうした問題を発生させないためにも、バスの運転手さんとの綿密な連絡調整は、国際専門官の大切な仕事の一つです。訪問中は、許可なく写真を撮っていないか、誰かはぐれていないか、勝手に何かに触っていないか等、講義教室や見学列の一番後ろから研修参加者たちの動きに目を光らせます。実は、国際専門官になる前の私の仕事は矯正局の現場職員で、集團の動きを監督してきていたので、その経験をこんなところでフルに生かしています。どこでどんな経験が生きるのか、分からないものだなあとしみじみ思いを馳せているうちに、訪問先での講義や見学が終わります。

帰りのバスの中では、翌朝の集合時間と一日のカリキュラム、持ち物等のアナウンスを行いますが、研修参加者の多くは、これから出陣していくのであろう夜の東京に関する話題で盛り上がっています。くれぐれも無事に帰ってくるんだよ、という母のような気持ちで研修参加者と別れます。自席に戻ってパソコンを開くと、案の定、外部メールと法務省内部メッセージでパーティー状態になっているので、明日の自分を信じてそっとパソコンを閉じ、業務終了です。

3. 国際専門官にとって大切なものとは

研修を担当するに当たっての私の目標は、研修参加者に「なんだか心地良く過ごせた研修だったな。」と思ってもらえる研修を作り上げることで、日本を大好きになって自国に帰ってもらうというものでした。私は、法整備支援活動とは、ただ書面で淡々とこなすものではなく、生身の人間を相手にしたやりとりがあってこそそのものだとして認識しています。そこで、こうした印象を持ち帰ってもらうことが、「日本はあんなに良い国なのだから、一緒に歩んでいきたい。」といった思いにつながり、引いては、円滑な支援やより良い協力関係へと結び付く、小さなきっかけとなればと思っていました。そのため、研修では、研修参加者と、何でもない挨拶や他愛もない会話を繰り返すことで、冗談を言ってふざけ合ったり気軽に相談したりできる関係を築くとともに、慣れない土地での生活で彼らが困っていることや不便を感じていることを見付けて、その心地悪さを解消できるよう手助けするなどして、「心地良い」と感じてもらえる環境を整えられるよう心掛けていました。研修に限った話ではなく、国際協力部が実施している法整備支援活動は、非常に多くの方々からの御力添えの上で成り立っているものであるところ、国際協力部との関わりが「心地良い」ものだと感じていただけるよう、誰とでも良好な関係を築こうと努力したり、相手が必要としていることに気付き、先回りして対応したりしようとする構えは、国際専門官にとってとても重要で、何よりも大切なものだと考えています。

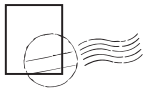
4. さいごに

ここまで国際専門官について御紹介してきましたが、いかがだったでしょうか。まとめますと、国際専門官の主な業務内容は連絡調整・書類作成で、国際専門官にとって大切なことは相手と良い関係を築こうと努力したり、先回りして行動したりする構えだとお伝えしましたが、これらは、どの仕事にも共通しているところではないでしょうか。つまり、「国際専門官」というやたらと格好良い肩書のわりに、特別な業務内容もなければ、特別な能力が求められることもないのです。

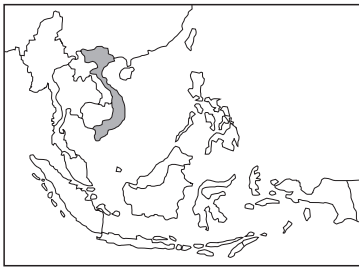
「とは言え、英語は必要でしょ。」と思われたそこのあなた。確かに語学力があるに越したことはありません。ですが、単語をつなぎ合わせただけの片言英語しか話せず、英語の聞き取りもままならなかったとしても、自分の思いを伝えたい、相手の思いを理解したいという気持ちがあれば、不思議と会話は成立します。細かいところまで噛み合っていないくても、なんとなく相手と笑い合えれば、それだけで十分コミュニケーションは取れていますし、もう友人です。私は今でも恥さらしレベルの英語しか使いこなせませんが、それでも、海外の方とお話することにすっかり楽しさを感じるようになりました。

研修の実施に当たっては、白髪が生えたり、自販機で間違えておしるこを買ってしまったりするなどいろいろと大変なこともあり、その度に、もう研修は担当したくないなんて思ってしまうこともあります。研修参加者から笑顔で「いつもありがとう。」「日本がとても好きになった。」「また今村に会いに日本に来るよ。」等と言ってもらえると、やっぱりまた研修を担当したくなります。また、それだけではなく、研修を担当するたびに、各国の文化や価値観等に直接触れ、毎回面白い経験や発見ができることがとても楽しいです。

こんな拙文を最後まで読んでくださったそこのあなた。英語アレルギーだった私ですら、英語で自分の思いを伝えることへの抵抗感がなくなったばかりか、むしろ楽しさを感じるようになり、研修等でつながったたくさんの海外在住の友人と日常的にSNS等でやりとりするようになった「国際専門官」のお仕事に、じわじわ興味が湧いてきていませんか？間違いなく湧いてきていますよね？若干名称が長いので文字の大きさにはお気を付けいただきつつ、ぜひとも、異動の希望先に「法務総合研究所総務企画部国際事務部門研修第二担当」と書いてみてください。新しい自分に出会えるかもしれません。



各国プロジェクトオフィスから



本職は、寺本専門家とともに、本年8月中旬の特別便でハノイに戻り、その後2週間の隔離期間を経て、日常生活に戻りました。約5か月ぶりのハノイの街は、新型コロナウイルスの脅威とは裏腹に、過去の出張や滞在中には目にしたことのないほどきれいな空と空気が印象的でした。隔離明け当初は、ベトナム国内での第二波発生に対する警戒が高まっていた時期と重なったためか、街中の通りは閑散とし、シャッターが閉まっているお店も目に付きましたが、最近では、市中感染の増加の収まりを受けて、お店の様子や歩行者、バイクの姿はもちろん、お馴染みの渋滞まで、すっかり以前のハノイの姿を取り戻しつつあるように見えます。国内線の空港も多くの人で混雑し、マスクを付けていな

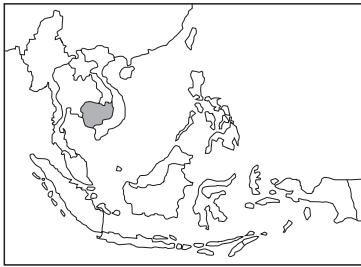
い人も珍しくなくなりました。

一方、本年10月上旬の本原稿作成時点で国際線の運航が再開されているのは、日本のほか、カンボジア、ラオス、中国、韓国、台湾だけであり、航空券の販売対象者も、ベトナムへの入国ビザを取得済みで、かつベトナム国内に特定の滞在先がある人に限られるなど、出入国ができる外国人は、事実上、非常に限られています。ベトナムはコロナ対策の優等生とも評されますが、その分、国をまたぐ人の行き来に慎重になるのももっともなことであるかもしれませんが、往來の正常化が期待できるには、まだまだ時間がかかりそうです。

こうした中、プロジェクトでは、本年9月下旬に一部の活動が再開したのを皮切りに、10月上旬時点で、次々と現地で活動が行われ始めています。会場で直接人と会い、目を合わせ、相手の息遣いを感じながら話をし、食事するといった、人として何気ない、当たり前の行為には、パソコン画面を介した情報の交換では得られない触れ合いがあり、その瞬間を味わう度に、やはり現地に戻ってきてよかったと心から思います。活動の根底にある人と人の触れ合いに魅力を感じて法制度整備支援の業務に携わっている人は少なくないと思われませんが、オンライン技術を駆使した対応が求められるのは誰もが承知しつつも、これが当たり前になりつつあるコロナ禍の長期的な影響が最も危惧されるのは、実は、これに関わる人たちのやる気やモチベーションといった、目に見えない、人の根っこにあるアナログの部分なのではないかと、改めて感じさせられます。

現行プロジェクトも残り3か月となりましたが、専門家一同、与えられた環境の中で最善を尽くす所存ですので、引き続き、御指導、御鞭撻の程、どうぞよろしくお願いいたします。

(ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介)



一時帰国中のカンボジア派遣専門家は、8月上旬から順次カンボジアに戻ることが可能となり、赴任が延期されていた新規専門家も、10月に赴任となりました。当プロジェクトの専門家は、11月には全員がカンボジアに揃います。今後は、プロジェクトの残り期間を意識しながら、専門家の一時帰国によって延期となっていたセミナーやワークショップを再開するなど、活動を活性化させていきたいです。

10月28日現在、カンボジア国内における新型コロナウイルス感染者は合計290名です。新規感染者は他国からカンボジアへの入国者であり、検温と消毒が当たり前となった以外は、普段の生活で新型コロナウイルスを意識することはほとんどありません。

プノンペンでは、新型コロナウイルスとは別に、深刻な問題が発生していました。それは、ごみ収集問題です。10月2日頃から、プノンペン内のごみは収集されておらず、路肩の至る所にごみがパンパンに詰まったごみ袋が山積みされるようになりました。多数の飲食店が立ち並ぶ一帯は、ごみの山が途切れることなく続いており、異臭が漂っていました。なぜこのような事態になったかという点、これまで、プノンペン内のごみ収集は、ある民間会社が独占していたのですが、プノンペン都が、今後はごみ収集会社を入札で決定すると決めました。そのため、これまでごみ収集を独占していた民間会社の従業員たちが、将来への不安から、補償金等を支払わない限り働かないと、ストライキを始めたのです。10月14日、同民間会社が従業員側の要求を受け入れることで合意し、ごみの収集が再開されました。今回の件で、ごみを減らすことやごみの分別について一人一人が見直すきっかけになったらいいと感じました。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



コロナによる一時避難帰国を経て、9月27日にラオスに再赴任いたしました。

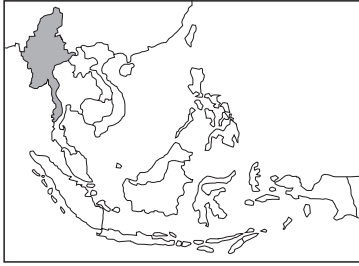
今回は、「ラオス六法（日本語版）2020年9月11日版」を御紹介いたします。伊藤淳・元専門家（2020年3月末離任）が主導して作成を進めてまいりました「ラオス六法（日本語版）」は、当プロジェクトの活動において利用することに加え、在ラオス日本企業・日本人の皆様やその他ラオスに興味を持つ日本語話者の皆様に役立てていただくことを目的とし、ベトナムプロジェクトが完成させた「ベトナム六法」を参考にしながら、日本側及びラオス側関係

機関の協力を得た上、公開することとしたものです（ICDNEWS 2019年12月号伊藤淳専門家論稿御参照）。

当初、ベトナム六法と同様に、ラオス六法の印刷を計画しておりましたが、印刷費の負担の点や印刷後の法律のアップデートの点の取扱いが保留となっており、まずは、ウェブ上の公開としています。ラオス六法は、次のURLを御参照ください（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/ku57pq00002khhw3-att/six_codes_202009.pdf）。ラオス六法PDFにリンクがついており、リンクをクリックすることでその法律の日本語訳PDFにアクセスできます。

現在、ラオスでは147の法律が施行されています（ラオス国民議会ウェブサイト）、そのうち32の法律の日本語訳を掲載しています（2020年5月施行の民法典や2020年8月施行の改正土地法も含まれています）。プロジェクトが継続する限り、半年に一度程度は新法、改正法を追加してアップデートしていく予定です。

(ラオス長期派遣専門家 入江克典)



ミャンマーにおける新型コロナ感染者数及び死亡者数の状況は、2020年9月から10月の1か月で過去最悪の状況になっています。1か月前に比べて感染者数は10倍以上、毎日20～30人の死亡者が確認されるなど、猛威を振るっています。潜在的な感染者数の指標となる陽性率も、「14.6%と東南アジア最悪水準」(NNA ミャンマー紙)とのことです。医療水準が高くないことから、日本であれば救える命が救えないという状況があるのかもしれません。

他方、ミャンマーの裁判所は、コロナ禍で先端的な試みをしており、オンラインで公開する法廷を試験的に開始していて、ヤンゴン高等裁判所での判決言渡しや、同高裁管内の地方裁判所の勾留手続を、オンライン会議システムを利用して実施したようです。判決言渡しをオンラインで公開する手続を傍聴しましたが、手続は淡々と進められ、全部で100件以上の判決言渡しが30分程でなされるのを、Zoomを通じて見ることができました。一般市民への事前告知は裁判所のFacebook等でミャンマー語でなされましたが、ミーティングIDとパスワードを入れれば日本からも見ることができました。おそらく、大量の事件が滞留する中での苦肉の策だと思いますが、国際的にも先端的な試みだと思います。日本でもニューノーマル導入に伴い、司法制度も大きな変革を求められていると思います。引き続きミャンマーの情報をお伝えできればと思います。

他方で、ミャンマーはヤンゴンを中心に都市ロックダウンが続いており、失業者も増えているようです。その日の食事に困るような人も出てきていると聞きます。ミャンマーは仏教的な助け合いの文化が色濃く、寄付や食料の配布などによって貧しい人を助ける習慣が広く根付いていますが、コロナ禍では人と人の接触や集会が制限されるため、慈善活動にも制限が出ているようです。

このような状況の中、日本からリモートでできる慈善活動といえば、寄付をすることくらいです。そこで、プロジェクト内の有志で、銀行のアプリを使って現地スタッフに送金し、スタッフから寄付をしてもらうこととしました。集まったお金でミャンマーの人々のためにどのようなことができるか、まさに今悩んでいるところです。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



インドネシアでは、コロナ感染者数が減らず、首都ジャカルタでは、10月15日現在、2回目の大規模社会制限が行われております。こんな時期ですが、インドネシアでは、雇用創出に係るオムニバス法が国会を通過し、これに反対して各地でデモが起こっています。反対の理由としては種々あるようですが、主として最低賃金を制限する規定や退職金を従前より引き下げる規定等、労働者に不利な規定に対するものが挙げられるようです。

デモで反対していることについて、政府は、「そのような規定は無く、法案をしっかりと見てほしい」などと反論しているようですが、これに対して労働団体の幹部は、「そもそもの法案が最終のものかわからない。」などと再反論しているようです。実際、最終法案とされるものはいくつか出回っているようで、どれが最終法案か国民に分からないというのもインドネシアの問題の一つのように感じられます。

我々専門家は、コロナの影響で帰国を命じられましたが、日本に戻って約9か月でようやく再渡航が許され、2020年12月より再渡航を開始しました。

このコロナの問題が一日も早く収束するのを願ってやみません。

(インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂)

お知らせ

法整備支援連絡会に関するお知らせ

法整備支援連絡会は例年2月頃に開催しておりますが、第22回法整備支援連絡会は、来年度（2021年度）の開催を予定しております。

開催時期等の詳細につきましては、改めて、本誌や当部HP等においてお知らせいたします。

－編集後記－

ICD NEWS 85号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、上富法務総合研究所長から、「平成13年（2001年）と令和2年（いま）」と題して、当部が誕生した2001年頃の司法制度改革における法整備支援に関する議論から、視点を現在に転じて現下の状況での法整備支援の在り方を御紹介いただきました。改めて、多くの方が何らかの形で法整備支援に関わってきたことを思い起こされるとともに、これからの法整備支援の新しい在り方を考える機会となりました。

「外国法制・実務」では、ラオス、カンボジア及び中国における法制度・実務等について、JICA長期派遣専門家等から御紹介いただいております。いずれも、現地専門家等による各国の法制の実情等を知る貴重な記事となっておりますので、是非御覧ください。また、カンボジア及び中国については、次号以降において、カンボジアにおける法曹レベルの法学人材育成を巡る問題や中国における法整備支援の実施状況等も御紹介いただく予定ですので、次号以降も是非御覧ください。

「活動報告」では、本年8月に実施したミャンマーのオンラインセミナーの様子や、ウズベキスタンにおける法整備支援について当部教官が紹介しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、現地への出張や招へいが制限される状況下で、いかに法整備支援を継続していくか、その様子を伺うことのできる記事となっております。

今後の研修等については、掲載したセミナー及びシンポジウムのほかにも、各種研修等の実施につき、現在、関係機関とオンライン会議等で日々調整しており、Web会議システムを通じたオンライン方式などにより、今年度中の実施に向けて動いているところです。

「業務調整専門家の眼」は、本号から始まるシリーズで、法整備支援の最前線である各国現地にいらっしゃる業務調整専門家の方に、これまでの御経験や業務調整専門家の眼から見た法整備支援等について御執筆いただく予定です。

トップバッターとなる本号では、ラオスにおける法の支配発展促進プロジェクトの業務調整専門家である川村仁専門家から、「ラオス法整備支援の10年間」と題して、ラオスの法整備支援プロジェクトに携わった10年間の御経験を御紹介いただいております。10年間という長きにわたり法整備支援に携わられた中での様々な御苦労や工夫、心配り等を伺うことができます。法整備支援に携わっている方、携わりたいと考えている方、また、法整備支援に限らず新しいことに取り組もうとされている方に、是非御覧いただきたい記事です。

「専門官の眼」では、今村佳織主任国際専門官から御寄稿いただきました。研修実施に際しての大変さではありますが、その中でも、楽しみながらやりがいを持って対応されていることが分かります。法整備支援も、人と人のお付き合いの上にあることを改めて気付かされました。本記事により、当部を希望して国際専門官となる方が一人でも多くいらっしゃることを願っております。

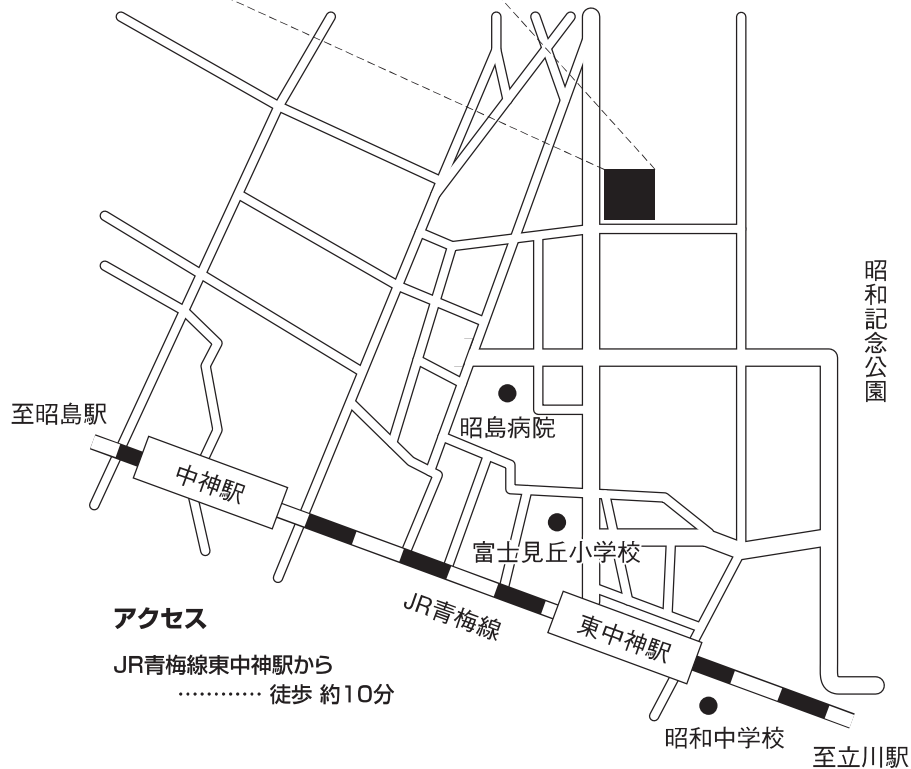
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 嵐 文子



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2020年12月

